

IV 各行政機関が行う政策評価 〔行政機関別状況〕

内閣府

《内閣府》

表 1-1 内閣府の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	内閣府本府政策評価基本計画（平成 20 年 2 月 18 日決定） 平成 20 年 12 月 25 日一部改正 平成 21 年 4 月 22 日一部改正 平成 21 年 7 月 23 日一部改正 平成 22 年 3 月 8 日一部改正 平成 22 年 6 月 14 日一部改正 平成 23 年 3 月 31 日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成 20 年度から 22 年度までの 3 年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第 9 条第 1 号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 計画期間内に評価の対象とする政策は 21 政策 77 施策（平成 23 年 3 月 31 日一部改正） 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：内閣府本府の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等、政策評価担当課等及び調整部局は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。 ○ 内閣府本府は、経済財政政策、科学技術政策等複数の行政機関の所掌に係る政策の総合的推進に関する事務を所掌していることから、これらの政策の企画及び立案に当たっては、政策評価の結果の適切な活用を図る。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を大臣官房政策評価広報課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成 22 年度内閣府本府政策評価実施計画（平成 22 年 6 月 14 日決定） 平成 23 年 3 月 31 日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：21 政策（成果重視事業 1 施策を含む）
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 1-2 内閣府における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：1件 (規制) [表1-3-ア]		評価の結果、規制の新設が妥当とされたもの	1	評価の結果を踏まえ、規制の新設を行うこととした	1				
	事業評価方式：15件 (租税特別措置等) [表1-3-イ]		評価の結果、租税特別措置等の新設、拡充又は延長が妥当とされたもの	15	評価の結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	15				
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：21件 [82施策] (成果重視事業1施策含む) [表1-3-ウ] [実績評価方式：21件] [表1-3-エ]	S (目標以上の成果を達成できた)	13	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 15 機構・定員要求に反映 4 機構要求に反映 2 定員要求に反映 3 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 6 機構・定員要求に反映 3 機構要求に反映 2 定員要求に反映 1 政策の重点化等 5 政策の一部の廃止、休止又は中止 5	15				
			A (達成できた)	53						
			B (一定の成果を挙げたが、達成できなかった)	11						
			C (達成できなかった)	2						
			未集計等	3						
			未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし			—	—	—	—
			未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし			—	—	—	—
			その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし			—	—	—	—

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているため、両者の数は一致しない。

表 1-3 内閣府における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の 1 政策について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 10 日に「公共施設等運営権制度の創設等に係る規制の事前評価書」として公表。

表 1-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公共施設等運営権制度の創設等

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 1-4-(1) 参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の 15 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日及び 10 月 15 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 1-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
2	公益社団・財団法人への寄附金に係る税額控除制度の創設（所得税）
3	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上の特例措置の拡充（個人住民税）
4	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の事業期間以内での償却可能化）
5	P F I 法に規定する選定事業者が取得する一定の公共施設等に係る特例措置の拡充
6	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置
7	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
8	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置
9	沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の拡充
10	「国際戦略総合特区」（仮称）における特例措置
11	「地域活性化総合特区」（仮称）における特例措置
12	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置
13	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置
14	沖縄における雇用促進のための税制上の特例措置（新設）
15	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 1-4-(2) 参照。

2 No. 14 及び 15 は改要望に係る評価書である。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の 21 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 11 月 11 日に「平成 21 年度政策評価書（事後評価）」として公表。

表 1-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	市民活動の促進	引き続き推進
2	公文書等の保存及び利用の取組	改善・見直し
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	引き続き推進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	引き続き推進
5	経済財政政策の推進	改善・見直し
6	地域活性化の推進	改善・見直し
7	科学技術政策の推進	引き続き推進
8	防災政策の推進	引き続き推進
9	沖縄政策の推進	改善・見直し
10	共生社会実現のための施策の推進	改善・見直し
11	栄典事務の適切な遂行	引き続き推進
12	男女共同参画社会の形成の促進	引き続き推進
13	食品の安全性の確保	引き続き推進
14	原子力利用の安全確保	引き続き推進
15	公益法人制度改革等の推進	引き続き推進
16	経済社会総合研究の推進	引き続き推進
17	迎賓施設の適切な運営	引き続き推進
18	北方領土問題の解決の促進	引き続き推進
19	国際平和協力業務等の推進	引き続き推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡	改善・見直し
21	官民人材交流センターの適切な運営	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表1-4-(3)参照。
2 No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、以下の21政策を対象として評価を実施中（平成23年8月公表予定）。

表1-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

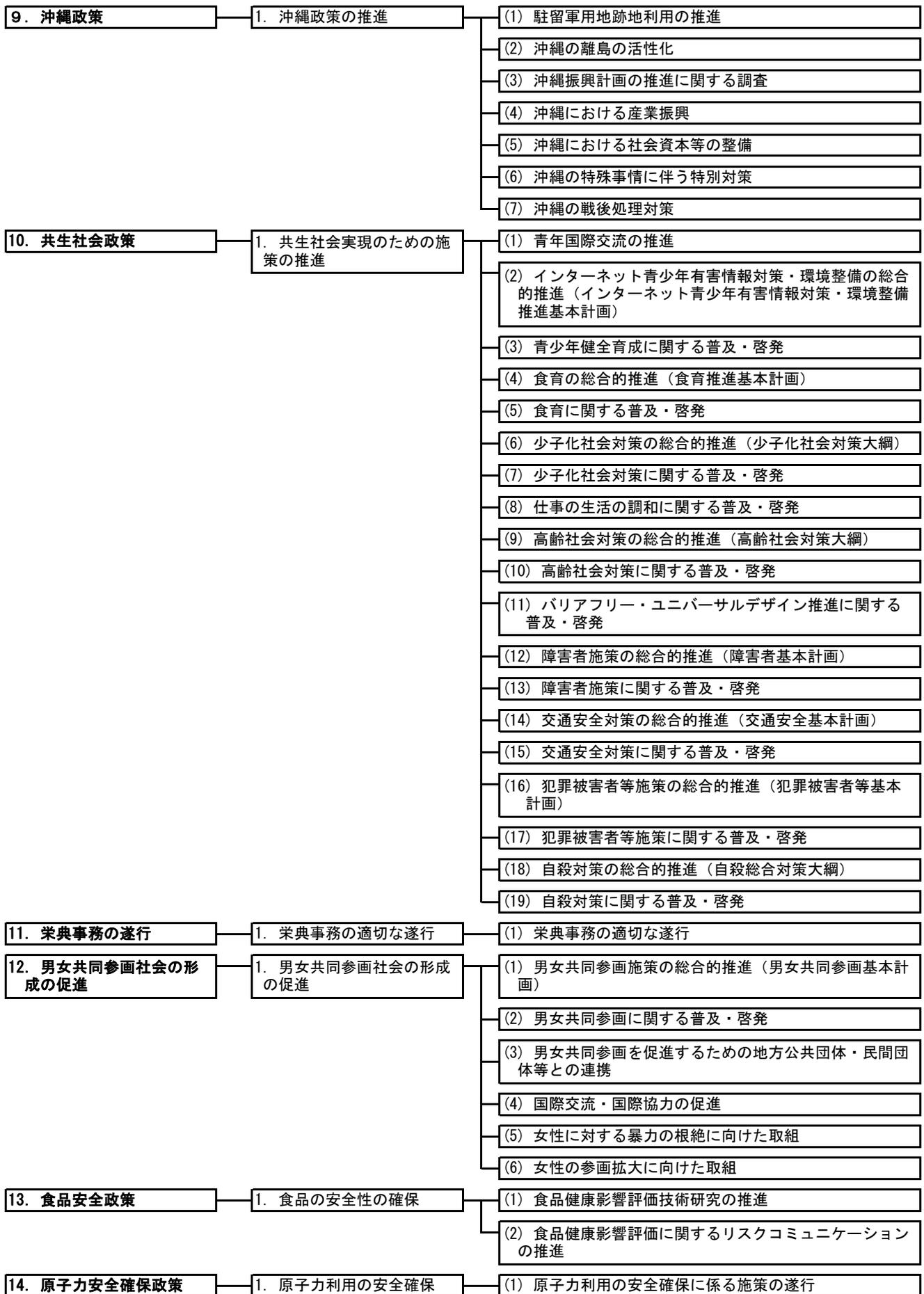
No.	評価対象政策
1	市民活動の促進
2	公文書等の保存及び利用の取組
3	政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進
4	遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進
5	経済財政政策の推進
6	地域活性化の推進
7	科学技術政策の推進
8	防災政策の推進
9	沖縄政策の推進
10	共生社会実現のための施策の推進
11	栄典事務の適切な遂行
12	男女共同参画社会の形成の促進
13	食品の安全性の確保
14	原子力利用の安全確保
15	公益法人制度改革等の推進
16	経済社会総合研究の推進
17	迎賓施設の適切な運営
18	北方領土問題の解決の促進
19	国際平和協力業務等の推進
20	科学に関する重要事項の審議及び研究の連絡
21	官民人材交流センターの適切な運営

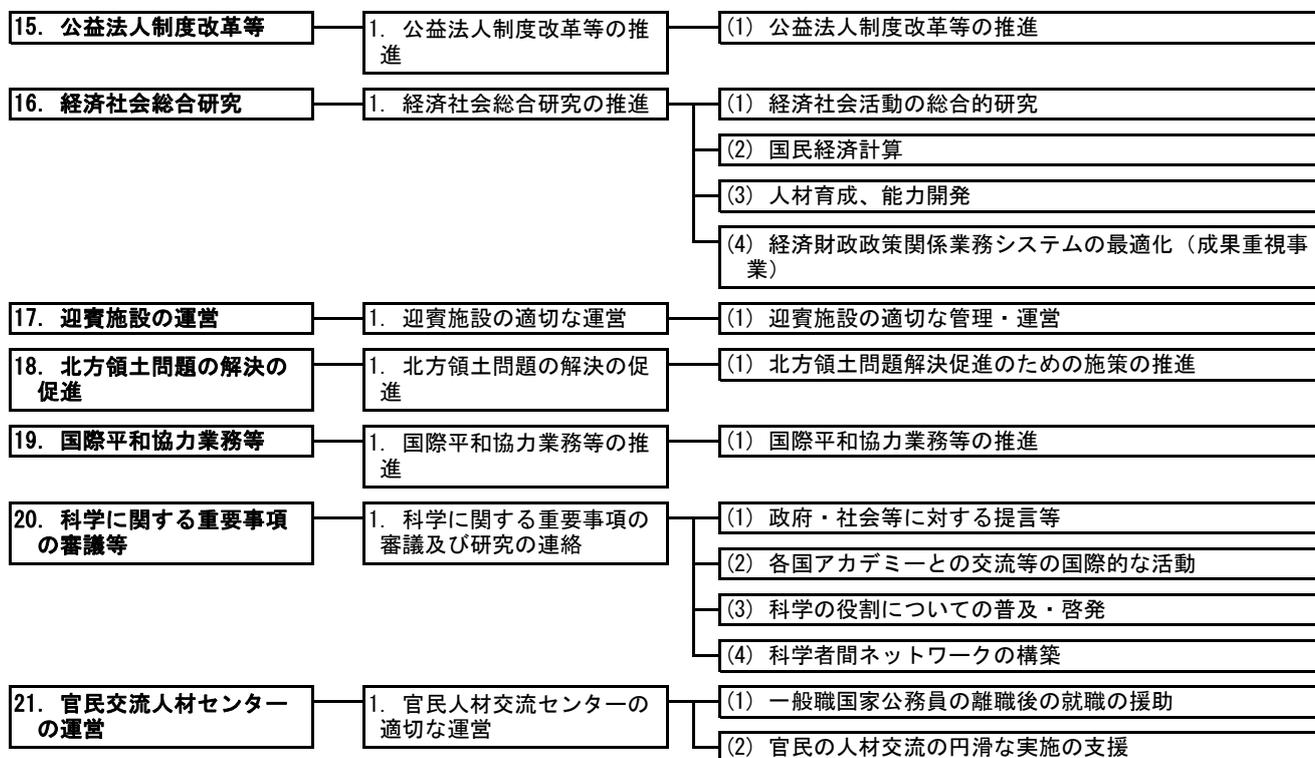
(注) No.16「経済社会総合研究の推進」については、成果重視事業1施策を含む。

政策体系（内閣府）

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

政策分野	政策	施策
1. 市民活動促進	1. 市民活動の促進	(1) 市民活動の促進
2. 公文書館関連政策	1. 公文書等の保存及び利用の取組	(1) 公文書館制度の推進
3. 政府広報・広聴	1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進	(1) 重要施策に関する広報 (2) 世論の調査
4. 遺棄化学兵器廃棄処理	1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進	(1) 化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の発掘・回収
5. 経済財政政策	1. 経済財政政策の推進	(1) 企業再生支援機構の監督体制等の整備 (2) 政府調達に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (3) 対日直接投資の増進 (4) 緊急雇用対策の実施 (5) 道州制特区の推進 (6) 民間資金等活用事業の推進（PFI基本方針含む） (7) 市場開放問題に係る苦情処理を通じた市場アクセスの改善 (8) 競争の導入による公共サービスの改革の推進（公共サービス改革基本方針含む） (9) 国内の経済動向の分析 (10) 国内の経済動向に係る産業及び地域経済の分析 (11) 海外の経済動向の分析
6. 地域活性化政策	1. 地域活性化の推進	(1) 中心市街地活性化基本計画の認定 (2) 地方の元気再生事業の実施 (3) 地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定 (4) 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定 (5) 地域活性化・きめ細やかな臨時交付金の配分計画の策定 (6) 構造改革特区計画の認定 (7) 地域再生計画の認定 (8) 特定地域再生事業会社の指定 (9) 地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 (10) 地域再生支援利子補給金の支給
7. 科学技術政策	1. 科学技術政策の推進	(1) 原子力研究開発利用の推進（原子力政策大綱）
8. 防災政策	1. 防災政策の推進	(1) 防災に関する普及・啓発 (2) 国際防災協力の推進 (3) 災害復旧・復興に関する施策の推進 (4) 防災行政の総合的推進（防災基本計画） (5) 地震対策等の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、内閣府ホームページ(http://www.cao.go.jp/yosan/soshiki/h22/taiou_h22.pdf)参照

宮内庁

《宮内庁》

表 2-1 宮内庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	宮内庁政策評価基本計画（平成19年3月12日策定） 平成21年8月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基準とする。
	3 事後評価の対象等	○ 対象としようとする政策 (1) 新規に行う事務事業等のうち、当該事務事業等に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は当該事務事業等が目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれるもの (2) (1)に掲げるもののほか、直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの ○ 事業評価方式を基準とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 部局等は、予算要求、各種事業計画の策定等の企画立案作業において、評価結果を適時適切に反映し、反映状況を6月末を目途に長官官房秘書課及び長官官房主計課へ報告 ○ 主計課は、予算要求等の審査に際して、評価結果及び当該政策への反映状況を重要な情報として活用 ○ 秘書課は、当該政策への反映状況を審査し、部局等及び主計課に対し、必要に応じ意見を述べる。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見及び要望を受け付けるための窓口は、秘書課とし、インターネットのホームページ等により受け付けるものとする。
実施計画の名称	平成22年度宮内庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：2政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 2-2 宮内庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	{事業評価方式：2件} [表2-3-ア]	—	—	—	—
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 2-3 宮内庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度宮内庁政策評価実施計画」等に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施中（平成 23 年度に公表予定）。

表 2-3-ア 事業評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
1	宮内庁の広報活動の推進
2	正倉院宝物の紹介

公正取引委員会

《公正取引委員会》

表3-1 公正取引委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公正取引委員会における政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日策定） 平成22年3月31日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年4月1日から23年3月31日までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、総合評価又は事業評価の方式で行う。 ○ 事前評価については、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。 ○ 法施行令第3条第6号の規定に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行うこととする。また、同号において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努めることとする。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、事業評価、実績評価及び総合評価の方式により評価することとし、評価方式については、毎年度策定する実施計画において定めるものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策所管課等は、政策評価の結果を施策等の企画立案作業（予算（定員等を含む。）要求、法令等による制度の新設・改廃といった作業）における重要な情報として適時的確に活用し、当該施策等に適切に反映することとする。 ○ 政策所管課等は、各施策等についての政策評価結果を基に、事務総局官房総務課（以下「官房総務課」という。）及び各部局筆頭課と協議の上、国民の視点に立って政策目標がより有効に達成されるよう各施策等の在り方について、必要な見直し作業等を進め、見直し結果について公正取引委員会で審議の上、決定するものとする。 ○ 政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を進めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 基本計画、評価結果等については、官房総務課及び各地方事務所等の窓口並びに公正取引委員会のホームページ上において、一般からの意見・要望等を受け付け、公正取引委員会の政策評価等に適切に反映させるものとする。
実施計画の名称	平成22年度公正取引委員会政策評価実施計画（平成22年3月31日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：4施策等 ○ 総合評価：7施策等
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表3-2 公正取引委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数		政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2 項第1号)	実績評価方式：4件 〔表3-3-ア〕 ≪実績評価方式：1件≫ 〔表3-3-ウ〕	これまでの 取組を 引き続き 進める	4 ≪1≫	評価結果を踏まえ、これまでの 取組を引き続き進めた（進める 予定） 【引き続き推進】	4 ≪1≫
					概算要求に反映	3 ≪1≫
					機構・定員要求に反映	3
					機構要求に反映	0
					定員要求に反映	3
	総合評価方式：7件 〔表3-3-イ〕 ≪総合評価方式：6件≫ 〔表3-3-エ〕	これまでの 取組を 引き続き 進める	6 ≪5≫	1 評価結果を踏まえ、これま での取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	6 ≪5≫	
				概算要求に反映	2 ≪5≫	
		これまでの 取組の 改善・見直 しを行う	1 ≪1≫	2 評価結果を踏まえ、評価対 象政策の改善・見直しを行っ た 【改善・見直し】	1 ≪1≫	
					概算要求に反映	1 ≪1≫
					政策の重点化等	1
	未着手 (法第7条第2 項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	未了 (法第7条第2 項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
	その他の 政策 (法第7条第2 項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—

(注) ≪ ≫は、平成16年度、平成17年度、平成19年度及び平成21年度に評価結果が公表され、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 3-3 公正取引委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 4 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「実績評価書」として平成 22 年 7 月 28 日及び 23 年 3 月 30 日に公表。

表 3-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	審判手続（平成 21 年度）	引き続き推進
2	企業結合の審査（平成 21 年度）	引き続き推進
3	独占禁止法違反行為に対する措置（平成 21 年度）	引き続き推進
施策 2 公正な取引慣行の推進		
4	下請法違反行為に対する措置（平成 21 年度）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 3-4-(1) 参照。

(2) 所掌する政策のうち、政策評価の対象とするものについて、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成 22 年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、以下の 7 施策等を対象として評価を実施し、その結果を「総合評価書」として平成 22 年 7 月 28 日及び 23 年 3 月 30 日に公表。

表 3-3-イ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策 1 迅速かつ実効性のある法運用		
1	企業結合の審査－企業結合審査における独占禁止法上の問題点の指摘－	引き続き推進
施策 2 公正な取引慣行の推進		
2	取引慣行等の実態把握・改善－広告業界の取引実態に関する調査－	引き続き推進
3	事業活動に関する相談・指導－独占禁止法相談ネットワークの取組－	改善・見直し
4	中小事業者を取り巻く取引の公正化－下請法・独占禁止法（優越的地位の濫用）に関する相談対応－	引き続き推進
施策 3 競争環境の整備		
5	競争政策の普及啓発－公正取引委員会の広報・広聴活動－	引き続き推進
6	競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化－共同研究の実施、公開セミナー、国際シンポジウムの開催－	引き続き推進
7	規制改革後の市場の機能の監視－政策評価における「競争状況への影響の	引き続き推進

	把握・分析等の方法」の普及・定着への取組－	
--	-----------------------	--

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表3-4-(2)参照。

- (3) 以下の1施策等は、「平成16年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成16年7月28日に公表し、「平成16年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-ウ 実績評価方式により平成21年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	公正かつ自由な競争のルール of 厳正な運用－平成15年度における独占禁止法に基づく審判手続－	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表3-4-(3)参照。

- (4) 以下の6施策等は、「平成17年度公正取引委員会政策評価実施計画」、「平成19年度公正取引委員会政策評価実施計画」及び「平成21年度公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、評価を実施、その結果を平成17年11月17日、19年7月25日、20年3月28日、21年7月22日及び22年3月31日に公表し、「平成17年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」、「平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表3-3-エ 総合評価方式により平成21年度以前に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
施策2 ルールある競争社会の推進		
1	不公正な取引方法等の規制－知的財産の利用等に係る不公正な取引方法等の規制の取組－	引き続き推進
2	取引慣行等の実態把握・改善－ガソリン・家電製品の流通実態の調査－	改善・見直し
3	中小企業を取り巻く取引の公正化－大規模小売業告示及び同告示運用基準の周知－	引き続き推進
施策3 競争環境の積極的な創造		
4	国際協力の推進－国際競争ネットワーク（ICN）第7回年次総会の主催を通じた国際協力－	引き続き推進
5	法令遵守意識の向上（成果重視事業）－企業及び発注機関における法令遵守意識等の向上－	引き続き推進
6	規制改革分野における競争環境の整備－「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表－	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表3-4-(4)参照。

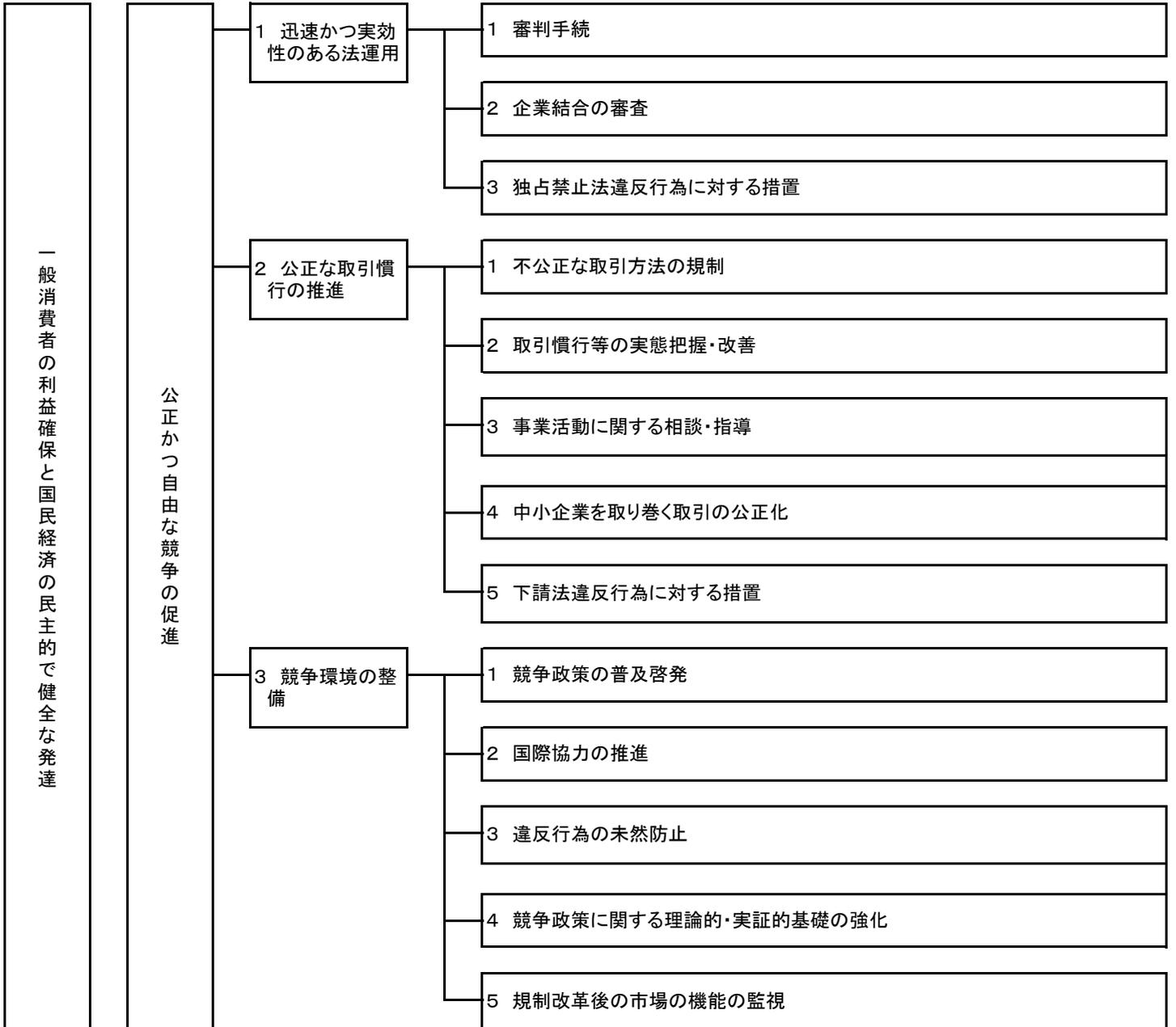
政策体系(公正取引委員会)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標

政策

施策



(注) 政策ごとの予算との対応については、公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/info/seisakuyosan22.pdf>)参照

国家公安委员会・警察厅

《国家公安委員会・警察庁》

表 4-1 国家公安委員会・警察庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画（平成20年12月25日策定） 平成22年7月8日改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年1月1日から24年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 政策評価の方式は、原則として事業評価方式とし、必要に応じ総合評価方式とすることができるものとする。 ○ 事前評価は、新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する。 ○ 評価を実施する場合は、評価の対象となる政策の必要性、予測される達成効果及び達成時期、当該政策を選定することの有効性、適正性、事後的な評価方法等を明らかにした上で、政策の目的が国民や社会のニーズに照らして妥当かどうか、費用に見合った効果が得られるかどうかなどの観点から行う。
	3 事後評価の対象等	○ 政策評価の方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 実績評価方式：所掌する政策の体系として、警察行政における主要な目標として基本目標を設定し、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標として業績目標を選択した上で実施する。 事業評価方式：既に実施されている国民の権利及び利益に重大な影響を及ぼす規制、租税特別措置等、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策を中心に、政策の目的、目標等の実現状況を明らかにするため実施する。 総合評価方式：次に掲げる政策について重点的に行う。 ・ 社会経済情勢の変化により見直し及び改善が必要とされるもの ・ 国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ・ 社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ・ 従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ・ 評価を実施してから長期間が経過したもの ○ 計画期間内に対象とする政策：17政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設及び改廃、各種計画の策定等政策の企画立案作業にできる限り反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する国民からの意見及び要望の受付窓口は、長官官房総務課（以下、「総務課」という。）とする。また、警察庁ウェブサイトに国民からの意見及び要望を受け付けるコーナーを設ける。 ○ 国民から寄せられた意見及び要望については、その内容に応じて、今後の政策の企画立案や評価に適切に活用するとともに、できる限り、国家公安委員会又は総務課、政策評価担当課若しくは政策所管課から回答する。
実施計画の名称	平成22年度政策評価の実施に関する計画（平成22年3月18日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価： (1) 平成21年1月から22年3月までの間を評価期間とする8の基本目標と30の業績目標について評価書を作成。 (2) 平成22年度を評価期間とする7の基本目標と

		<p>29の業績目標について評価を実施（23年度に評価書を作成）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価：2つの規制について評価書を作成（2つの事業及び11の規制について平成23年度に評価書を作成）。 ○ 総合評価：1つの行政課題について評価書を作成（1つの行政課題について平成23年度に評価書を作成）。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

(注) このほか、7の基本目標と29の業績目標について定めた「平成22年度実績評価計画書」（平成22年3月）を策定している。

表 4-2 国家公安委員会・警察庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数					
事前評価	事業評価方式：4件 (規制)〔表4-3-ア〕	規制の新設は妥当	4	評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする改正法案を国会へ提出	2				
				評価結果を踏まえ、新規規制を 内容の一部とする政令を制定	2				
	事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表4-3-イ〕	必要性等は認められる	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を提出	1				
事後評価	実施計画 期間内の 評価対象 政策 (法第7条第2項 第1号)	実績評価方式：30件 〔表4-3-ウ〕	達成	7	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた (進める予定) 【引き続き推進】	29			
			おおむね達成	18	概算要求に反映	25			
					機構・定員要求に反映	19			
					機構要求に反映	5			
		定員要求に反映	18						
		達成が十分とは 言い難い	5	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1				
		総合評価方式：1つの行政課題 〔表4-3-オ〕	1	これまでの取組を引き続き進める	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1		
								概算要求に反映	1
								機構・定員要求に反映	1
								機構要求に反映	1
定員要求に反映	1								
事業評価方式：2件 (規制)〔表4-3-キ〕	2	新設された規制は妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2				
{事業評価方式：13件} (規制)〔表4-3-ク〕 (事業)〔表4-3-ケ〕									
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—				
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—				
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—				

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表 4-3 国家公安委員会・警察庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年5月27日及び23年3月9日に「規制の事前評価書」として公表。

表 4-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正	
1	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加
2	ラブホテル等営業として規制される営業の範囲の拡大
犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正	
3	犯罪による収益の移転防止に関する法律の規制対象となる事業者の追加
4	規制対象の事業者が一定の取引に際し顧客等について確認しなければならない事項の追加

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月19日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 4-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	捜査特別報奨金の非課税

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(2)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の8の基本目標と30の業績目標を対象として評価を実施し、その結果を平成22年7月8日に「平成21年度実績評価書」として公表。

表 4-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本目標1 市民生活の安全と平穩の確保		
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり	引き続き推進
2	地域警察官による街頭活動の強化	引き続き推進
3	少年非行の防止	引き続き推進
4	犯罪等からの少年の保護	引き続き推進
5	良好な生活環境の保持	引き続き推進
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保	引き続き推進
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止	引き続き推進
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進		
8	重要犯罪に係る捜査の強化	引き続き推進

9	重要窃盗犯に係る捜査の強化	引き続き推進
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化	引き続き推進
11	振り込め詐欺（恐喝）等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化	引き続き推進
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進	引き続き推進
13	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施	引き続き推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化		
14	暴力団の存立基盤の弱体化	引き続き推進
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化	引き続き推進
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化	引き続き推進
17	来日外国人犯罪対策の強化	引き続き推進
18	犯罪収益対策の推進	引き続き推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保		
19	歩行者・自転車利用者の安全確保	引き続き推進
20	高齢運転者による交通事故の防止	引き続き推進
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立	引き続き推進
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少	引き続き推進
23	道路交通環境の整備	引き続き推進
基本目標5 国の公安の維持		
24	重大テロ事案等の予防鎮圧	引き続き推進
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処	引き続き推進
26	警備犯罪取締りの的確な実施	引き続き推進
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による諜報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処	引き続き推進
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実		
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実	引き続き推進
基本目標7 安心できるIT社会の実現		
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止	引き続き推進
基本目標8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上		
30	警察行政の電子化の推進	廃止、休止、中止

（注）各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表4-4-(3)参照。

（2）所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の7の基本目標と29の業績目標について評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-エ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
基本目標1 市民生活の安全と平穏の確保	
1	犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり
2	地域警察官による街頭活動及び初動警察活動の強化
3	少年非行の防止
4	犯罪等からの少年の保護
5	良好な生活環境の保持
6	経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保
7	環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
基本目標2 犯罪捜査の的確な推進	
8	重要犯罪に係る捜査の強化
9	重要窃盗犯に係る捜査の強化
10	政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化
11	振り込め詐欺（恐喝）の捜査活動及び予防活動の強化
12	科学技術を活用した捜査の更なる推進

13	被疑者取調べの適正化の更なる推進
基本目標3 組織犯罪対策の強化	
14	暴力団の存立基盤の弱体化
15	取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化
16	銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化
17	来日外国人犯罪対策の強化
18	犯罪収益対策の推進
基本目標4 安全かつ快適な交通の確保	
19	歩行者・自転車利用者の安全確保
20	高齢運転者による交通事故の防止
21	飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立
22	被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少
23	道路交通環境の整備
基本目標5 国の公安の維持	
24	重大テロ事案等の予防鎮圧
25	大規模自然災害等の重大事案への的確な対処
26	警備犯罪取締りの的確な実施
27	国内外における情報収集・分析機能の強化による対日有害活動・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
基本目標6 犯罪被害者等の支援の充実	
28	犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
基本目標7 安心できるIT社会の実現	
29	情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止

- (3) 総合評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の1つの行政課題を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月2日に「総合評価書 警察改革の推進」として公表。

表4-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	警察改革の推進	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(4)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の1つの行政課題を対象として評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	振り込め詐欺対策の推進

- (5) 事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2つの規制を対象として評価を実施し、その結果を平成23年3月31日に「事業評価書 警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制」として公表。

表4-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策（規制）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
警備業法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第244号）により新設された規制		
1	警備業者が書面交付に代えて情報通信の技術を利用する方法を用いる場合の手續	引き続き推進

2	登録講習機関の登録の有効期間を3年とする	引き続き推進
---	----------------------	--------

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表4-4-(5)参照。

(6) 事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の11の規制を対象として評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-ク 事業評価方式により評価実施中の政策（規制）

No.	評価対象政策
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第119号）により新設された規制	
1	風俗営業の許可の欠格事由等の追加
2	風俗営業者等に対する接客従業者の在留資格等の確認の義務付け
3	性風俗関連特殊営業を営む者に対する届出受理書の備付け及び提示義務
4	デリバリーヘルス営業に係る受付所及び待機所を届出対象に追加
5	受付所に対する店舗型ファッションヘルスと同様の営業禁止区域等の規制の適用
6	警察職員による立入りの対象施設にデリバリーヘルス営業に係る事務所、受付所及び待機所を追加
7	客引きをするための立ちふさがり、つきまとい行為の禁止
8	性風俗関連特殊営業を営む者による住居へのビラ等の頒布、広告制限区域等における広告物の表示等の直罰化及び無届業者の広告宣伝等の禁止
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第369号）により新設された規制	
9	接客業務受託営業の営業停止事由となる重大な不正行為の追加
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（平成18年法律第41号）により新設された規制	
10	準空気銃の所持の禁止
11	猟銃の所持許可の欠格事由の追加

(7) 事業評価方式を用いて、「平成22年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、以下の2つの事業を対象として評価を実施中（平成23年度中に公表予定）。

表4-3-ケ 事業評価方式により評価実施中の政策（事業）

No.	評価対象政策
1	被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
2	指定等法人が実施する指定、登録等に係る事務・事業

政策体系(国家公安委員会・警察庁)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標	業績目標
1 市民生活の安全と平穏の確保	1 犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり 2 地域警察官による街頭活動の強化 3 少年非行の防止 4 犯罪等からの少年の保護 5 良好な生活環境の保持 6 経済犯罪等の取締りの推進による良好な経済活動等の確保 7 環境事犯の取締りの推進による環境破壊等の防止
2 犯罪捜査の的確な推進	1 重要犯罪に係る捜査の強化 2 重要窃盗犯に係る捜査の強化 3 政治・行政・経済の構造的不正の追及の強化 4 振り込め詐欺(恐喝)等匿名性の高い知能犯罪の捜査活動及び予防活動の強化 5 科学技術を活用した捜査の更なる推進 6 被疑者取調べ適正化のための監督の適切な実施
3 組織犯罪対策の強化	1 暴力団の存立基盤の弱体化 2 取締りの強化による薬物密輸・密売組織の弱体化 3 銃器犯罪の取締りの強化による暴力団等犯罪組織の弱体化 4 来日外国人犯罪対策の強化 5 犯罪収益対策の推進
4 安全かつ快適な交通の確保	1 歩行者・自転車利用者の安全確保 2 高齢運転者による交通事故の防止 3 飲酒運転対策を始めとする悪質・危険運転者対策の推進による交通秩序の確立 4 被害軽減対策の推進による交通事故死者数の減少 5 道路交通環境の整備
5 国の公安の維持	1 重大テロ事案等の予防鎮圧 2 大規模自然災害等の重大事案への的確な対処 3 警備犯罪取締りの的確な実施 4 国内外における情報収集・分析機能の強化による謀報・国際テロ等の未然防止及びこれらの事案への的確な対処
6 犯罪被害者等の支援の充実	1 犯罪被害者等に対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実
7 安心できるIT社会の実現	1 情報セキュリティの確保とネットワーク利用犯罪等サイバー犯罪の抑止
8 ITを活用した国民の利便性・サービスの向上	1 警察行政の電子化の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、警察庁ホームページ(http://www.npa.go.jp/yosan/kaikei/h22_seisaku_yosan.pdf)参照

金融庁

《金融庁》

表5-1 金融庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	金融庁における政策評価に関する基本計画（平成20年7月3日策定） 平成22年8月24日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年7月1日から24年3月31日まで ○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第9条及び法施行令第3条第1号から第5号に該当する政策（要件に該当する個々の研究開発、公共事業、政府開発援助） (2) 法第9条及び法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規則の内容の変更をすることを目的とする政策） (3) 法第9条及び法施行令第3条第7号及び第8号に該当する政策（租税特別措置等のうち法人税、法人住民税及び法人事業税関係の措置の新設、拡充及び延長を目的とする政策） (4) 新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きい事業（(1)を除く） (5) (1)に準ずるもので、社会的影響の大きい政策
3 事後評価の対象等		<ul style="list-style-type: none"> ○ 事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式を基本とする。ただし、法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策については、租税特別措置等に係るガイドライン等に基づき実施する。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 実績評価：金融庁の任務を達成するために重要な政策 事業評価：法第7条第2項第2号に該当する政策（総合評価方式を適用するものを除く。）及び事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 総合評価：政策の決定から一定期間を経過した政策 租税特別措置等に係る政策の事後評価：法第9条及び法施行令第3条第7号に該当する政策
4 政策評価の結果の政策への反映		<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価を実施した場合には、政策所管部局は、予算及び機構・定員、法令審査等を担当する部局とも調整しつつ政策評価の結果を踏まえ検討を行い、新規の政策の立案又は現行の政策の見直しに活用することにより、政策評価の結果を政策へ適切に反映させるものとする。
5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備		<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、総務企画局政策課政策評価室とし、金融庁のホームページ等において意見を受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望については、政策評価の質を向上させるため、関係する部局等において適切に活用を図るものとする。
実施計画の名称	平成22年度金融庁政策評価実施計画（平成22年3月31日策定） 平成22年8月24日一部改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：24施策 ○ 事業評価：過去に事前評価を実施し平成22年度に効果が発現する予定の事業（成果重視事業については、平成22年度中の効果の発現予定の有無に関わらず事後評価を実施）
2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）		該当する政策なし
3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）		該当する政策なし

表5-2 金融庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数										
事前評価	事業評価方式：19件 (規制) 〔表5-3-ア〕	規制の新設又は改廃は妥当	19	1 評価結果を踏まえ、法案を国会に提出した	13										
				2 評価結果を踏まえ、政令等を制定及び改正した(改正する予定)	6										
	事業評価方式：6件 (租税特別措置等) 〔表5-3-イ〕	租税特別措置等の新設、拡充又は延長は妥当	6	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った											
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：24件 〔表5-3-ウ〕 〔実績評価方式：24件〕 〔表5-3-エ〕	施策の達成に向けて成果が上がっており、今後もこれまでの取組を進めていく必要がある	8	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】 概算要求に反映 5 機構・定員要求に反映 7 機構要求に反映 3 定員要求に反映 7	8									
							施策の達成に向けて一定の成果が上がっているが、取組の充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要がある	16	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】 概算要求に反映 9 機構・定員要求に反映 7 機構要求に反映 4 定員要求に反映 7	16					
											事業評価方式：3件 (成果重視事業1件含む) 〔表5-3-オ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1
											事業評価方式：1件 (租税特別措置等) 〔表5-3-カ〕	取組を引き続き推進	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	1
							未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—					
							未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
							その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—					

(注) { } は、評価を実施中のもの(外数)である。

表5-3 金融庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の19政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、8月4日、10月22日、23年1月28日、3月10日及び3月11日に「規制の事前評価書」として公表。

表5-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	公益法人等が行う共済事業に対する保険業法の規制の特例措置の導入
2	会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準、包括利益の表示に関する会計基準の策定等に伴う財務諸表等規則等の改正
3	証券会社の連結規制・監督に係る総資産基準額の規定
4	デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し
5	募集又は売出しの判定のための人数通算対象に対するストック・オプションの付与の除外
6	連結ソルベンシー・マージン規制の導入
7	ライツ・オファリング（新株予約権無償割当てによる増資）の利用の円滑化を図るための開示制度等の整備
8	コミットメントライン（特定融資枠契約）の借主の範囲拡大
9	銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁
10	プロ等に限定した投資運用業の規制緩和
11	不動産投資活性化等のための資産流動化スキームに係る規制の弾力化
12	英文開示の範囲拡大
13	企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（試験制度の見直し）
14	企業財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（公認会計士資格制度の見直し）
15	企業の財務書類等の質の向上を図るための公認会計士制度の見直し（企業財務会計士の創設等）
16	投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加
17	保険会社の同一グループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への移行
18	破綻時に預金の払戻しを迅速に行うための所要の規定整備
19	認可特定保険業者に係る制度整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(1)参照。

- (2) 租税特別措置等に係る以下の6政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表5-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	イスラム金融に関する所要の税制措置
2	特別法人税の撤廃
3	投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の見直し
4	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例措置の恒久化
5	少額短期保険業者に係る収入割の特例措置の延長
6	企業年金等への移行が不可能な適格退職年金に係る税制上の特例措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 21 年度実績評価書」として公表。

表 5-3-ウ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保		
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること		
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施	引き続き推進
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施	改善・見直し
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること		
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステムミックリスクの未然防止	引き続き推進
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献	引き続き推進
5	新興市場国の金融当局への技術支援	引き続き推進
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護		
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること		
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	改善・見直し
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実	改善・見直し
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立	改善・見直し
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応	改善・見直し
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること		
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視	改善・見直し
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進	改善・見直し
12	市場の透明性確保に向けた会計制度の整備	改善・見直し
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実	引き続き推進
14	公認会計士監査の充実・強化	改善・見直し
基本目標Ⅲ 円滑な金融等		
施策目標 1 活力のある市場を構築すること		
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計	改善・見直し
16	決済システム等の整備	引き続き推進
17	専門性の高い人材の育成等	改善・見直し
18	個人投資家の参加拡大	改善・見直し
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること		
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度設計	改善・見直し
20	中小企業金融をはじめとした金融の円滑化及び地域密着型金融の推進	改善・見直し
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること		
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上	引き続き推進
(業務支援基盤整備に係る施策)		
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施	改善・見直し
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進	引き続き推進
24	専門性の高い調査研究の実施	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 5-4-(3) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、以下の 24 施策を対象に評価を実施中（平成 23 年 8 月公表予定）。

表 5-3-エ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策Ⅰ 金融機能の安定の確保	
施策目標 1 金融機関が健全に経営されていること	
1	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施
2	金融機関を巡る状況の変化に対応した、効果的・効率的な検査の実施
施策目標 2 金融システムの安定が確保されていること	
3	預金等定額保護下における円滑な破綻処理のための態勢整備及びシステミックリスクの未然防止
4	国際的な金融監督のルール策定等への貢献
5	アジア域内の金融・資本市場の整備への協力、及び他のアジア諸国での我が国企業の展開を支え、自らも展開する金融業の支援
基本政策Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護	
施策目標 1 金融サービスの利用者（預金者・保険契約者・投資者等）が安心してそのサービスを利用できること	
6	金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底
7	利用者保護のための情報提供・相談等の枠組みの充実
8	金融機関等の法令等遵守態勢の確立
9	金融関連の犯罪に対する厳正かつ適切な対応
施策目標 2 公正、透明な市場を確立し維持すること	
10	取引の公正を確保し、投資者の信頼を保持するための市場監視
11	市場の公正性・透明性の確保に向けた市場関係者の自主的な取組みの促進
12	市場の透明性確保に向けた会計制度等の整備・定着
13	金融商品取引法に基づくディスクロージャーの充実
14	公認会計士監査の充実・強化
基本目標Ⅲ 円滑な金融等	
施策目標 1 活力のある市場を構築すること	
15	多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着
16	決済システム等の整備・定着
17	専門性の高い人材の育成等
18	個人投資家の参加拡大
施策目標 2 金融サービス業の創意工夫・活力・競争を促し、広く金融サービスの利用者利便の向上を図ること	
19	金融サービス業の活力と競争の促進に向けた制度の整備・定着
20	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化及び地域密着型金融の推進
施策目標 3 金融の円滑を図るためのより良い規制環境（ベター・レギュレーション）を実現すること	
21	金融行政の透明性・予測可能性の向上
(業務支援基盤整備に係る施策)	
22	職員の育成・強化のための諸施策の実施
23	行政事務の電子化等による利便性の高い効率的な金融行政の推進
24	専門性の高い調査研究分析の実施

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、過去に事業評価（事前評価）を実施し、平成 22 年度に効果が発現する事業のうち以下の 2 事業及び以下の 1 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度事業評価書」として公表。

表5-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化	—
2	証券短期売買システムの開発	—
3	金融庁業務支援統合システムの開発（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(4)参照。

2 No.1、2は、事業終了後の評価を実施したものである。

(4) 「平成22年度金融庁政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表5-3-カ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

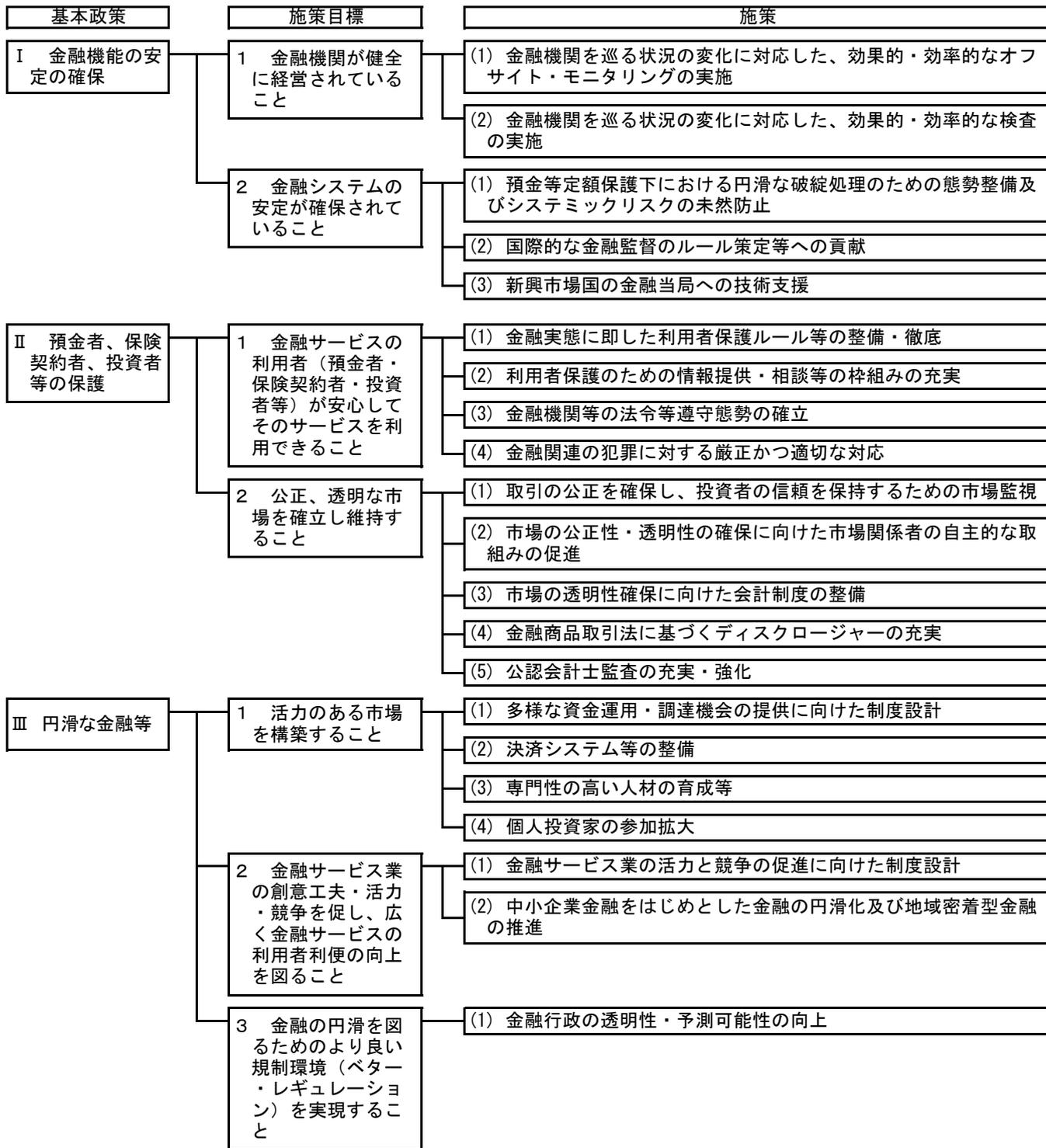
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	損害保険会社等の火災保険等に係る異常危険準備金の積立額の損金算入	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表5-4-(5)参照。

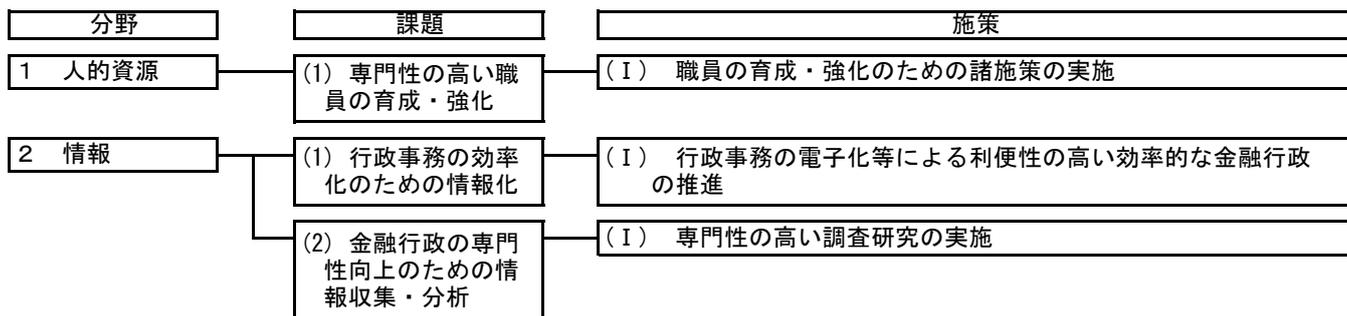
別表

政策体系(金融庁)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(業務支援基盤整備に係る施策)



(注) 政策ごとの予算との対応については、金融庁ホームページ(<http://www.fsa.go.jp/common/budget/yosan/seisaku22.pdf>)参照

消費者庁

《消費者庁》

表6-1 消費者庁の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	消費者庁政策評価基本計画（平成22年3月31日決定） 平成22年10月7日一部改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成21年9月1日から25年3月31日まで
	2 事前評価の対象等	○ 事業評価方式を基本とする。 ○ 予算要求を伴う新たな政策や新設される制度のうち、法第9条第1号に該当すると考えられる政策が対象となる。政策の単位は、「事務事業」レベルで捉えることが可能な政策が中心となる。 ○ 規制の新設等による影響の評価を行う場合は、その方式及び対象について、「規制の事前評価の実施に関するガイドライン（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承）」等を踏まえ、決定する。
	3 事後評価の対象等	○ 総合評価方式、実績評価方式、事業評価方式のいずれかによる。 ○ 評価方式別の評価対象は、以下のとおり。 総合評価方式：実績評価方式による評価の結果を受けて様々な角度から掘り下げて分析することが必要と認められる政策（狭義）等。 実績評価方式：消費者庁の主要な行政目的に係る政策（狭義）及び成果重視事業。 事業評価方式：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの。「事務事業」レベルでとらえることが可能な政策が中心となる。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 各課等は、政策の企画立案作業（予算要求（機構・定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等）及びそれに基づく政策の実施における重要な情報として、政策評価の結果を活用し、当該政策に適時適切に反映させるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、窓口を総務課とし、文書やインターネットのホームページ等により受け付ける。
実施計画の名称	平成22年度消費者庁政策評価実施計画（平成22年10月7日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：10施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表6-2 消費者庁における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数			
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：10件 〔表6-3-ア〕 {実績評価方式：10件} 〔表6-3-イ〕	A：目標以上の成果を達成できた B：達成できた C：達成に向けて進展があった	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	1		
				5		25	概算要求に反映	1
							機構・定員要求に反映	1
							機構要求に反映	1
							定員要求に反映	1
				9		2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	概算要求に反映	7
機構・定員要求に反映	4							
機構要求に反映	4							
定員要求に反映	4							
政策の重点化等	2							
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—			
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—			

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 実績評価方式については、「政策評価の結果の内訳別件数」欄は施策の数を、「政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数」欄は政策の数を、それぞれ計上しているので、両者の数は一致しない。

表6-3 消費者庁における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成21年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成21年度政策評価書(事後評価)」として公表。

表6-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	改善・見直し
2	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進	改善・見直し
3	個人情報保護に関する施策の推進	改善・見直し
4	一元的な消費者情報の集約・分析	改善・見直し
5	地方消費者行政の推進	改善・見直し
6	消費者の安全確保のための施策の推進	改善・見直し
7	消費者取引対策の推進	引き続き推進
8	物価対策の推進	改善・見直し
9	消費者表示対策の推進	改善・見直し
10	食品表示対策の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表6-4-(1)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度消費者庁政策評価実施計画」に基づき、以下の10施策を対象として評価を実施中。

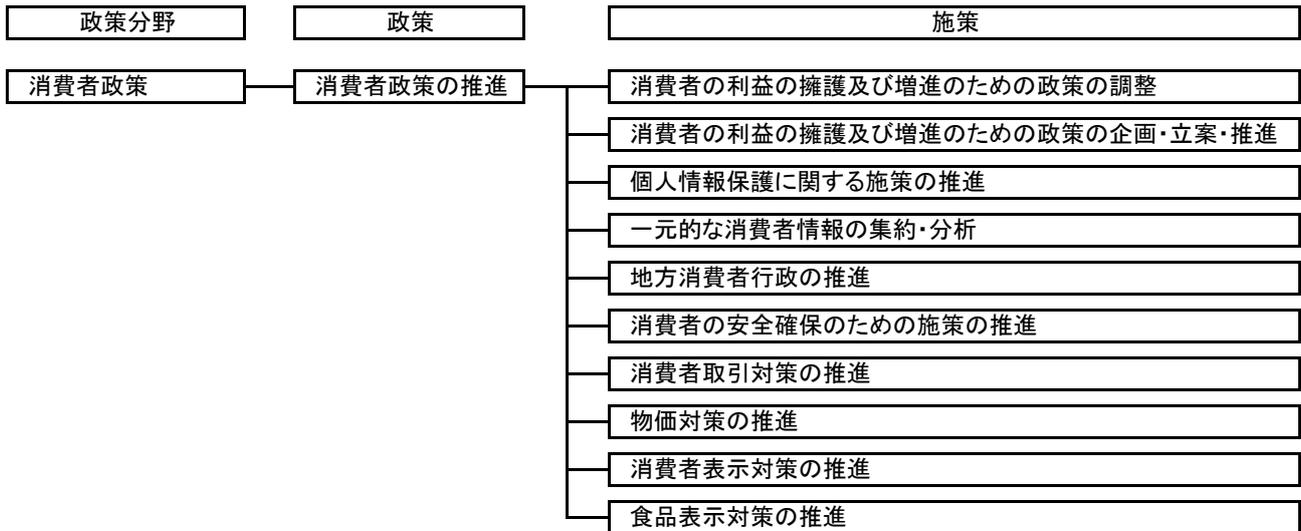
表6-3-イ 実績評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整
2	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進
3	個人情報保護に関する施策の推進
4	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供
5	地方消費者行政の推進
6	消費者の安全確保のための施策の推進
7	消費者取引対策の推進
8	物価対策の推進
9	消費者表示対策の推進
10	食品表示対策の推進

別表

政策体系(消費者庁)

※この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、消費者庁ホームページ
(<http://www.caa.go.jp/info/yosan/pdf/22seisakuyosan.pdf>)参照

総務省

《総務省》

表 7-1 総務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	総務省政策評価基本計画（平成19年11月26日策定） 平成21年3月31日改正 平成22年3月30日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の対象政策は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業 (2) 既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業又は研究開発課題 (3) 規制の新設又は改廃を目的とする政策
	3 事後評価の対象等	○ 基準とする評価方式は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式とする。 ○ 評価方式別の評価の対象は、次のとおりとする。 実績評価：総務省の主要な政策 事業評価：次のいずれかに該当する政策で実施計画で定めた政策 (1) 事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの (2) 一定期間継続している研究開発制度（(1)に該当するものを除く。） (3) 一定期間継続している事業（(1)及び(2)に該当するものを除く。）であって相当程度の社会的影響等があると認められる事業 総合評価：(1) 総務省の主要な政策 (2) 分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策の所管部局等及び当該政策の査定を担当する大臣官房各課は、政策評価の結果を政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、法令等による制度の新設・改廃等をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口は、大臣官房政策評価広報課とし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。
実施計画の名称	平成22年度総務省政策評価実施計画（平成22年3月30日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：20の主要な政策のうち5政策（その他に成果重視事業6件） ○ 事業評価：14政策（成果重視事業1件含む）
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 総合評価：20の主要な政策のうち7政策

表 7-2 総務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数								
事前評価		事業評価方式：7件 (研究開発課題) 〔表7-3-ア〕	有効性・効率性等が認められる	7	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映 概算要求に反映	7 7						
		事業評価方式：6件 (規制) 〔表7-3-イ〕	必要性等が認められる	6	評価結果を踏まえ、法令等に反映	6						
		事業評価方式：14件 (租税特別措置等) 〔表7-3-ウ〕	必要性等が認められる	14	評価結果を踏まえ、税制改正要望等に反映	14						
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 〔表7-3-エ〕	着実に取組効果が現れていることが認められる	5	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3						
					概算要求に反映	3						
					機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	1 1 1						
2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	2											
概算要求に反映	2											
機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	1 0 1											
政策の重点化等	2											
政策の一部の廃止、休止又は中止	1											
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—						
							未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—
概算要求に反映	4 《5》											
機構・定員要求に反映 機構要求に反映	3 《2》 0											
《総合評価方式：6件》 〔表7-3-キ〕 〔表7-3-ク〕												

政策評価の対象 としようとした 政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数	
				定員要求に反映 3 《 2 》
				2 評価結果を踏まえ、評 価対象政策の改善・見直 しを行った（することと した又はする予定） 【改善・見直し】 3 《 1 》
				概算要求に反映 3 《 1 》
				機構・定員要求に反映 1 《 1 》
				機構要求に反映 1
				定員要求に反映 1 《 1 》
				政策の重点化等 2

(注) 《 》は、平成 20 年度及び平成 21 年度に評価結果が公表され、「平成 20 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」及び「平成 21 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 7-3 総務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度予算概算要求を行う以下の 7 の研究開発課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日に「平成 22 年度事前事業評価書」として公表。

表 7-3-ア 個別研究開発課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	次世代無線通信測定技術の研究開発（拡充） 100GHz 超帯域無線信号の高精度測定技術の研究開発
2	ホワイトスペースにおける新たなブロードバンドアクセスの実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発
3	動的偏波・周波数制御による衛星通信の大容量化技術の研究開発
4	超高周波搬送波による数十ギガビット無線技術の研究開発
5	脳の仕組みを活かしたイノベーション創成型研究開発
6	国際連携によるサイバー攻撃予知・即応技術の研究開発
7	グローバル展開型通信衛星技術開発事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 7-4-1(1) 参照。

- (2) 規制の新設又は廃止に係る以下の 6 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 10 月 14 日、12 月 13 日及び 23 年 2 月 14 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 7-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	消火器の耐圧性能点検の義務付け及び点検開始時期の見直し
2	特定屋外タンク貯蔵所の保安検査の時期の延長
3	特定基地局の開設計画の認定に関する規定の整備
4	パーソナル無線の免許の有効期間の特例の廃止
5	電気通信事業者間の公正な競争の促進のための制度整備（2 件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 7-4-2 参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の 14 の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 30 日、9 月 14 日及び 10 月 5 日に「平成 22 年度政策評価書（租税特別措置等に係る政策の事前評価書）」として公表。

表 7-3-ウ 租税特別措置等に係る政策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長
2	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置の延長
3	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）
4	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）
5	中小企業等基盤強化税制（中小卸売、小売及びサービス業）
6	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

7	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
8	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
9	「光の道」推進税制（公共アプリケーション利活用促進税制）の創設
10	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
11	通信業用設備等に係る法定耐用年数の短縮
12	メーリングサービス業に対する中小企業等基盤強化税制の延長
13	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
14	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表7-4-(3)参照。
2 No.13 及び14 は改要望に係る評価書である。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

そのうち、実績評価方式を用いて、「平成22年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表7-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	情報通信技術の研究開発・標準化の推進	引き続き推進
2	情報通信技術高度利活用の推進	改善・見直し
3	情報通信技術利用環境の整備	引き続き推進
4	I C T分野における国際戦略の推進	引き続き推進
5	消防防災体制の充実強化	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表7-4-(4)参照。

(2) 事業評価方式を用いて、「平成22年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の14政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度事後事業評価書」として公表。

表7-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	ネットワーク・ヒューマン・インターフェースの総合的な研究開発（ネットワークロボットに関する研究開発）	—
2	ナノ技術を活用した超高機能ネットワーク技術の研究開発	—
3	情報家電の高度利活用技術の研究開発	—
4	地域I C T利活用モデル構築事業	—
5	第4世代移動通信システム実現に向けたスループット高速化技術の研究開発	—
6	車車間通信の実現に向けた周波数高度利用技術の研究開発	—
7	F P Uの周波数有効利用に係る研究開発	—
8	高マイクロ波帯への周波数移行の促進に向けた基盤技術の高度化のための研究開発	—
9	衛星通信における適応偏波多重（A P D M）伝送技術の研究開発	—

10	レーダーの狭帯域化技術の研究開発	—
11	次世代移動通信システムの周波数共用技術	—
12	衛星通信システムにおける周波数共用技術等の研究開発	—
13	無線システム普及支援事業（携帯電話等エリア整備事業）	引き続き推進
14	電気通信行政情報システム最適化事業（成果重視事業）	—

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表7-4-(5)参照。

（3）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

そのうち、総合評価方式を用いて、「平成22年度総務省政策評価実施計画」に基づき、以下の7政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度主要な政策に係る評価書」として公表。

表7-3-カ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国家公務員の人事管理の推進	改善・見直し
2	行政評価等による行政制度・運営の改善	改善・見直し
3	地域力創造	引き続き推進
4	地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化	引き続き推進
5	地域主権型社会を担う地方税制度の構築	引き続き推進
6	電子政府・電子自治体の推進	改善・見直し
7	郵政行政の推進	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表7-4-(6)参照。

（4）以下の1政策は、「平成20年度総務省政策評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成20年度に「平成20年度政策評価書（平成19年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表し、「平成20年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表7-3-キ 総合評価方式により平成20年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	電波利用料財源電波監視等の実施	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表7-4-(7)参照。

（5）以下の5政策は、「平成21年度総務省政策評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成21年度に「平成21年度政策評価書（平成20年度に実施した総務省の主要な政策に係る評価）」として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表7-3-ク 総合評価方式により平成21年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	適正な行政管理の実施	引き続き推進
2	分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	引き続き推進
3	一般戦災死没者追悼等の事業の推進	引き続き推進
4	恩給行政の推進	改善・見直し
5	公的統計の体系的な整備・提供	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表7-4-(8)参照。

別表

政策体系(総務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

行政分野	主要な政策
1 行政改革・行政運営	1 国家公務員の人事管理の推進 2 適正な行政管理の実施 3 行政評価等による行政制度・運営の改善
2 地方行財政	4 地域主権型社会の確立に向けた地方行政体制整備等 5 地域力創造 6 地域主権型社会の確立に向けた地方財源の確保と地方財政の健全化 7 地域主権型社会を担う地方税制度の構築
3 選挙制度等	8 選挙制度等の適切な運用
4 電子政府・電子自治体	9 電子政府・電子自治体の推進
5 情報通信(ICT政策)	10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進 11 情報通信技術高度利活用の推進 12 ユビキタスネットワークの整備 13 情報通信技術利用環境の整備 14 電波利用料財源電波監視等の実施 15 ICT分野における国際戦略の推進
6 郵政行政	16 郵政行政の推進
7 国民生活と安心・安全	17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進 18 恩給行政の推進 19 公的統計の体系的な整備・提供 20 消防防災体制の充実強化

(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000051438.pdf) 参照

公害等調整委員会

《公害等調整委員会》

表 8 - 1 公害等調整委員会の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	公害等調整委員会政策評価基本計画（平成20年1月7日策定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 本計画期間内において事後評価の対象とする政策は、公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、関係部門の連携を図りつつ、今後の政策の企画立案作業(予算の要求等を含む。)等に適切に反映させるように努めるものとし、その反映状況については、総務大臣に通知するとともに公表するものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見又は要望を受け付けるための窓口は、事務局総務課企画法規係とする。
実施計画の名称	平成22年度公害等調整委員会事後評価実施計画（平成22年3月23日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：2政策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 8-2 公害等調整委員会における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価		該当する政策なし	—	—	—	—
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：2件 〔表8-3-ア〕 〔実績評価方式：2件〕 〔表8-3-イ〕	目標が達成されており、今後ともこれまでの取組を進めていく	2	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1
					概算要求に反映	1
					2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	1
					概算要求に反映 政策の重点化等	1 1
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 8-3 公害等調整委員会における評価対象政策の一覧

1 事前評価

該当する政策なし

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 21 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 5 日に「行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書（平成 22 年度事後評価書）」として公表。

表 8-3-ア 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行		
1	公害紛争の処理	改善・見直し
2	土地利用の調整	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 8-4-(1) 参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

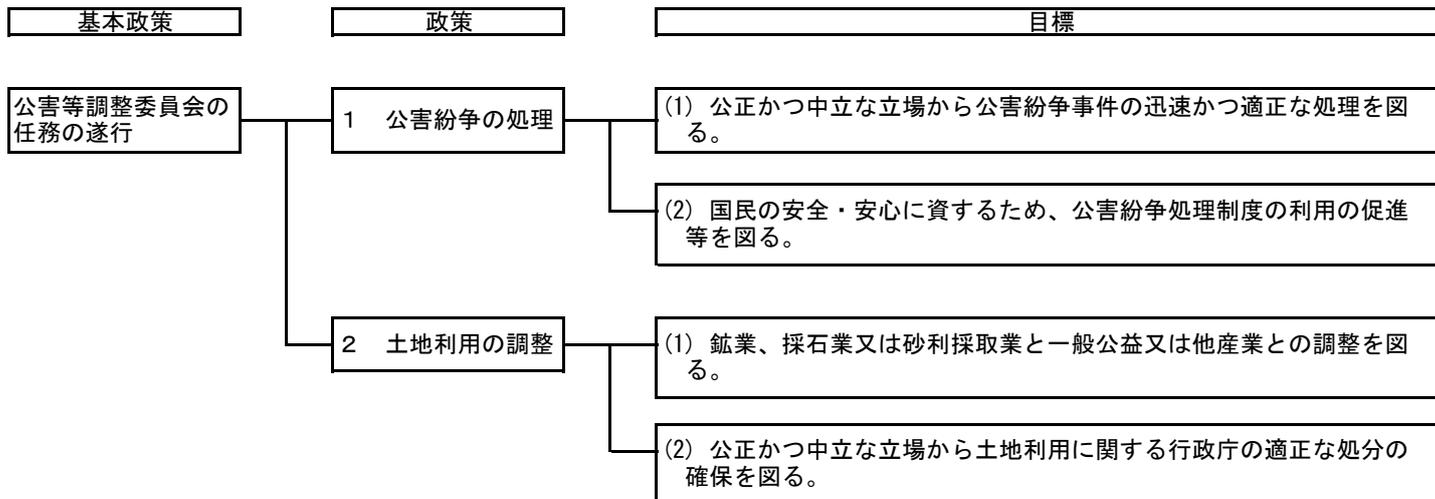
実績評価方式を用いて、「平成 22 年度公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、以下の 2 政策を対象に評価を実施中（平成 23 年 8 月公表予定）。

表 8-3-イ 実績評価方式により事後評価を実施中の政策

No.	評価対象政策
基本政策 公害等調整委員会の任務の遂行	
1	公害紛争の処理
2	土地利用の調整

政策体系(公害等調整委員会)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/main_content/000051438.pdf)参照

法務省

《法務省》

表9-1 法務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	法務省政策評価に関する基本計画（平成20年3月28日決定） 平成21年4月1日改定 平成21年12月28日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から22年度までの3年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価における評価の方式は、事業評価方式とする。 ○ 事前評価の実施対象は、以下のとおりとする。 ・ 法務省所管に係る新規採択事業で事業費10億円以上の施設の整備（ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ・ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策 ・ 新規の政策のうち、大臣官房秘書課政策評価企画室（以下「政策評価企画室」という。）又は政策所管部局において、事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とする。また、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うものとする。 ○ 事後評価（事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。）は、原則として、政策体系に掲げる「施策」であって法務省の当面の重要施策又は成果重視事業を含む施策を中心として、1年から3年程度の周期で評価対象に選定して行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価企画室は、政策評価の結果を速やかに取りまとめて政策所管部局及び大臣官房秘書課組織係、同人事課、同会計課及び同施設課（以下「予算等担当部署」という。）に通知し、政策所管部局においては、当該評価結果を政策に適切に反映させるよう検討し、予算等担当部署においては、政策評価と予算・決算の連携を強化する観点から、当該評価結果を予算要求等に関する基礎資料等として用いるなど、必要かつ相当な範囲で活用することにより、政策評価の結果が、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用され、これに適切に反映されるよう努めるものとする。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望については、法務省のホームページにおいて受け付けるほか、投書及び電話等によるものについても、政策評価企画室において随時受け付けるものとする。また、寄せられた意見・要望については、同室から関係する政策所管部局へ回付する。
実施計画の名称	法務省事後評価の実施に関する計画（平成22年3月29日決定） 平成23年1月19日改定	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事業評価：1施策 ○ 実績評価：7施策 3成果重視事業 ○ 総合評価：4施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表9-2 法務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数									
事前評価		事業評価方式：2件 〔表9-3-ア〕	新規採択事業としての要件を満たしている	2	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定） 概算要求に反映	2 2								
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：5件 〔表9-3-イ〕 【実績評価方式：10件】 (成果重視事業3件含む) 〔表9-3-ウ、エ〕	そのまま継続が妥当	5	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	5 5 1 1 0								
						総合評価方式：4件 〔表9-3-オ〕 【総合評価方式：4件】 〔表9-3-カ〕	そのまま継続が妥当	4	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めることとした 【引き続き推進】 概算要求に反映 機構・定員要求に反映 機構要求に反映 定員要求に反映	4 2 0 2				
										{事業評価方式：1件} 〔表9-3-キ〕	—	—	—	—
										未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—									
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—								

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表9-3 法務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 事業評価方式を用いて、以下の2事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成22年10月6日に「平成22年度法務省事前評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-ア 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	〔VII-14-(2)〕
1	施設の整備（宇都宮法務総合庁舎新営工事）
	〔I-3-(1)〕
2	法務に関する調査研究（犯罪被害に関する総合的研究）

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表9-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、5施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月15日に「平成21年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	引き続き推進
2	検察権行使を支える事務の適正な運営	引き続き推進
3	矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備	引き続き推進
4	保護観察対象者等の改善更生	引き続き推進
5	法務行政における国際協力の推進	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表9-4-(2)参照。

- (2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。
実績評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、7施策及び3つの成果重視事業を対象として評価を実施中。

表9-3-ウ 実績評価方式により事後評価中の政策（施策）

No.	評価対象政策
1	検察権行使を支える事務の適正な運営
2	矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
3	保護観察対象者等の改善更生
4	医療観察対象者の社会復帰
5	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施

6	債権管理回収業の審査監督
7	法務行政における国際協力の推進

(注) 平成23年8月に公表予定。

表9-3-エ 実績評価方式により事後評価中の政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策
	[Ⅲ-9-(1)]
1	登記情報システム再構築事業
2	地図管理業務・システムの最適化事業
	[Ⅴ-12-(1)]
3	出入国管理業務の業務・システムの最適化

(注) 1 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号は、関連する別表政策体系の番号を表す。

2 No.1は平成24年度、No.2は23年度、No.3は26年度に公表予定。

(3) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、平成21年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、4施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月15日に「平成21年度法務省事後評価実施結果報告書」として公表。

表9-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備	引き続き推進
2	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	引き続き推進
3	人権の擁護	引き続き推進
4	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表9-4-(3)参照。

(4) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、特定年度に評価を実施。

総合評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の4施策を対象として評価を実施中。

表9-3-カ 総合評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
1	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
2	人権の擁護
3	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
4	出入国の公正な管理

(注) No.1は平成24年8月、No.2～3は23年8月、No.4は平成25年度に公表予定。

(5) 事業評価方式を用いて、平成22年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の法務に関する調査研究を対象として評価を実施中。

表9-3-キ 事業評価方式により事後評価中の政策

No.	評価対象政策
	[Ⅰ-3-(1)]

1 法務に関する調査研究（覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究）

（注）平成23年8月に公表予定。

別表

政策体系(法務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本政策	政策	施策
I 基本法制の維持及び整備	1 基本法制の維持及び整備	(1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備
	2 司法制度改革の推進	(1) 総合法律支援の充実強化 (2) 裁判員制度の啓発推進 (3) 法曹養成制度の充実 (4) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 (5) 法教育の推進
	3 法務に関する調査研究	(1) 法務に関する調査研究
II 法秩序の確立による安全・安心な社会の維持	4 検察権の適正迅速な行使	(1) 適正迅速な検察権の行使 (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営
	5 矯正処遇の適正な実施	(1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備 (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進
	6 更生保護活動の適切な実施	(1) 保護観察対象者等の改善更生 (2) 犯罪予防活動の促進 (3) 医療観察対象者の社会復帰
	7 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施	(1) 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施
	8 団体の規制処分の適正な審査・決定	(1) 団体の規制処分の適正な審査・決定
III 国民の権利擁護	9 国民の財産や身分関係の保護	(1) 登記事務の適正円滑な処理 (2) 国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (3) 債権管理回収業の審査監督
	10 人権の擁護	(1) 人権の擁護
IV 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	11 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理	(1) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理
V 出入国の公正な管理	12 出入国の公正な管理	(1) 出入国の公正な管理
VI 法務行政における国際化対応・国際協力	13 法務行政における国際化対応・国際協力	(1) 法務行政の国際化への対応 (2) 法務行政における国際協力の推進
VII 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	14 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営	(1) 法務行政に対する理解の促進 (2) 施設の整備 (3) 法務行政の情報化 (4) 職員の多様性及び能力の確保

(注) 政策ごとの予算との対応については、法務省ホームページ(<http://www.moj.go.jp/content/000023209.pdf>)参照

外務省

《外務省》

表 10-1 外務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	外務省における政策評価の基本計画（平成20年3月5日策定） 平成20年10月1日改定 平成21年9月24日改定 平成23年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	<p>1 計画期間</p> <p>2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成20年度から24年度までの5年間</p> <p>○ 対象は、以下の政策とする。</p> <p>ア 政府開発援助</p> <p>(ア) 個々の政府開発援助のうち、無償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>(イ) 個々の政府開発援助のうち、有償の資金供与による協力であって当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれるものの実施を目的とする政策</p> <p>イ 規制</p> <p>法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>ウ 国税における租税特別措置及び地方税における税負担軽減措置等（以下「租税特別措置等」という。）</p> <p>(ア) 次に掲げる措置について、法律又は法律に基づく命令（告示を含む。）の改正によりその内容を拡充する措置又はその期限を変更する措置（期限を繰り上げるものを除く。）が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>(i) 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第三条第1項に規定する法人税関係特別措置</p> <p>(ii) 地方税法第757条第一号に規定する税負担軽減措置等のうち税額又は所得の金額を減少させることを内容とするもの</p> <p>(イ) そのほか、国税又は地方税について、租税特別措置法又は地方税法の改正により税額又は所得の金額を減少させることを内容とする措置が講ぜられることを目的とする政策</p> <p>なお、実施が義務づけられている法人税関係の租税特別措置等以外の措置に係る政策についても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。</p>
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 計画期間内において事後評価の対象となる政策は、法第7条に規定されている要件に該当する政策を含め、実施計画に明記することとする。ただし、社会経済情勢の変化等による政策の見直し・改善の必要、政策効果の発現状況等を勘案して、必要と考えられる場合には適時に評価を行うものとする。</p> <p>ア 外交政策一般</p> <p>実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする。また、これらに加えて、必要と認められる政策については総合評価方式等を用いた評価を行うこととする。</p> <p>イ 租税特別措置等</p> <p>租税特別措置等に係る政策評価の実施に関するガイドラインに基づき、適切に実施するものとする。また、法人税関係以外の税目に関する租税特別措置等についても、積極的かつ自主的に事後評価を実施するよう努めるものとする。</p>
	<p>4 政策評価の結果の政策への反映</p>	<p>○ 各政策所管局課は、政策評価と予算・決算の連携を踏まえつつ、政策評価に基づき、その結果を政策の企画立案作業（予算要求（定員等を含む。）等）に反映させる。</p> <p>○ 総合外交政策局総務課及び政策企画室は、各政策所管局課の評価及びこれに対する総合的な審査の結果に基づき、次年度の総合的又は基本的な外交政策の企画立案に反映させる。</p>

		○ 大臣官房総務課、人事課及び会計課は、政策評価の結果を、予算、定員・機構要求等に活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、大臣官房考査・政策評価官室とする。 ア 外務省ホームページにおいても、外務省の政策評価に対する外部からの意見・要望を受け付けるコーナーを設ける。 イ これら意見・要望等については、大臣官房考査・政策評価官室にて、外務省としての評価制度の改善に活用するとともに、必要に応じて関係課に通知し、各関係課が自己評価を行う上で参考材料として活用する。
実施計画の名称	平成 23 年度(平成 22 年度を対象とした)外務省政策評価実施計画(平成 22 年4月 30 日策定)	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第7条第2項第1号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 7の基本目標に係る24の施策(4成果重視事業を含む) ○ 46の具体的施策(1成果重視事業を含む)
	2 未着手・未了(法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの)	○ 未着手：政府開発援助8案件 ○ 未了：政府開発援助24案件
	3 その他の政策(法第7条第2項第3号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 10-2 外務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	政府開発援助：39件 〔表10-3-ア、イ〕 《政府開発援助：36件》 〔表10-3-ウ〕	実施が妥当	39 《36》	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	39 《36》	
				概算要求に反映（することを予定）	20 《36》	
	事業評価方式：1件 （租税特別措置等） 〔表10-3-エ〕	実施が妥当	1	評価結果を踏まえ、評価対象措置の実施につき税制改正要望を提出した	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	総合評価方式：24件 〔表10-3-オ〕 〔総合評価方式：24件〕 〔表10-3-カ〕	目標の達成に向けて相 当な進展があ った	7	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	4
				概算要求に反映	4	
				機構・定員要求に反映	1	
				機構要求に反映	0	
				定員要求に反映	1	
				17	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】	20
概算要求に反映	20					
機構・定員要求に反映	20					
機構要求に反映	7					
定員要求に反映	20					
政策の重点化等	14					
政策の一部の廃止、休止又は中止	2					
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	政府開発援助：3件 〔表10-3-キ〕	継続が妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	2	
		条件付き継続が妥当	1	評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した 【廃止、休止、中止】	1	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	政府開発援助：10件 〔表10-3-ク〕	継続が妥当	10	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】	10	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 1 { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

2 《 》は、平成21年度に評価結果が公表され、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 10-3 外務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として無償資金協力について評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、5月19日、5月31日、6月11日、6月22日、7月5日、7月29日、8月31日、10月5日、11月11日、11月19日、11月29日、12月13日、12月21日、23年3月1日及び3月24日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 10-3-ア 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（無償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「バイオラ病院改善整備計画(第2次)」(トンガ王国)
2	「ティグライ州地方給水計画」(エチオピア連邦民主共和国)
3	「地方給水整備計画」(イエメン共和国)
4	「キンシャサ市ボワ・ルー通り補修及び改修計画(第二次)」(コンゴ民主共和国)
5	「ンガリエマ浄水場拡張計画」(コンゴ民主共和国)
6	「サンタフェ橋建設計画」(ニカラグア共和国)
7	「ニューバガモヨ道路拡幅計画」(タンザニア連合共和国)
8	「ブジュンブラ市内交通網整備計画」(ブルンジ共和国)
9	「チャンパサック県及びサバナケット県学校環境改善計画」(ラオス人民民主共和国)
10	「中央ウガンダ医療施設改善計画」(ウガンダ共和国)
11	「バマコ中央魚市場建設計画」(マリ共和国)
12	「ネアックルン橋梁建設計画」(カンボジア王国)
13	「マラッカ海峡及びシンガポール海峡船舶航行安全システム整備計画(2/2期)」(インドネシア共和国)
14	「第二次小学校建設計画」(ナイジェリア連邦共和国)
15	「エンブ市及び周辺地域給水システム改善計画」(ケニア共和国)
16	「アボタバード市上水道整備計画」(パキスタン・イスラム共和国)
17	「中等学校改善計画」(マラウイ共和国)
18	「カブール国際空港誘導路改修計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
19	「カブール県及びパーミヤン県灌漑・小規模水力発電整備計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
20	「ナイロビ西部環状道路建設計画」(ケニア共和国)
21	「東部州5橋架け替え計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
22	「感染症病院建設計画」(アフガニスタン・イスラム共和国)
23	「オエクシ港緊急改修計画」(東ティモール民主共和国)
24	「ジェリコ市水環境改善・有効活用計画」(パレスチナ自治区)
25	「ダカール州及びティエス州小中学校建設計画」(セネガル共和国)
26	「中等教育改善計画」(スワジランド王国)
27	「第三次プノンペン市洪水防御・排水改善計画」(カンボジア王国)
28	「地方州都における配水管改修及び拡張計画」(カンボジア王国)
29	「中等学校建設・施設改善計画」(レソト王国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(1)参照。
なお、平成23年度予算要求までに公表したNo.1~17については、予算要求に反映。

(2) 法第9条に基づき、政府開発援助を対象として有償資金協力について評価を実施し、その結果を平成22年5月10日、6月22日、7月5日、9月29日、11月24日、23年1月24日、2月1日、2月18日及び3月29日に、「政策評価法に基づく事前評価書」として公表。

表 10-3-イ 新規個別政府開発援助を対象として事前評価した政策（有償資金協力）

No.	評価対象政策
1	「タリマルジャン火力発電所増設計画」(ウズベキスタン共和国)
2	「第三次気候変動対策プログラム・ローン」(インドネシア共和国)
3	「サンパウロ州沿岸部衛生改善計画(Ⅱ)」(ブラジル)
4	「バンコク大量輸送網整備計画(パープルライン)(Ⅱ)」(タイ王国)
5	「ボスポラス海峡横断地下鉄整備計画(Ⅱ)」(トルコ共和国)
6	「ニャッタン橋(日越友好橋)建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
7	「ギソン火力発電所建設計画(第二期)」(ベトナム社会主義共和国)
8	「道路改良・保全計画」(フィリピン共和国)
9	「ヤムナ川流域諸都市下水等整備計画(Ⅲ)」(インド)
10	「大コロombo圏都市交通整備計画(フェーズ2)(第二期)」(スリランカ民主社会主義共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(2)参照。
 なお、平成23年度予算要求までに公表したNo.1~3については、予算要求に反映。

- (3) 以下の36案件(無償資金協力16、有償資金協力20)は、平成21年4月から、政府開発援助を対象として無償資金協力及び有償資金協力について評価を実施し、その結果をそれぞれ「政策評価法に基づく事前評価書」として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該政策評価結果の政策への反映状況として平成23年度予算要求に反映したことから、新たに報告すべきものとして、以下のとおり掲載。

表10-3-ウ 新規個別政府開発援助を対象として平成21年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
無償資金協力	
1	「ポトシ市リオ・サンファン系上水道施設整備計画」(ボリビア多民族国)
2	「中学校建設計画」(モザンビーク共和国)
3	「気象レーダーシステム整備計画」(フィリピン共和国)
4	「国立障害者リハビリテーション・センター建設計画」(ペルー共和国)
5	「キンシャサ市ポワ・ルー通り補修及び改修計画」(コンゴ民主共和国)
6	「マサシーマンガッカ間道路整備計画(3/3)」(タンザニア連合共和国)
7	「ニアス島橋梁復旧計画」(インドネシア共和国)
8	「ゴープ伝統的水産基盤改善計画」(グレナダ国)
9	「クリーン・エネルギーによる北部村落生産活動促進計画」(グアテマラ共和国)
10	「ンガリエマ浄水場改修計画」(コンゴ民主共和国)
11	「上水道エネルギー効率改善計画」(ヨルダン・ハシェミット王国)
12	「ヨルダン渓谷コミュニティのための公共サービス活動支援計画」(パレスチナ自治区)
13	「オーロラ記念病院改善計画」(フィリピン共和国)
14	「タンバクンダ州給水施設整備計画」(セネガル共和国)
15	「第二次地方給水計画」(ルワンダ共和国)
16	「ジャフナ教育病院中央機能改善計画」(スリランカ民主社会主義共和国)
有償資金協力	
17	「タイビン火力発電所及び送電線建設計画(第一期)」(ベトナム社会主義共和国)
18	「貧困地域小規模インフラ整備計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
19	「中小企業支援計画(第三期)」(ベトナム社会主義共和国)
20	「第八次貧困削減支援貸付(景気刺激支援含む)」(ベトナム社会主義共和国)
21	「第二次気候変動対策プログラム・ローン(景気刺激支援含む)」(インドネシア共和国)
22	「東西ハイウェイ整備計画」(グルジア)
23	「中西部上水道セクターローン」(イラク共和国)
24	「アル・アッカーズ火力発電所建設計画」(イラク共和国)
25	「デラロック水力発電所建設計画」(イラク共和国)
26	「ブカレスト国際空港アクセス鉄道建設計画」(ルーマニア)
27	「ガルフ・エル・ゼイト風力発電計画」(エジプト・アラブ共和国)

28	「ルムットバライ地熱発電計画」(インドネシア共和国)
29	「ジャワ・スマトラ連系送電線計画(第一期)」(インドネシア共和国)
30	「地方都市上水道整備計画」(モロッコ王国)
31	「デリー高速輸送システム建設計画(フェーズ2)(第五期)」(インド)
32	「コルカタ東西地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
33	「チェンナイ地下鉄建設計画(第二期)」(インド)
34	「貨物専用鉄道建設計画(フェーズ1)(第二期)」(インド)
35	「オルカリアI 4・5号機地熱発電計画」(ケニア共和国)
36	「全国基幹送電網拡充計画」(パキスタン・イスラム共和国)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(3)参照。

- (4) 租税特別措置等に係る以下の1政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月3日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表10-3-エ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-オ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	アジア大洋州地域外交	改善・見直し
2	北米地域外交	改善・見直し
3	中南米地域外交	改善・見直し
4	欧州地域外交	改善・見直し
5	中東地域外交	改善・見直し
6	アフリカ地域外交	改善・見直し
7	国際の平和と安定に対する取組	改善・見直し
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組	改善・見直し
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力	改善・見直し
10	国際経済に関する取組	改善・見直し
11	国際法の形成・発展に向けた取組	改善・見直し
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供	改善・見直し
13	海外広報、文化交流	改善・見直し
14	報道対策、国内広報、IT広報	改善・見直し
15	領事サービスの充実	改善・見直し
16	海外邦人の安全確保に向けた取組	改善・見直し
17	外国人問題への対応強化	改善・見直し
18	外交実施体制の整備・強化	改善・見直し
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革	引き続き推進

20	経済協力	改善・見直し
21	地球規模の諸問題への取組	改善・見直し
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献	引き続き推進
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献	引き続き推進
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表10-4-(5)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

総合評価方式を用いて、「平成23年度(平成22年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、以下の外務省の7の基本目標に係る24の施策を対象として評価を実施中。

表10-3-カ 総合評価方式により評価実施中の政策

No.	評価対象政策
1	アジア大洋州地域外交
2	北米地域外交
3	中南米地域外交
4	欧州地域外交
5	中東地域外交
6	アフリカ地域外交
7	国際の平和と安定に対する取組
8	軍備管理・軍縮・不拡散への取組
9	原子力の平和的利用及び科学技術分野での国際協力
10	国際経済に関する取組
11	国際法の形成・発展に向けた取組
12	的確な情報収集及び分析、並びに情報及び分析の政策決定ラインへの提供
13	海外広報、文化交流
14	報道対策、国内広報、IT広報
15	領事サービスの充実
16	海外邦人の安全確保に向けた取組
17	外国人問題への対応強化
18	外交実施体制の整備・強化
19	外交通信基盤の整備・拡充及びITを活用した業務改革
20	経済協力
21	地球規模の諸問題への取組
22	国際機関を通じた政務及び安全保障分野に係る国際貢献
23	国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献
24	国際機関を通じた地球規模の諸問題に係る国際貢献

(3) 「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未着手(法第7条第2項第2号イ)の3案件を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-キ 未着手の事業(政府開発援助)を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「北カランプラ超臨界火力発電所建設計画(I)」(インド)	廃止、休止、中止
2	「ガンジス川流域都市衛生環境改善計画(バラナシ)」(インド)	引き続き推進
3	「ウツタル・プラデシュ州仏跡観光開発計画」(インド)	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表10-4-(6)参照。

2 平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号イとして4

案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により3案件を評価している。

- (4)「平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画」に基づき、政府開発援助に係る未了(法第7条第2項第2号ロ)の10案件を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月30日に「平成22年度外務省政策評価書」として公表。

表10-3-ク 未了の事業(政府開発援助)を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「地方上下水道整備計画」(ペルー)	引き続き推進
2	「高等教育基金借款事業(2)」(マレーシア)	引き続き推進
3	「ボジュイク・メケジェ道路改良事業」(トルコ)	引き続き推進
4	「地方給水事業」(チュニジア)	引き続き推進
5	「環境モデル都市事業(貴陽)」(中国)	引き続き推進
6	「湖南省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
7	「湖北省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
8	「江西省都市洪水対策事業」(中国)	引き続き推進
9	「ベトナムテレビ放送センター建設事業」(ベトナム)	引き続き推進
10	「全国下水処理事業」(マレーシア)	引き続き推進

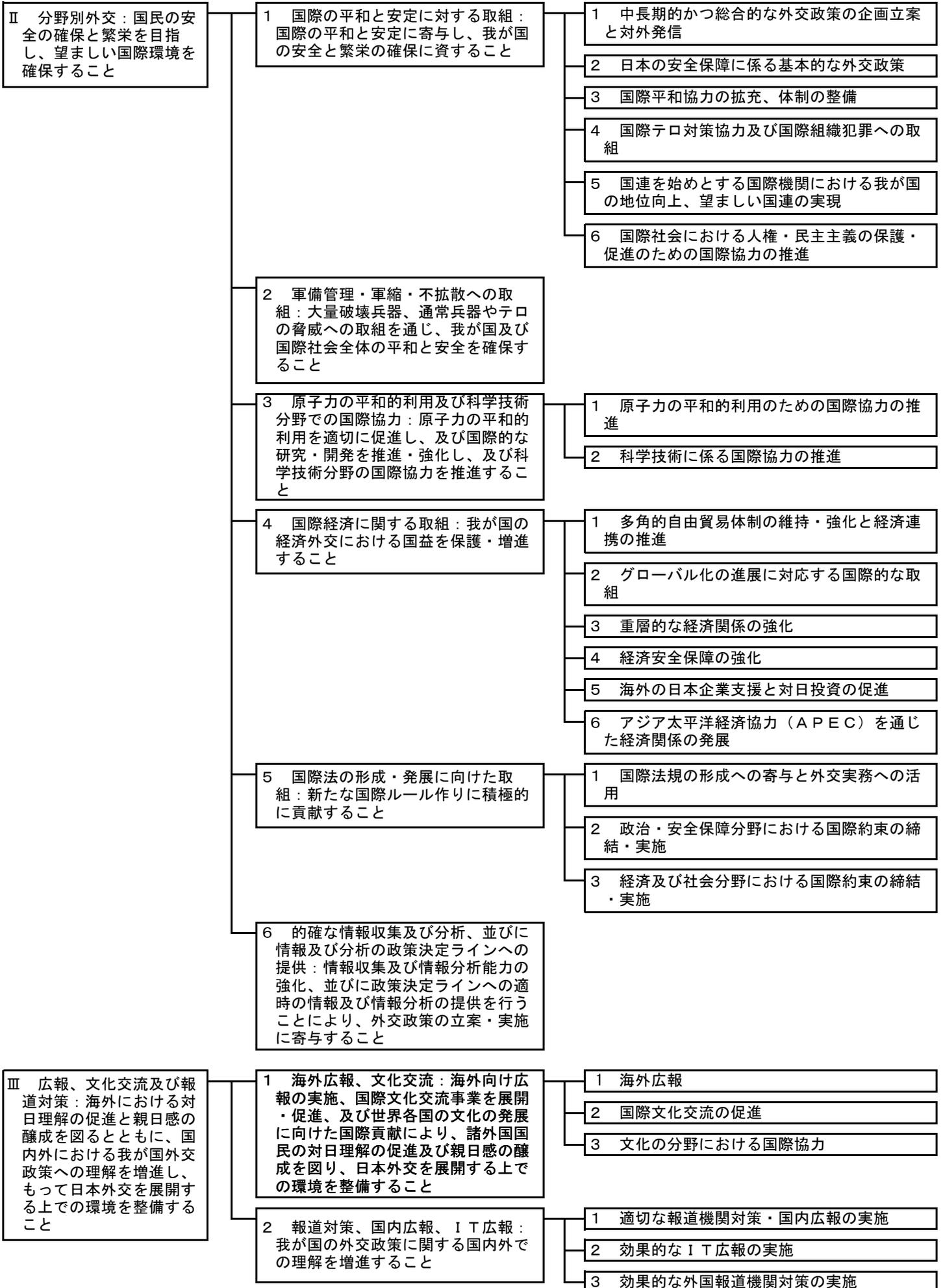
(注)1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表10-4-(7)参照。

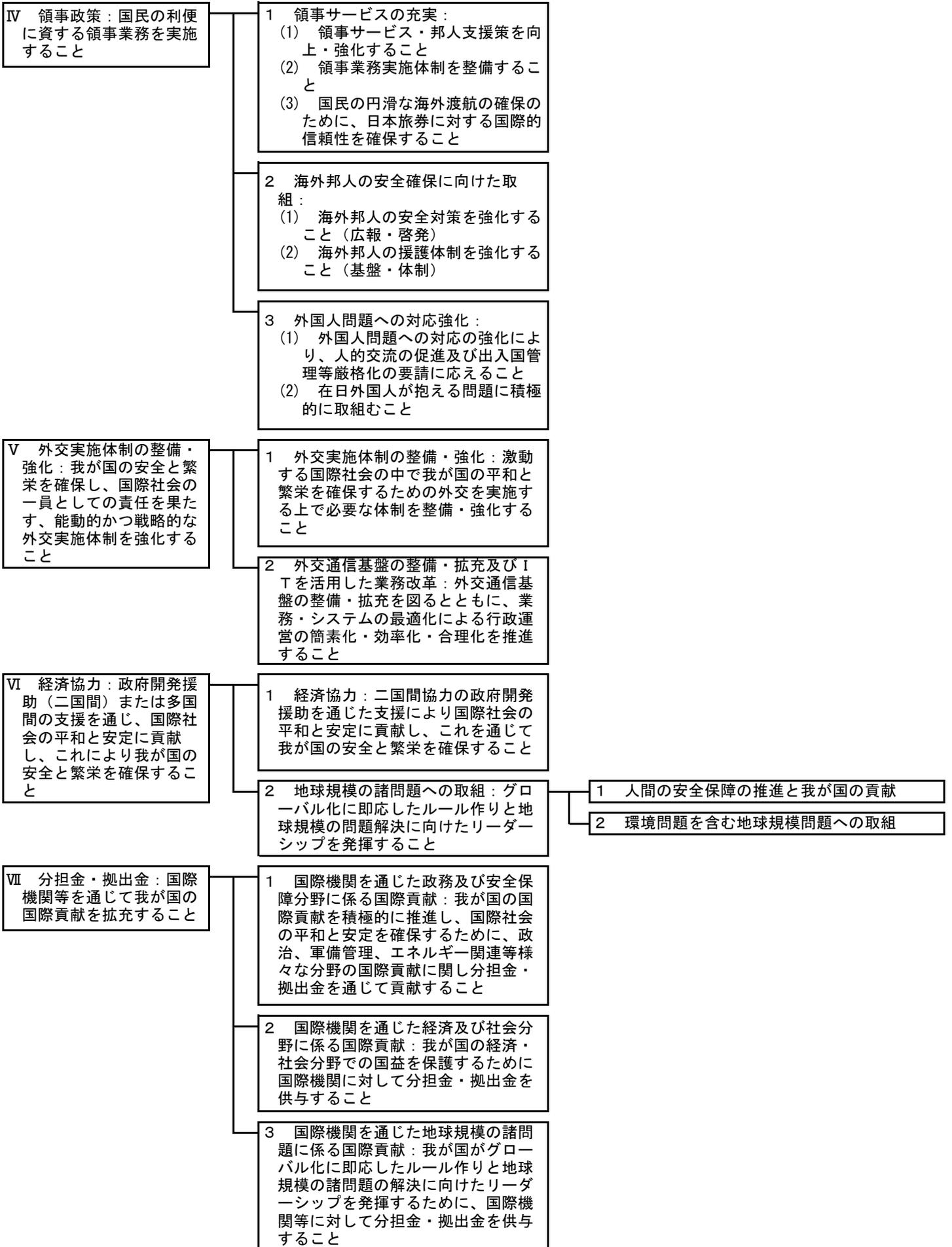
2 平成22年度(平成21年度を対象とした)外務省政策評価実施計画では、法第7条第2項第2号ロとして17案件を評価することとしていたが、計画策定後の実施状況により10案件について評価を実施している。

政策体系(外務省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

基本目標	施策	具体的施策
I 地域別外交：各地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築し、望ましい国際環境を確保すること	1 アジア大洋州地域外交：アジア大洋州地域の安定と繁栄の確保を目指し、域内諸国・地域間における未来に向けた友好関係を構築すること	1 東アジアにおける地域協力の強化
		2 朝鮮半島の安定に向けた努力
		3 未来志向の日韓関係の推進
		4 未来志向の日中関係の推進及び日モンゴル関係の強化等
		5 タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマーとの友好関係の強化
		6 インドネシア、シンガポール、東ティモール、フィリピン、ブルネイ、マレーシアとの友好関係の強化
		7 南西アジア諸国との友好関係の強化
		8 大洋州地域諸国との友好関係の強化
	2 北米地域外交：我が国外交の要である日米同盟関係の維持・強化及び日加関係を更に推進すること	1 北米諸国との政治分野での協力推進
		2 北米諸国との経済分野での協力推進
		3 米国との安全保障分野での協力推進
	3 中南米地域外交：中南米諸国との経済関係を始めとする多面的で裾野の広い交流の増進を通じた協力関係を構築すること	1 中南米地域・中米・カリブ諸国との協力及び交流強化
		2 南米諸国との協力及び交流強化
	4 欧州地域外交：基本的価値と国際社会での責任を共有する欧州各国及び主要機関、ロシア、中央アジア・コーカサス諸国との二国間関係を強化すること	1 欧州地域との総合的な関係強化
		2 西欧及び中・東欧諸国との間での二国間及び国際場裡における協力の推進
		3 ロシアとの平和条約締結交渉の推進及び幅広い分野における日露関係の進展
		4 中央アジア・コーカサス諸国との関係の強化
	5 中東地域外交：中東地域の平和と安定、経済的発展に貢献すること、及び中東における我が国の国際的な発言力を強化すること	1 中東地域安定化に向けた働きかけ
		2 中東諸国との二国間関係の強化
	6 アフリカ地域外交：アフリカ開発の促進、アフリカ地域外交を通じた国際社会での我が国のリーダーシップ強化、及びアフリカとの二国間・多国間での協力関係を強化すること	1 TICADプロセス及び多国間枠組みを通じたアフリカ開発の推進
		2 日・アフリカ間の相互交流及び我が国の対アフリカ政策に関する広報の推進





(注) 政策ごとの予算との対応については、外務省ホームページ
http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/yosan_taiou.html 参照

財務省

《財務省》

表 11-1 財務省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	政策評価に関する基本計画（平成20年3月31日策定） 平成21年3月31日一部改訂 平成22年6月29日一部改訂	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間 2 事前評価の対象等	○ 平成20年度から24年度までの5年間 ○ 法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする。また、法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする。 ○ 事前評価は、事業評価方式により行うことを基本とする。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	3 事後評価の対象等	○ 財務省の主要な政策分野全てを対象とする。 ○ 事後評価は、実績評価方式により行うことを基本とするが、様々な角度から掘り下げた評価が必要と認められる場合には、計画的に総合評価方式による評価を行う。なお、租税特別措置等に係る政策については、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式による評価を行うものとする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、政策の企画立案作業（予算要求、機構・定員要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の作業をいう。）における重要な情報として適時的確に活用し、当該政策に適切に反映させる。 ○ 財務省が財政当局となっている分野（予算・税・財政投融资）においては、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を努める。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望等の受付窓口は大臣官房文書課政策評価室（以下「政策評価室」という。）とし、面接、文書によるほか、財務省ホームページにおいても、財務省の政策評価に対する外部からの意見・要望等を受け付けるコーナーを設け、常時受け付ける。 ○ 寄せられた意見・要望等については、政策評価室で一元的に管理し、その内容に応じて、関係部局にフィードバックすることにより今後の政策の企画立案作業や政策評価作業において適切に活用する。
実施計画の名称	平成22年度政策評価の実施に関する計画（平成22年3月31日策定） 平成22年6月改訂、平成23年3月改訂	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○実績評価：6総合目標 25政策目標
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 11-2 財務省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数							
事前評価		事業評価方式： 2件 (租税特別措置等) 〔表11-3-ア〕	必要性等、有効性等、相当性が認められる		2	評価結果を踏まえ、税制改正要望に反映	2					
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 30件 〔表11-3-イ〕 { 実績評価方式：31件 } 〔表 11-3-ウ〕	1 目標の達成度	・A (達成に向けて相当の進展があった)	14	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた 【引き続き推進】 概算要求に反映	27					
				・B (達成に向けて進展があった)	12			機構・定員要求に反映	17			
				・C (達成に向けて一部の進展ことどまった)	4			機構要求に反映	7			
								定員要求に反映	5			
				2 事務運営のプロセス	・適切であった			19	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】 概算要求に反映	3		
					・有効であった			17			機構・定員要求に反映	2
					・効率的であった			16			機構要求に反映	2
					・おおむね適切であった			11			定員要求に反映	2
					・おおむね有効であった			13			政策の重点化等	2
					・おおむね効率的であった			14	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	0		
3 結果の分析	・的確に行われている	8										
	・おおむね的確に行われている	22										
4 政策の改善策の提言	・有益な提言がなされている	22										
	・提言がなされている	8										
5 政策評価の改善策の提言	・有益な提言がなされている	4										
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—						
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—						
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	—						

(注) { } は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 11-3 財務省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 租税特別措置等に係る2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月1日に「平成22年度租税特別措置等に係る政策の評価書」として公表。

表 11-3-ア 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	適格退職年金の積立金に対する特別法人税の撤廃もしくは課税停止措置の延長
2	制度的に他の企業年金等へ移行できない適格退職年金に係る税制優遇措置の継続

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表11-4-(1)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。
実績評価方式を用いて、「平成21年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、30の目標を対象として評価を実施し、その結果を平成22年6月29日に、「平成21年度政策評価書」として公表。

表 11-3-イ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心して豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること		
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う	改善・見直し
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む	引き続き推進
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む	引き続き推進
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う	引き続き推進
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す	引き続き推進
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う	引き続き推進

政策目標 1 健全な財政の確保		
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進	引き続き推進
8	必要な歳入の確保	引き続き推進
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保	引き続き推進
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示	引き続き推進
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行	引き続き推進
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営	引き続き推進
政策目標 2 適正かつ公平な課税の実現		
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築	引き続き推進
政策目標 3 国の資産・負債の適正な管理		
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制	引き続き推進
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底	引き続き推進
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示	改善・見直し
17	庁舎及び宿舍の効率性の向上	改善・見直し
18	国庫金の正確で効率的な管理	引き続き推進
政策目標 4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持		
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止	引き続き推進
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理	引き続き推進
政策目標 5 貿易の秩序維持と健全な発展		
21	内外経済事情を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等	引き続き推進
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進	引き続き推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上	引き続き推進
政策目標 6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進		
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保	引き続き推進
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進	引き続き推進
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標 7～11）		
26	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保	引き続き推進
27	地震再保険事業の健全な運営	引き続き推進
28	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理	引き続き推進
29	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保	引き続き推進
30	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表11-4-(2)参照。

(2) 所掌する全ての政策について、体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成 22 年度政策評価の実施に関する計画」に基づき、31 の目標を対象として評価を実施中（平成 23 年 6 月公表予定）。

表 11-3-ウ 実績評価方式により評価実施中の政策

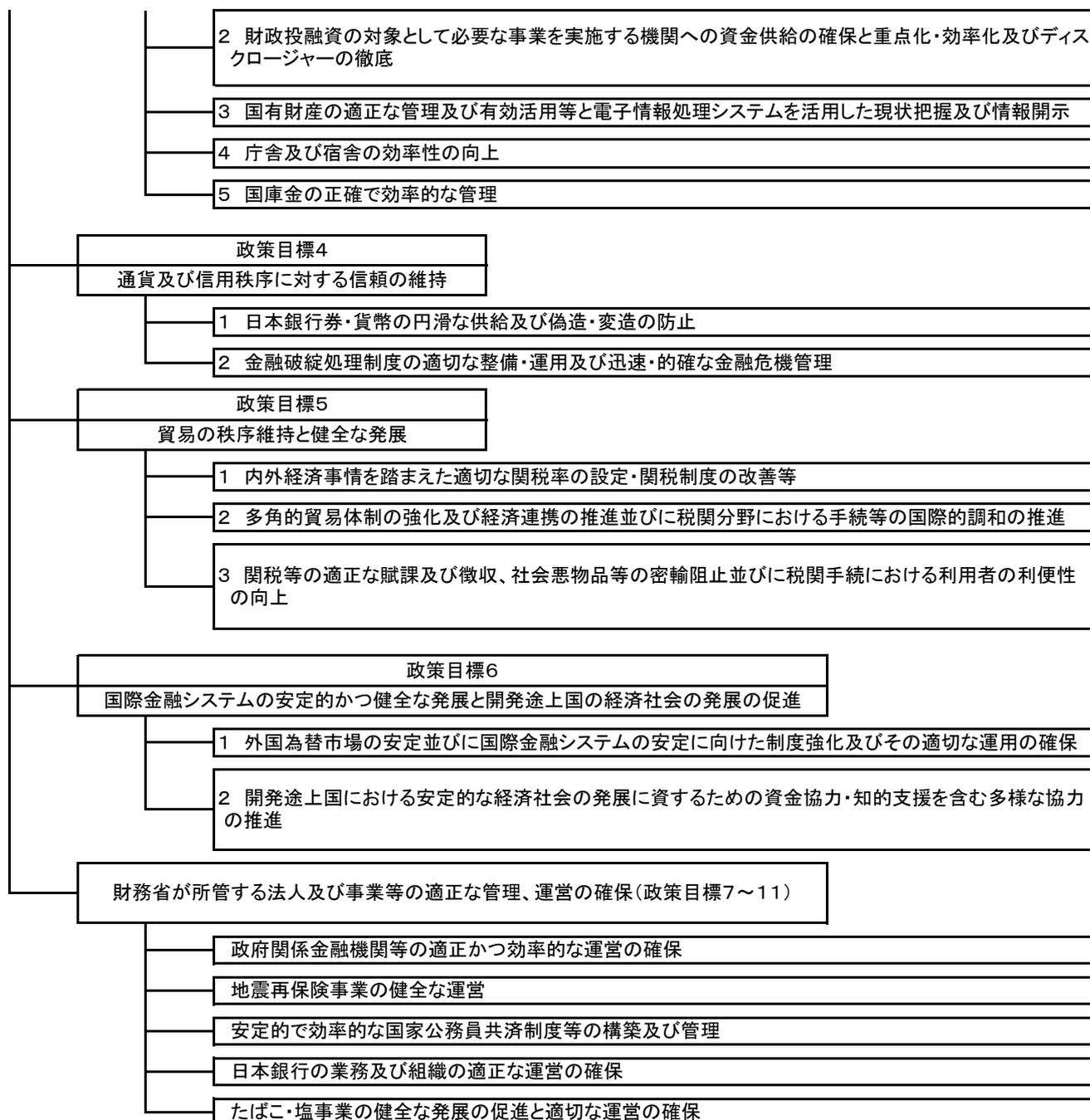
No.	評価対象政策
総合目標 通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、「財政運営戦略」に基づき、国・地方の基礎的財政収支について、遅くとも2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、遅くとも2020年度までに黒字化する等の財政健全化目標達成に向け、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変

	化に適應した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1 健全な財政の確保	
7	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
8	必要な歳入の確保
9	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
10	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
11	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
12	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2 適正かつ公平な課税の実現	
13	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適應し、国民が信頼できる税制の構築
政策目標3 国の資産・負債の適正な管理	
14	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制
15	財政投融资の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底
16	国有財産の適正な管理及び有効活用等と電子情報処理システムを活用した現状把握及び情報開示
17	庁舎及び宿舍の最適化の推進
18	国庫金の正確で効率的な管理
政策目標4 通貨及び信用秩序に対する信頼の維持	
19	日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止
20	金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理
政策目標5 貿易の秩序維持と健全な発展	
21	内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等
22	多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における手続等の国際的調和の推進並びにアジア太平洋地域における貿易円滑化の推進
23	関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者の利便性の向上
政策目標6 国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進	
24	外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保
25	開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進
26	アジア経済戦略の推進（新成長戦略）
財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保（政策目標7～11）	
27	政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保
28	地震再保険事業の健全な運営
29	安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
30	日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保
31	たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保

政策体系(財務省)

※この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

使命	
納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。	
総合目標	
通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること	
1	我が国の厳しい財政状況を踏まえ、経済成長や国民の安心、セーフティネットの強化という観点からも、財政健全化に取り組み、財政に対する信認を確保する。このため、財政規律を維持しつつ、選択と集中により歳出全体を必要性の高い分野に重点的に配分するなど、一般会計と特別会計を合わせた総予算について、歳出・歳入両面にわたって徹底した見直しを行う
2	厳しい財政状況を踏まえつつ、支え合う社会の実現に必要な財源を確保し、経済・社会の構造変化に適応した、国民が信頼できる新たな税制を構築するため、税制抜本改革の実現に向けて取り組む
3	経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づいた適切な国債管理政策を遂行するとともに、財政投融资を適切に運営するほか、国有財産の適正な管理及び有効活用等に取り組む
4	金融システムの状況を適切に踏まえながら、関係機関と連携を図りつつ、金融破綻処理制度の適切な整備・運用を図るとともに、迅速・的確な金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を目指す。また、通貨の流通状況を適切に把握し、適正な通貨を円滑に供給することにより、通貨制度の適切な運用を行う
5	我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す
6	総合目標1から5の目標を追求しつつ、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出し、デフレ克服・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う
政策目標1	
健全な財政の確保	
1	重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進
2	必要な歳入の確保
3	予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保
4	決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示
5	地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行
6	公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営
政策目標2	
適正かつ公平な課税の実現	
1	支え合う社会を実現するとともに、経済・社会の構造変化に適応し、国民が信頼できる税制の構築
政策目標3	
国の資産・負債の適正な管理	
1	国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制



(注) 政策ごとの予算との対応については、財務省ホームページ
(http://www.mof.go.jp/about_mof/mof_budget/policy/fy2010_budget/index.htm) 参照

文部科学省

《文部科学省》

表 12-1 文部科学省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	文部科学省政策評価基本計画（平成20年3月31日決定） 平成22年3月31日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成20年度から24年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	<p>○ 新規・拡充事業評価：毎年度、所管行政に係る新たな事業あるいは拡充を予定している事業のうち、法施行令（平成13年政令第323号）第3条第1～5号に掲げられた政策及び社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいものを対象として、予算概算要求に先立って、事業ごとに事業評価を実施する。</p> <p>この場合、各事業評価の単位及び事業名を予算概算要求の単位・事業名と一致させるよう留意する。</p> <p>なお、法施行令第3条第1号又は第2号に該当する政策の事前評価については、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及び「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」等に基づき、本新規・拡充事業評価の一環として行う。</p> <p>○ 規制に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ 租税特別措置等に関する評価：毎年度、所掌に係る政策のうち、平成22年度税制改正大綱において、「政策評価を厳格に行うこと」とされたことを踏まえ、法人税、法人事業税、法人住民税に係る租税特別措置を対象として、その要望ごとに、事業評価を実施する。</p> <p>○ その他の事前評価：所管行政に係る上記以外の税制及び財政投融資に関する事前評価については、必要に応じ、基本計画に基づく文部科学省の行う政策評価に関する実施計画に定めるところにより、事業評価を実施する。</p>
	3 事後評価の対象等	<p>○ 実績評価：「文部科学省の使命と政策目標」に掲げる所管行政に係る政策について、原則として毎年度、政策目標、施策目標及び達成目標の達成度合い又は達成に向けた進捗状況について、政策及び施策ごとに実績評価を実施するとともに、目標達成のために用いた政策手段（予算措置に基づく事務事業、規制、税制、財政投融資、独立行政法人の業務運営等）の実績等についても検証する。</p> <p>また、施策目標・達成目標の目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて実績評価を行う。</p> <p>○ 総合評価：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策・施策等について、政策の実施後に総合評価を実施する。</p> <p>総合評価のテーマは、政策評価に関する有識者会議の助言を踏まえ決定する。</p> <p>○ その他の事後評価：上記のほか、事前評価を実施した政策の事後評価については、必要に応じ、実施計画の定めるところにより実施する。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果が、政策の企画立案作業における重要な情報として活用され、適切に反映されるようにするため、政策評価審議官が中心となって、政策の所管部局等における政策評価の結果の取りまとめや評価結果の政策への反映を促進するとともに、予算、法令等の取りまとめ部局との間の連携を確保する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付けるための窓口として、大臣官房政策課評価室がその任に当たることとし、インターネットのホームページ等を活用して積極的な周知を図る。また、寄せられた意見・要望については、関係する部局等において適切に活用する。

実施計画の名称	平成 22 年度文部科学省政策評価実施計画（平成 22 年 3 月 31 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策(法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの)及び評価の方式	○ 実績評価：政策体系の実現に向けて平成21年度に取り組んだ全ての施策を対象とする（13政策目標－47施策目標）。 ○ 総合評価：実績評価及び事業評価等で明らかになった個別の政策課題について必要に応じて評価対象とする。
	2 未着手・未了(法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの)	該当する政策なし
	3 その他の政策(法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの)	該当する政策なし

表 12-2 文部科学省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象 としようとした 政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果 の内訳別件数	政策評価の結果の政策への 反映状況の内訳別件数		
事前評価	事業評価方式： 25件 〔「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望：10事業 その他：15事業 〔表12-3-ア〕〕	23年度の新規・拡充事業等として実施することが適当	25	評価結果を踏まえ、概算要求等に反映したもの	25	
				概算要求に反映	25	
	事業評価方式： 4件 (租税特別措置等) 〔表12-3-イ〕	—	4	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行ったもの	4	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式： 13政策目標の下に掲げる47施策目標 〔表12-3-ウ〕	想定した以上に順調に進捗	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	26	
				概算要求に反映	25	
				機構・定員要求に反映	12	
				機構要求に反映	4	
			定員要求に反映	12		
			順調に進捗	30	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	21
			順調に進捗したが、一部で課題又は進捗が遅れが見られた	16	概算要求に反映	21
機構・定員要求に反映	13					
機構要求に反映	1					
定員要求に反映	13					
政策の重点化等	1					
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

表 12-3 文部科学省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に向けて、以下の 25 の新規・拡充事業等を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 23 年度新規・拡充事業等ー」として公表。

表 12-3-ア 新規・拡充個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
「元気な日本復活特別枠」を活用して要求・要望する事業	
1	安全で質の高い学校施設の整備
2	未来を拓く学び・学校創造戦略
3	義務教育費国庫負担金
4	学習者の視点に立った総合的な学び支援及び「新しい公共」の担い手育成プログラム
5	「強い人材」育成のための大学の機能強化イニシアティブ
6	成長を牽引する若手研究人材の総合育成・支援イニシアティブ
7	元気な日本復活！2大イノベーション～人（ヒューマン）と社会のためのイノベーション実現～
8	我が国の強み・特色を活かした日本発「人材・技術」の世界展開
9	元気な日本スポーツ立国プロジェクト
10	文化芸術による日本元気復活プラン
その他の事業	
11	成長分野等における中核的専門人材養成の戦略的推進（新規）
12	認定こども園設置促進事業（新規）
13	小学校外国語活動の教材整備事業（新規）
14	全国学力・学習状況調査の実施（拡充）
15	大学教育質向上推進事業（新規）
16	地域社会の求める人材を養成する大学等連携事業（新規）
17	口蹄疫等家畜伝染病に対応した獣医師育成環境整備事業（新規）
18	イノベーションシステム整備事業（イノベーション成長戦略実現支援プログラム）（新規）
19	科学技術イノベーション政策における「政策のための科学」の推進（新規）
20	海洋資源利用促進技術開発プログラム（うち、海洋生物資源確保技術高度化）（新規）
21	体育・保健体育のデジタル教材の作成（新規）
22	青少年教育施設を活用した交流事業（新規）
23	舞台芸術創造力向上・発信プラン（拡充）
24	映画製作支援事業（新規）
25	伝統音楽等の普及促進支援事業（新規）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表12-4-(1)参照。

(2) 租税特別措置等に係る 4 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「文部科学省事業評価書ー平成 23 年度新規・拡充事業等ー」として公表。

表 12-3-イ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	地域住民同士により公共活動を行う NPO 法人に係る認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和
2	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置
3	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費に係るもの）
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表12-4-(2)参照。

2 事後評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度文部科学省政策評価実施計画」に基づき、13政策目標の下に掲げる47施策目標を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「文部科学省実績評価書－平成21年度実績－」として公表。

表12-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
政策目標1 生涯学習社会の実現		
1	教育改革に関する基本的な政策の推進等	引き続き推進
2	生涯を通じた学習機会の拡大	改善・見直し
3	地域の教育力の向上	改善・見直し
4	家庭の教育力の向上	改善・見直し
5	ICTを活用した教育・学習の振興	改善・見直し
政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり		
6	確かな学力の育成	改善・見直し
7	豊かな心の育成	改善・見直し
8	児童生徒の問題行動等への適切な対応	引き続き推進
9	青少年の健全育成	改善・見直し
10	健やかな体の育成及び学校安全の推進	改善・見直し
11	地域住民に開かれた信頼される学校づくり	引き続き推進
12	魅力ある優れた教員の養成・確保	引き続き推進
13	安全・安心で豊かな学校施設の整備推進	改善・見直し
14	教育機会の確保のための特別な支援づくり	引き続き推進
15	幼児教育の振興	引き続き推進
16	一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進	引き続き推進
政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上		
17	義務教育に必要な教職員の確保	引き続き推進
政策目標4 個性が輝く高等教育の振興		
18	大学などにおける教育研究の質の向上	改善・見直し
19	大学などにおける教育研究基盤の整備	改善・見直し
政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進		
20	意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進	引き続き推進
政策目標6 私学の振興		
21	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興	引き続き推進
政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進		
22	科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成	引き続き推進
23	科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進	引き続き推進
24	地域における科学技術の振興	引き続き推進
25	科学技術システム改革の先導	改善・見直し
26	科学技術の国際活動の戦略的推進	引き続き推進
政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保		
27	原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握	引き続き推進
政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備		
28	学術研究の振興	引き続き推進
29	研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化	改善・見直し
30	科学技術振興のための基盤の強化	改善・見直し
政策目標10 科学技術の戦略的重点化		
31	ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
32	情報通信分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
33	環境・海洋分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
34	ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進	引き続き推進
35	原子力分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進
36	宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進	引き続き推進

37	新興・融合領域の研究開発の推進	引き続き推進
38	安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進	改善・見直し
政策目標11 スポーツの振興		
39	子どもの体力の向上	改善・見直し
40	生涯スポーツ社会の実現	改善・見直し
41	我が国の国際競技力の向上	改善・見直し
政策目標12 文化による心豊かな社会の実現		
42	芸術文化の振興	改善・見直し
43	文化財の保存及び活用の充実	改善・見直し
44	日本文化の発信及び国際文化交流の推進	引き続き推進
45	文化芸術振興のための基盤の充実	引き続き推進
政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進		
46	国際交流の推進	引き続き推進
47	国際協力の推進	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表12-4-(3)参照。

政策体系(文部科学省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

文部科学省の使命

教育、科学技術・学術、文化、スポーツの振興を未来への先行投資と位置づけ、これを通じ、「教育・文化立国」と「科学技術創造立国」を実現する。

政策目標1 生涯学習社会の実現

施策目標1-1 教育改革に関する基本的な政策の推進等

施策目標1-2 生涯を通じた学習機会の拡大

施策目標1-3 地域の教育力の向上

施策目標1-4 家庭の教育力の向上

施策目標1-5 ICTを活用した教育・学習の振興

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標2-1 確かな学力の育成

施策目標2-2 豊かな心の育成

施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応

施策目標2-4 青少年の健全育成

施策目標2-5 健やかな体の育成及び学校安全の推進

施策目標2-6 地域住民に開かれた信頼される学校づくり

施策目標2-7 魅力ある優れた教員の養成・確保

施策目標2-8 安全・安心で豊かな学校施設の整備推進

施策目標2-9 教育機会の確保のための特別な支援づくり

施策目標2-10 幼児教育の振興

施策目標2-11 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

政策目標3 義務教育の機会均等と水準の維持向上

施策目標3-1 義務教育に必要な教職員の確保

政策目標4 個性が輝く高等教育の振興

施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上

施策目標4-2 大学などにおける教育研究基盤の整備

政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

施策目標5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

政策目標6 私学の振興

施策目標6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

政策目標7 科学技術・学術政策の総合的な推進

施策目標7-1 科学技術関係人材の育成及び科学技術に関する国民意識の醸成

施策目標7-2 科学技術が及ぼす倫理的・法的・社会的課題への責任ある取組の推進

施策目標7-3 地域における科学技術の振興

施策目標7-4 科学技術システム改革の先導

施策目標7-5 科学技術の国際活動の戦略的推進

政策目標8 原子力の安全及び平和利用の確保

施策目標8-1 原子力安全対策、核物質の防護及び転用の防止、並びに環境放射能の把握

政策目標9 基礎研究の充実及び研究の推進のための環境整備

施策目標9-1 学術研究の振興

施策目標9-2 研究成果の創出と産学官連携などによる社会還元のための仕組みの強化

施策目標9-3 科学技術振興のための基盤の強化

政策目標10 科学技術の戦略的重点化

施策目標10-1 ライフサイエンス分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-2 情報通信分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-3 環境・海洋分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-4 ナノテクノロジー・材料分野の研究開発の重点的推進

施策目標10-5 原子力分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-6 宇宙・航空分野の研究・開発・利用の推進

施策目標10-7 新興・融合領域の研究開発の推進

施策目標10-8 安全・安心な社会の構築に資する科学技術の推進

政策目標11 スポーツの振興

施策目標11-1 子どもの体力の向上

施策目標11-2 生涯スポーツ社会の実現

施策目標11-3 我が国の国際競技力の向上

政策目標12 文化による心豊かな社会の実現

施策目標12-1 芸術文化の振興

施策目標12-2 文化財の保存及び活用の充実

施策目標12-3 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

施策目標12-4 文化芸術振興のための基盤の充実

政策目標13 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進

施策目標13-1 国際交流の推進

施策目標13-2 国際協力の推進

(注) 政策ごとの予算との対応については、文部科学省ホームページ

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2010/01/26/1287202_3_1.pdf) 参照

厚生労働省

《厚生労働省》

表 13-1 厚生労働省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）（平成19年3月30日決定） 平成19年9月28日一部変更 平成20年3月31日一部変更 平成21年3月31日一部変更 平成22年3月31日一部変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成19年度から23年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価方式を基本とする。 ○ 事前評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 法第9条に規定する政策 (2) 予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策であって、重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの（政策の決定を伴わないもの、政策効果の把握の手法等の段階的な調査、研究及び開発が必要なものと及び補償的な費用であり、効率性、有効性などの政策評価の観点になじまないものを除く。） (3) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価の対象とする政策は、次のとおりとする。 (1) 政策体系に基づき対象とする政策 前年度の実施計画の評価予定表において事後評価の対象とすることを予定しているものに加え、以下のアからウまでに該当する場合は原則として事後評価の対象とする。なお、イに該当する場合は、重点評価課題として、重点的に評価することとする。 ア 政策の特性に応じて定期的な見直しを行う場合 イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該年度において、評価を実施することが適切であると認められる場合 a 施政方針演説等で示された内閣としての重要政策 b 厚生労働省の主要な制度の新設・改定等 ウ 指標のモニタリング結果や推移により必要が生じた場合 (2) 研究開発 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき事後評価の対象とすることとされたもの (3) 個々の公共事業 「水道施設整備事業の評価の実施について」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策 ・ 事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ・ 事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの (5) 法第7条第2項第2号に規定する政策 (6) 「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」に基づき定める成果重視事業 (7) 租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税） (8) (1)から(7)までのほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき、政策評価を実施することとされているもの (9) その他その政策が国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの ○ 事後評価は、上記(1)（ウを除く）の場合については実績評価又は総合評価方式、(1)ウ、(5)、(7)、(8)及び(9)の場合については事業評価、実績評価又は総合評価方式、(2)、(3)、(4)及び(6)の場合については事業評価方式を基本とする。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 担当部局等は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。 ○ 査定課は、担当部局等から提出された評価書等を政策の採択等

		<p>の情報として活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価官室は、政策評価と予算・決算等の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ必要な取組を推進するとともに、担当部局及び査定課と緊密な連携を図る。 ○ 担当部局等は、毎年度一回、評価結果の政策への反映状況について、政策評価官室に報告し、政策評価官室は、それらの反映状況を取りまとめた後、速やかに公表する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価に関する外部からの意見等については、厚生労働省ホームページ等において、広く受け付ける。政策評価官室は、外部からの意見に対して、担当部局等と調整の上、回答を行うなど適切な対応に努めるものとする。
実施計画の名称	厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）（平成22年3月31日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価：32の施策目標（11の施策目標については、重点評価課題として評価を実施。） ※ 実績評価方式による事後評価を実施しない施策目標については、評価指標のモニタリングを実施し、その結果を公表する。 ○ 総合評価：5政策 ○ 事業評価：事前評価の実施後、一定期間が経過した26の事業及び6の成果重視事業
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未着手：該当なし ○ 未了：個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 以下に掲げる政策について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式により実施。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施策中目標のうち、指標のモニタリング結果により評価の必要が生じたもの (2) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」に基づき、総合科学技術会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発 (3) 個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたもの (4) 事前評価を実施した政策のうち、本計画の計画期間内において事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして評価の必要が生じたもの (5) その他国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められる政策のうち本計画の計画期間内に見直しが必要となったもの

表13-2 厚生労働省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数																			
事前評価	事業評価方式：11件 (新規事業等) 〔表13-3-ア〕	事業の政策効果が有効であると認められたため予算要求を行う	11	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	11	概算要求に反映	11																	
						事業評価方式：47件 (個別公共事業) 〔表13-3-イ〕	新規採択が妥当である	47	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	47	概算要求に反映	47												
											事業評価方式：28件 (研究開発) 〔表13-3-ウ〕	新規採択が妥当である	28	評価結果を踏まえ、新規に実施することとした	28	概算要求に反映	28							
																事業評価方式：11件 (規制) 〔表13-3-エ〕	規制の新設又は改廃が妥当である	11	評価結果を踏まえ、法令改正により、規制の新設又は改廃を行うこととした（行うことを予定）	11				
																					事業評価方式：28件 (租税特別措置等) 〔表13-3-オ〕	妥当である	28	評価結果を踏まえ、評価対象の措置について、税制改正要望を行った
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：32件 〔表13-3-カ〕	廃止	1	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】																			
						見直しの上増額	5	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	25	機構・定員要求に反映														
										見直しの上現状維持	9	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	4	機構要求に反映	0									
														見直しの上減額	12	4 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1	定員要求に反映	1					
																		見直しをせず、現状維持	5	概算要求に反映	25	機構・定員要求に反映	4	
																						事業評価方式：23件 (継続事業) 〔表13-3-キ〕	継続が妥当である	20
とりやめが妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	2	概算要求に反映	2																			
				実施した事業は妥当	2	3 評価結果を踏まえ、今後同様の施策に反映させる	1	政策の重点化等	2															
								概算要求に反映	2	4 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止、休止又は中止した（廃止、休止又は中止する予定） 【廃止、休止、中止】	4													
												機構要求に反映	0	4 評価結果を踏まえ、今後同様の施策に反映させる	1									
																定員要求に反映	4							
																		政策の重点化等	25					

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
	事業評価方式：6件 (成果重視事業) 〔表13-3-ク〕	目標の達成に向けて取組を進める	3	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	3	概算要求に反映	3
		実施した事業は妥当	3	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	3		
	総合評価方式：3件 〔表13-3-ケ〕	—	3	1 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った(することとした又はする予定) 【改善・見直し】	2	2 評価結果を踏まえ、今後も同様の施策に反映させる	1
		—	—	—	—	—	—
	事業評価方式：2件 (租税特別措置等) 〔表13-3-コ〕	継続が妥当である	2	評価結果を踏まえ、評価対象の施策につき、引き続き当該措置が必要である 【引き続き推進】	2		
未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—	—	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式：54件 (個別公共事業(再評価)) 〔表13-3-サ〕	継続が妥当である	50	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	50		
		見直しが妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策の一部を中止した(中止する予定) 【改善・見直し】	1		
		休止又は中止が妥当である	3	3 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止又は中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	3		
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	事業評価方式：12件 (個別公共事業(再評価)) 〔表13-3-サ〕	継続が妥当である	11	1 評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた(進める予定) 【引き続き推進】	11		
		休止又は中止が妥当である	1	2 評価結果を踏まえ、当該政策を廃止・休止・中止した(廃止、休止又は中止する予定) 【廃止、休止、中止】	1		
	事業評価方式：583件 (個別研究開発課題) 〔表13-3-シ〕	行政課題の解決に貢献している	583	今後同種の政策の企画立案や次期研究開発課題の実施に際し反映する予定である	583		

- (注) 1 個別公共事業(再評価)のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号ロに該当するものとして、「未了」欄に、また、厚生労働省が自主的に取り組んでいるものについては、「その他の政策」欄に、それぞれ掲載している。
- 2 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、5政策について総合評価方式により評価することとしていたが、評価に遅れが生じている政策等を除いた3事業について評価を実施している。
- 3 「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画(平成22年度)」では、事前評価の実施後、一定期間が経過した26事業を評価することとしていたが、平成22年度以前に事業が終了したことにより、3事業を除いた23事業について評価を実施している。

表 13-3 厚生労働省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」に基づき、平成23年度予算概算要求を伴う新たな政策（事業）のうち、11の政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「平成22年度事業評価書（事前）」として公表。

表 13-3-ア 新規個別事業等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	「国民の安心を守る肝炎対策強化推進」事業（新規）
2	子宮頸がん予防対策強化事業
3	働く世代への大腸がん検診推進事業
4	「職場における受動喫煙防止対策」事業（新規）
5	「職場におけるメンタルヘルス対策の促進」事業（一部新規）
6	就職活動準備事業（新規）
7	「実践的な職業能力開発支援の実施」事業
8	両立支援に関する雇用管理改善事業（新規）
9	「地域医療支援センター（仮称）運営支援」事業（新規）
10	「チーム医療実証」事業（新規）
11	医療情報データベース基盤整備事業

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(1)参照。

- (2) 新規採択を要求している公共事業の47の実施地区を対象として事業評価（事前評価）を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表 13-3-イ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	簡易水道等施設整備事業（16（3）地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（31（12）地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(2)参照。
2 本表の地区数のうち、（ ）内は、平成21年度予算に係る事前評価の対象地区数であり内数。

- (3) 平成23年度予算概算要求を行う28の研究開発を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働省の平成23年度研究事業に関する評価（概算要求前の評価）」として公表。

表 13-3-ウ 個別研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	厚生労働科学研究費補助金による研究事業（27事業）
2	基礎研究推進事業費（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(3)参照。

- (4) 以下の10の規制を対象として評価を実施し、その結果を平成22年4月16日、6月24日、

10月27日、11月10日、12月8日、23年1月20日、2月7日及び3月24日に「規制影響分析書」として公表。

表 13-3-エ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	医薬品に関する広告制限の対象の追加（結腸・直腸がん治療薬「パニツムマブ」及びその製剤について）
2	医薬品に関する広告制限の対象の追加（多発性骨髄腫治療薬「レナリドミド」及びその製剤について）
3	医薬品に関する広告制限の対象の追加（リンパ腫治療薬「ベンダムスチン」、その塩類及びそれらの製剤について）
4	「酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
5	「石綿に係る労働者の健康障害防止対策のための規制強化」について
6	「毒物及び劇物指定令の改正（劇物の指定及び指定除外）」について（2件）
7	「毒物及び劇物取締法施行令の改正」について
8	医薬品に関する広告制限の対象の追加（骨髄異形成症候群治療薬「アザシチジン」及びその製剤について）
9	「認定職業訓練の認定制度の創設等」について
10	「有料老人ホーム等における前払金の返還に関する利用者保護」について

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(4)参照。

2 表中の()の件数は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

(5) 租税特別措置等に係る28政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日、9月30日及び23年3月31日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 13-3-オ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
2	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
3	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
4	事業基盤強化設備に係る特別償却制度等の適用期限の延長
5	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
6	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の留保所得に係る特別控除制度の適用期限の延長
7	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の拡充
8	試験研究費の総額に関する税額控除制度の拡充
9	グリーン投資減税
10	サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制
11	医業継続に係る相続税・譲与税の納税猶予等の特例措置
12	医療安全に資する医療機器等の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長
13	医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長
14	事業主が存在しない等の理由によって企業年金等に移行できない適格退職年金に関する税制優遇措置の継続
15	共同利用施設の特別償却制度の延長
16	公害防止用設備の特別償却制度の延長
17	企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃
18	障害者を多数雇用する事業所に係る税制上の特例措置
19	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
20	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
21	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置（所得税・法人税）
22	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）の延長
23	産業活力再生特別措置法に係る税制上の特例措置の延長

24	平成12年度医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替えに係る特別償却制度の適用期限の延長
25	療養病床の転換に係る特別償却制度
26	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費）
27	「重度障害者等施設設置等助成金（仮称）」の創設に伴う税制上の所要の措置
28	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表13-4-(5)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、32の施策目標について評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度実績評価書（平成21年度の実績の評価）」として公表。

表13-3-カ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」について	改善・見直し
2	「総合的な医療安全確保対策の推進を図ること」について	引き続き推進
3	「政策医療を向上・均てん化させること」について	改善・見直し
4	「感染症の発生・まん延の防止を図ること」について	改善・見直し
5	「適正な移植医療を推進すること」について	改善・見直し
6	「医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること」について	改善・見直し
7	「健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること」について	改善・見直し
8	「希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること」について	引き続き推進
9	「新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること」について	改善・見直し
10	「適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること」について	引き続き推進
11	「健康危機管理に関すること」について	引き続き推進
12	「労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること」について	改善・見直し
13	「被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること」について	改善・見直し
14	「豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること」について	引き続き推進
15	「労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集团的労使関係のルール確立及び普及等を図るとともに集团的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること」について	改善・見直し
16	「労働保険適用促進及び労働保険料等の適正徴収を図ること」について	改善・見直し
17	「公共職業安定機関等における需給調整機能の強化及び労働者派遣事業等の適正な運営を確保すること」について	改善・見直し
18	「地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること」について	改善・見直し
19	「高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること」について	改善・見直し
20	「雇用保険制度の安定的かつ適正な運営及び求職活動を容易にするための保障等を図ること」について	引き続き推進

21	「若年者等に対して段階に応じた職業キャリア支援を講ずること」について	改善・見直し
22	「福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等を行うこと」について	改善・見直し
23	「男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること」について	改善・見直し
24	「母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること」について	改善・見直し
25	「地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること」について	改善・見直し
26	「災害に際し応急的な支援を実施すること」について	引き続き推進
27	「旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること」について	改善・見直し
28	「障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること」について	改善・見直し
29	「企業年金等の健全な育成を図ること」について	改善・見直し
30	「企業年金等の適正な運営を図ること」について	改善・見直し
31	「二国間等の国際協力を推進すること」について	改善・見直し
32	「国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること」について	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表13-4-(6)参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、平成18年度に事業評価（事前評価）を実施した19年度予算概算要求に係る新規事業のうち、22年度における継続事業23事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事業評価書（事後）」として公表。

表13-3-キ 事業評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	在宅緩和ケア対策推進事業	廃止、休止、中止
2	へき地巡回診療へり運営事業	改善・見直し
3	小児救急電話相談事業	引き続き推進
4	医療情報システムの相互運用性確保のための対向試験ツール開発事業	引き続き推進
5	医療情報システムのための医療知識基盤データベース研究開発事業	引き続き推進
6	病原体等管理体制整備事業	引き続き推進
7	がん検診実施体制強化モデル事業	—
8	マンモグラフィ検診従事者研修事業	引き続き推進
9	過重労働による健康障害防止のための自主的改善対策事業	廃止、休止、中止
10	ハローワークにおける正社員就職増大対策の推進	廃止、休止、中止
11	マザーズハローワーク事業	引き続き推進
12	「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト	引き続き推進
13	ジョブカフェ等によるきめ細やかな就職支援	引き続き推進
14	若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施事業	引き続き推進
15	「関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進」事業	引き続き推進
16	年長フリーター等に対する「再チャレンジコース」の開発・実施について	廃止、休止、中止
17	短時間労働者均衡待遇推進等助成金事業	改善・見直し
18	育児・介護雇用安定等助成金（両立支援レベルアップ助成金）	引き続き推進
19	養育費相談支援センター事業	引き続き推進
20	生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型）貸付制度	引き続き推進
21	工賃倍増計画支援事業費補助金	引き続き推進
22	発達障害者支援開発事業	引き続き推進
23	要介護認定適正化事業	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ

(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(7)参照。
2 No.7は、事業終了後の評価を実施したものである。

- (3) 事業評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、6つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び23年3月31日に「平成22年度成果重視事業評価書」として公表。

表13-3-ク 事業評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化事業	引き続き推進
2	社会保険業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進
3	職業安定行政関係業務の業務・システム最適化事業	—
4	労災保険給付業務の業務・システム最適化事業	—
5	監督・安全衛生等業務の業務・システム最適化事業	—
6	労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(8)参照。

- (4) 総合評価方式を用いて、「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」及び「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成22年度）」に基づき、3政策について評価を実施し、平成23年3月31日に「総合評価書」として公表。

表13-3-ケ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	新型インフルエンザ対策	改善・見直し
2	「子ども・子育て応援プラン」	—
3	介護保険制度	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(9)参照。

- (5) 租税特別措置等に係る2施策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日及び9月30日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表13-3-コ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	社会保険診療報酬の所得計算の特例	引き続き推進
2	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(10)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業採択後原則5年を経過した公共事業の66実施地区を対象として再評価を実施し、その結果を平成22年6月24日に「個別公共事業の評価書」として公表。

表13-3-サ 事業評価方式により事後評価した政策（公共事業の再評価）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
-----	--------	-----------

1	簡易水道等施設整備事業（13 地区）	引き続き推進 （13 地区）
2	水道水源開発等施設整備事業（53（2）地区）	引き続き推進 （48(1)地区） 改善・見直し （1 地区） 廃止、休止、中止 （4(1)地区）

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(11)参照。
2 本表の地区数のうち、()内は、平成21年度予算に係る再評価の対象地区数であり内数。

(7) 事業評価方式を用いて、平成21年度に終了した583研究課題を対象として評価を実施し、その結果を平成23年1月12日に「厚生労働科学研究費補助金の成果に関する評価」として公表。

表13-3-シ 事業評価方式により事後評価した政策（終了後の個別研究開発課題）

No.	評価対象政策	
1	I 行政政策研究分野	行政政策（23課題）
2		厚生労働科学特別研究（17課題）
3	II 厚生科学基盤研究分野	先端的基盤開発（46課題）
4		臨床応用基盤（30課題）
5	III 疾病・障害対策研究分野	長寿・障害総合（40課題）
6		子ども家庭総合（5課題）
7		第3次対がん総合戦略（55課題）
8		生活習慣病・難治性疾患克服総合（176課題）
9		感染症対策総合（40課題）
10		こころの健康科学（20課題）
11		地域医療基盤開発推進（40課題）
12	IV 健康安全確保総合研究分野	労働安全衛生総合（4課題）
13		食品医薬品等リスク分析（68課題）
14		健康安全・危機管理対策総合（19課題）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表13-4-(12)参照。

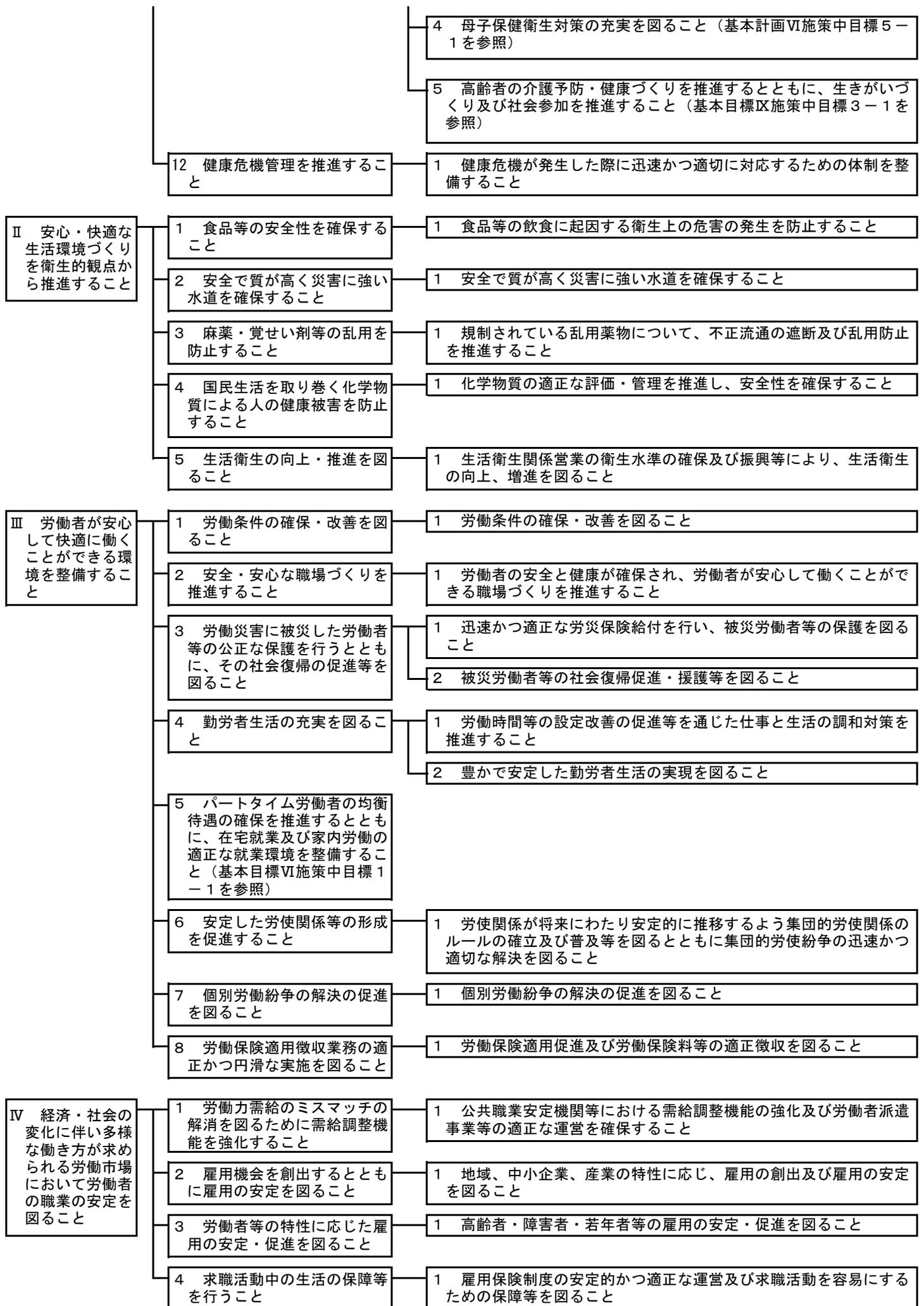
政策体系（厚生労働省）

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

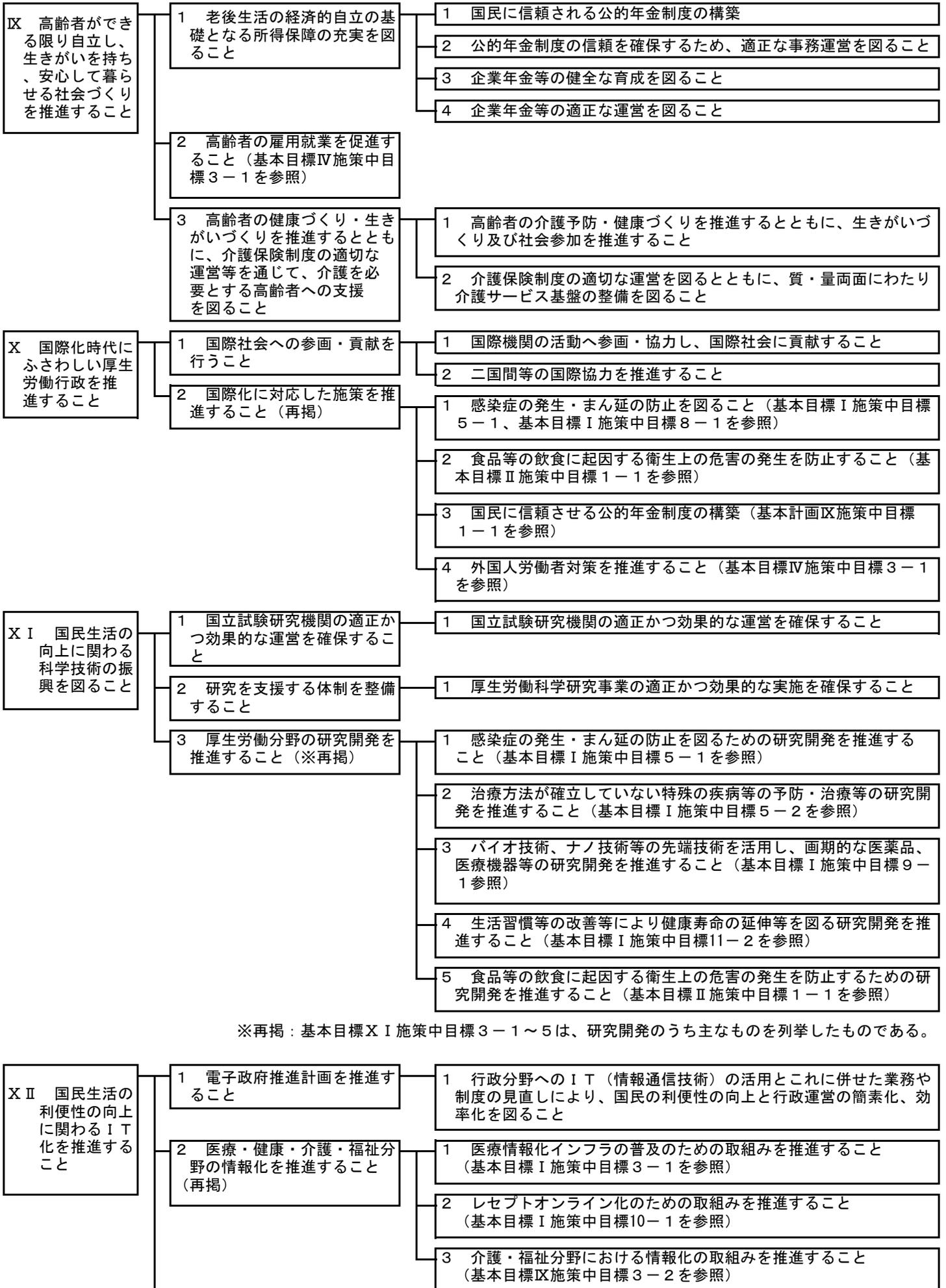
厚生労働省の使命

厚生労働省は、国民一人ひとりが、家庭、職場、地域等において、持てる力を発揮し、ともに支え合いながら、健やかに安心して生涯を送ることができるよう、社会保障政策・労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と社会経済の発展に寄与することをその使命とする。

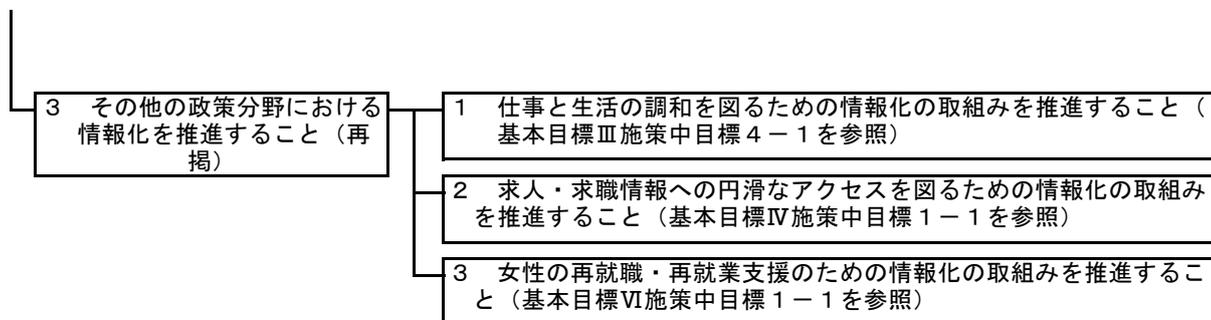
基本目標	施策大目標	施策中目標
I 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること	1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
	2 必要な医療従事者を確保するとともに、資質の向上を図ること	1 今後の医療需要に見合った医療従事者の確保を図ること 2 医療従事者の資質の向上を図ること
	3 利用者の視点に立った、効率的で安心かつ質の高い医療サービスの提供を促進すること	1 医療情報化の体制整備の普及を推進すること 2 総合的な医療安全確保対策の推進を図ること
	4 国が医療政策として担うべき医療（政策医療）を推進すること	1 政策医療を向上・均てん化させること
	5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること	1 感染症の発生・まん延の防止を図ること 2 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること 3 適正な移植医療を推進すること 4 原子爆弾被爆者等を援護すること
	6 品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること	1 有効性・安全性の高い新医薬品・医療機器を迅速に提供できるようにすること 2 医薬品等の品質確保の徹底を図るとともに、医薬品等の安全対策等を推進すること 3 医薬品の適正使用を推進すること
	7 安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること	1 健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
	8 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備をすすめること	1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること
	9 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること	1 新医薬品・医療機器の開発を促進するとともに、医薬品産業等の振興を図ること
	10 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること	1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること 2 生活習慣病対策や長期入院の是正等により中長期的な医療費の適正化を図ること
	11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること	1 地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること 2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること 3 安心・安全な職場づくりを推進すること（基本目標Ⅲ施策中目標2-1を参照）



V 労働者の職業能力の開発及び向上を図るとともに、その能力を十分に発揮できるような環境整備をすること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること	1 多様な職業能力開発の機会を確保すること
	2 働く者の職業生涯を通じた持続的な職業キャリア形成への支援をすること	1 若年者等に対して職業キャリア支援を講ずること 2 福祉から自立へ向けた職業キャリア形成の支援等をする事
	3 「現場力」の強化と技能の継承・振興を推進すること	1 技能継承・振興のための施策を推進すること
VI 男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること	1 男女労働者が多様な個性や能力を発揮でき、かつ仕事と家庭の両立ができる雇用環境及び多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備すること
	2 利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもの健全な育ちを支援する社会を実現すること	1 地域における子育て支援等施策の推進を図ること 2 児童の健全な育成及び資質の向上に必要なサービスを提供すること 3 保育所の受入児童数を拡大するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること
	3 子育て家庭の生活の安定を図ること	1 子育て家庭の生活の安定を図ること
	4 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること	1 児童虐待や配偶者による暴力等への支援体制の充実を図ること
	5 母子保健衛生対策の充実を図ること	1 母子保健衛生対策の充実を図ること
	6 総合的な母子家庭等の自立を図ること	1 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること
VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること
	2 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること	1 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
	3 災害時の被災者等に対し適切に福祉サービスを提供すること	1 災害に際し応急的な支援を実施すること
	4 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること	1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
	5 戦傷病者、戦没者遺族、中国残留邦人等を援護するとともに、旧陸海軍の残務を整理すること	1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと 2 戦没者の遺骨の収集等を行うことにより、戦没者遺族を慰藉すること 3 中国残留邦人等の円滑な帰国を促進するとともに、永住帰国者の自立を支援すること 4 旧陸海軍に関する人事資料を適切に整備保管すること及び旧陸海軍に関する恩給請求書を適切に進達すること
VIII 障害のある人も障害のない人も地域とともに生活し、活動する社会づくりを推進すること	1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を支援すること	1 障害者の地域における生活を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること 2 障害者の雇用を促進すること（基本目標Ⅳ施策目標3-1を参照）



※再掲：基本目標XⅠ施策中目標3-1～5は、研究開発のうち主なものを列挙したものである。



（注） 政策ごとの予算との対応については、厚生労働省ホームページ

(http://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/other/seisaku09/dl/seisaku09_02a.pdf)参照

農林水産省

《農林水産省》

表 14-1 農林水産省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	農林水産省政策評価基本計画（平成22年8月10日決定）	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間
	2 事前評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業評価（公共事業） 法令により評価を義務付けられた個々の公共事業として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。 なお、交付金に係る事業は対象としない。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 法令により評価を義務付けられた個々の研究開発として、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。 ・ 産学官の連携、競争的環境の整備等、効率のかつ効果的に研究を推進するための研究制度。 ○ 事業評価（規制） 法令により評価を義務付けられた規制の新設又は改廃に係る政策。 ○ 事業評価（租税特別措置等） 租税特別措置等に係る政策のうち、法令により評価を義務付けられた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに政策評価に関する基本方針により評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。
	3 事後評価の対象等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 実績評価 農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて。 ○ 総合評価 実施計画において示すこととする。 ○ 事業評価（公共事業） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、未着手の事業及び未了の事業で、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業。 (2) また、対象となる事業が 10 年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 ・ 完了後の評価 原則として、施設の維持管理に係る事業及び災害復旧事業等を除く農林水産公共事業のうち、総事業費 10 億円以上の事業。 ただし、補助事業については、事業実施主体の協力が得られる範囲内で実施。 ○ 事業評価（研究開発） <ul style="list-style-type: none"> ・ 期中の評価 <ul style="list-style-type: none"> (1) 原則として、法令により評価を義務付けられた、独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発で、未着手の研究開発課題及び未了の研究開発課題。 (2) また、対象となる研究開発課題が 10 年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年ごとに行う。 (3) 研究制度についても研究開発課題と同様に評価を行う。 ・ 終了時の評価

		<p>(1) 独立行政法人等に委託して実施するプロジェクト研究及び国費の補助を受けて都道府県又は民間等の試験研究機関において実施される研究開発のうち、総事業費 10 億円以上の研究開発課題。</p> <p>(2) 研究制度</p> <p>○ 事業評価（租税特別措置等） 政策評価の基本方針により評価を行うこととされた法人税、法人住民税及び法人事業税関係の租税特別措置等に係る政策並びに評価を行うよう努めるとされたその他の税目関係の租税特別措置等に係る政策。</p>
	4 政策評価の結果の政策への反映	<p>○ 実績評価にあつては政策分野主管課が、総合評価にあつては評価を行った部局が、公共事業の事業評価にあつては事業主管課が、研究開発の事業評価にあつては農林水産技術会議事務局等が、規制の事前評価にあつては法令所管課が、租税特別措置等の事業評価にあつては租税特別措置等所管課が、当該評価の結果とこれに基づく措置の内容を記述した政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、政策評価結果反映状況案を作成する。</p> <p>○ 大臣官房情報評価課（以下「情報評価課」という。）は、政策評価結果反映状況案について審査する。情報評価課長は、必要に応じて調整部局（予算、法令、組織・定員、税制及び金融に関する省全体の調整を担当する課をいう。）、各局庁の政策分野主管課、事業主管課、農林水産技術会議事務局、法令所管課、租税特別措置等所管課等からヒアリングを行うものとする。</p> <p>○ 情報評価課は、評価結果の反映状況について審査をした後、それを農林水産省としての決定手続を経て、公表する。</p> <p>○ なお、公共事業及び研究開発の事業評価の評価結果の政策への反映に当たっては、評価対象となった個別の事業地区又は研究課題に対する反映のみならず、公共事業又は研究開発に係る施策・制度の改善、今後の公共事業や研究開発の在り方の検討等を含むものとする。</p> <p>○ また、政策評価を適切に政策に反映するよう、重要な政策決定が行われる際にできる限り評価結果に基づいた議論を行うとともに、概算要求、税制改正要望等の際には政策評価担当組織と予算、税制等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うなど、政策評価担当組織は、予算、税制等取りまとめ部局との連携を強化する。</p>
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<p>○ 政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口は、情報評価課とし、文書によるほか、農林水産省ホームページにおいても、政策評価に関する外部からの意見・要望を受け付ける窓口を開設し、常時受け付ける。</p>
実施計画の名称	平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画（平成 22 年 8 月 10 日決定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）及び評価の方式	<p>○ 実績評価：16 政策分野 3 成果重視事業</p> <p>○ 事業評価：81 公共事業実施地区 2 研究課題 2 政策（租税特別措置）</p> <p>○ 総合評価：1 課題</p>
	2 未着手・未了（法第 7 条第 2 項第 2 号イ及びロに該当するもの）	○ 未了：23 公共事業実施地区
	3 その他の政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 14-2 農林水産省における政策評価の実施状況等の概要(総括表)

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価	実績評価：16政策分野 〔表14-3-ア〕	予算要求は妥当	16	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	16	
				概算要求に反映	16	
				機構・定員要求に反映	7	
				機構要求に反映	3	
	事業評価方式：9公共事業(140事業実施地区) <23年度事業着手要求事業:31地区> 〔表14-3-イ~エ〕 <23年度新規地区採択要求事業:109地区> 〔表14-3-ウ、オ〕	事業着手又は新規地区採択は妥当	140	評価結果を踏まえ、概算要求又は新規採択を行った	140	
				概算要求に反映	15	
事業評価方式：4研究開発課題 〔表14-3-カ〕	新規実施は妥当	4	評価結果を踏まえ、概算要求を行った	4		
			概算要求に反映	4		
事業評価方式：2件(規制) 〔表14-3-キ〕	規制の新設・改正は妥当	2	評価結果を踏まえ、改正案のとおり閣議決定した	2		
事業評価方式：30件(租税特別措置等) 〔表14-3-ク〕	税制改正要望を行うことは妥当	30	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行った	30		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：3成果重視事業 〔表14-3-ケ〕	目標の達成に向けて順調に進捗等	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き推進する 【引き続き推進】	3
			今後、成果の検証を実施等	1		
	事業評価方式(期中)：8公共事業(64事業実施地区) 〔表14-3-コ~ス〕	継続が妥当	59	評価結果を踏まえ、引き続き推進する 【引き続き推進】	59	
				概算要求に反映	2	
				計画変更の上、継続が妥当	4	評価結果を踏まえ、計画の見直しを実施する 【改善・見直し】
	事業評価方式(完了後)：31公共事業(191事業実施地区) 〔表14-3-セ~チ〕	実施は妥当	191	評価結果を踏まえ、今後の改善方針を策定する	191	
				中止が妥当	1	評価結果を踏まえ、中止する 【廃止、休止、中止】
	事業評価方式：2研究開発課題 〔表14-3-ツ〕	概ね目的を達成した	2	評価結果を今後の研究開発課題の企画・立案に適切に反映するとともに、成果の普及・実用化を推進する	2	
				事業評価方式：14件(租税特別措置等) 〔表14-3-テ〕	継続が妥当	14
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	事業評価方式(期中): 8公共事業(24事業実施地区)〔表14-3-コ～シ〕	継続が妥当	24	評価結果を踏まえ、引き続き実施する		24
				【引き続き推進】		
				概算要求に反映		3
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—		—

(注) 公共事業の期中評価のうち、法令により政策評価が義務付けられているものについては、法第7条第2項第2号イに該当するものは、「未着手」欄に、法第7条第2項第2号ロに該当するものは、「未了」欄に、また、農林水産省が自主的に取り組んでいるものは、「実施計画期間内の評価対象政策」欄に、それぞれ掲載している。

表 14-3 農林水産省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、特定の政策分野について評価を実施。

「平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、農政、林政及び水産行政に係る主要施策の全てを 21 の政策分野に分類し、そのうち以下の 16 の政策分野を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 23 年度政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ア 政策分野を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	食の安全と消費者の信頼の確保
2	国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化
3	食品産業の持続的な発展
4	意欲ある多様な農業者による農業経営の推進
5	優良農地の確保と有効利用の促進
6	農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備
7	持続可能な農業生産を支える取組の推進
8	農業・農村における 6 次産業化の推進
9	都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興
10	農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全
11	森林の有する多面的機能の発揮
12	林業の持続的かつ健全な発展
13	林産物の供給及び利用の確保
14	水産資源の回復
15	漁業経営の安定
16	漁村の健全な発展

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(1) 参照。

(2) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手を要求している以下の 3 事業 (12 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書 (国営土地改良事業の事前評価)」として公表。

表 14-3-イ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策 (国営土地改良事業)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業 (直轄) (8 地区)
2	国営農地再編整備事業 (直轄) (2 地区)
3	国営総合農地防災事業 (直轄) (2 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(2) 参照。

(3) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手及び新規地区採択を要求している以下の 3 事業 (118 地区) を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書 (林野公共事業の事前評価)」として公表 (平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ウ 事業着手及び新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（林野公共事業）

No.	評価対象政策
1	森林環境保全整備事業(直轄) (16 地区)
2	民有林補助治山事業(補助) (2 地区)
3	森林環境保全整備事業(補助) (100 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(3) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に事業着手を要求している以下の 1 事業（3 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表。

表 14-3-エ 事業着手を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	特定漁港漁場整備事業(直轄) (3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(4) 参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度に新規地区採択を要求している以下の 2 事業（7 地区）を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事前評価書」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-オ 新規地区採択を要求している事業を対象として事前評価した政策（水産関係公共事業）

No.	評価対象政策
1	水産物供給基盤整備事業(補助) (3 地区)
2	水産資源環境整備事業(補助) (4 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(5) 参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、平成 23 年度において新規実施等を予定している総事業費 10 億円以上のプロジェクト研究開発課題 4 課題を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の事前評価）」として公表。

表 14-3-カ 新規実施等を予定しているプロジェクト研究課題を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	新農業展開ゲノムプロジェクト
2	気候変動に対応した循環型食料生産等の確立のための技術開発
3	農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発
4	画期的な農畜産物作出のためのゲノム情報データベースの整備

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(6) 参照。

- (7) 規制の新設又は改廃に係る以下の 2 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 23 年 2 月 28 日及び 3 月 4 日に「規制の事前評価書」として公表。

表 14-3-キ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	家畜の伝染性疾病に対する防疫対応の強化を図るため、家畜の所有者等が講ずべき消毒等の防疫措置に関する規定の新設・拡充
2	無届伐採者に対する造林命令の創設

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(7) 参照。

(8) 租税特別措置等に係る以下の 30 政策を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 14-3-ク 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	植林費の損金算入の特例 (国税)
2	植林費の損金算入の特例 (地方税)
3	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税)
4	中小企業等の貸倒引当金の特例 (森林組合等) (国税)
5	中小企業等の貸倒引当金の特例 (国税)
6	中小企業等の貸倒引当金の特例 (地方税)
7	中小企業等の貸倒引当金の特例 (森林組合等) (地方税)
8	中小企業等の貸倒引当金の特例 (地方税)
9	技術研究組合の所得計算の特例
10	グリーン投資減税 (木質・草本バイオマスガス利用装置)
11	グリーン投資減税 (バイオマスエタノール製造設備)
12	グリーン投資減税 (木質バイオマス熱電併給型木材乾燥装置)
13	グリーン投資減税 (木質バイオマス利用加温装置)
14	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (国税)
15	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額の特別控除 (特定農産加工業経営改善臨時措置法) (地方税)
16	集積区域における集積産業用資産の特別償却
17	新用途米穀加工品等製造設備の特別償却
18	特定地域における工業用機械等の特別償却 (半島振興対策実施地域)
19	特定地域における工業用機械等の特別償却 (過疎地域)
20	特定地域における工業用機械等の特別償却 (離島振興対策実施地域)
21	特定地域における工業用機械等の特別償却 (奄美群島)
22	特定地域における工業用機械等の特別償却 (振興山村として指定された地区)
23	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例
24	肉用牛の売却による農業所得の課税の特例
25	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (市街化区域等の内外の農業用資産)
26	特定の事業用資産の買換え・交換の場合の譲渡所得の課税の特例措置 (農用地区域等内にある土地等)
27	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例
28	独立行政法人農畜産業振興機構において生産者負担金を管理する場合、当該負担金を必要経費又は損金算入の対象となるよう追加
29	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設 (国税)
30	卸売市場機能高度化設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特別控除の創設 (地方税)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(8) 参照。

2 事後評価

- (1) 実績評価方式を用いて、「平成 22 年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、以下の 3 つの成果重視事業を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 21 年度の成果重視事業に係る評価書」として公表。

表 14-3-ケ 実績評価方式により事後評価した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	商物分離直接流通成果重視事業	引き続き推進
2	成果重視事業バイオ燃料技術実証事業	引き続き推進
3	成果重視事業ソフトセルロース利活用技術確立事業	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(9) 参照。

- (2) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過した時点で継続中の事業又は事業採択後 10 年を超えて継続しており、直近の再評価実施年度から 5 年を経過した以下の 3 事業（5 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価〔期中の評価〕（国営土地改良事業等再評価）評価書」として公表。

表 14-3-コ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	国営かんがい排水事業（直轄）（3 地区）	引き続き推進
2	国営農地再編整備事業（直轄）（1 地区）	引き続き推進
3	直轄海岸保全施設整備事業（直轄）（1 地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(10) 参照。

- (3) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了の事業又は事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 6 事業（28 地区）を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価（農業農村整備事業等補助事業の期中の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-サ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策（期中）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	かんがい排水事業（補助）（5 地区）	引き続き推進
2	経営体育成基盤整備事業（補助）（10 地区）	引き続き推進
3	畑地帯総合整備事業（補助）（7 地区）	引き続き推進
4	中山間総合整備事業（補助）（2 地区）	引き続き推進
5	農地保全事業（補助）（3 地区）	引き続き推進
6	農村環境保全対策事業（補助）（1 地区）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 14-4-(11) 参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、事業採択後 10 年を経過して未了であって直近に期中の評価を実施した年度から起算して 5 年を経過した以下の 2 事業（50 地区）を対象として期中の評価を实

施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書(林野公共事業の期中の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-シ 林野公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	水源林造成事業(独立行政法人事業)(48 地区)	引き続き推進
2	民有林補助治山事業(補助)(2 地区)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(12)参照。

- (5) 事業評価方式を用いて、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた以下の 2 事業(5 地区)を対象として期中の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事後評価書(期中の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ス 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策(期中)

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定漁港漁場整備事業(直轄)(2 地区)	改善・見直し(2 地区)
2	水産物供給基盤整備事業(補助)(3 地区)	改善・見直し(2 地区) 廃止、休止、中止(中止 1 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(13)参照。

- (6) 事業評価方式を用いて、事業完了後おおむね 5 年を経過した総事業費 10 億円以上の以下の 4 事業(13 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「公共事業の事業評価書(国営土地改良事業等の完了後の評価)」として公表。

表 14-3-セ 国営土地改良事業等を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	国営かんがい排水事業(直轄)(7 地区)
2	国営農用地再編整備事業(直轄)(2 地区)
3	直轄地すべり対策事業(直轄)(1 地区)
4	農用地総合整備事業(独立行政法人事業)(3 地区)

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 14-4-(14)参照。

- (7) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 18 事業(131 地区)を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書(農業農村整備事業等補助事業の完了後の評価)」として公表(平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定)。

表 14-3-ソ 農業農村整備事業等補助事業を対象として事後評価した政策(完了後)

No.	評価対象政策
1	かんがい排水事業(補助)(13 地区)
2	経営体育成基盤整備事業(補助)(19 地区)

3	畑地帯総合整備事業（補助）（11 地区）
4	畑地帯開発整備事業（補助）（1 地区）
5	農道整備事業（補助）（11 地区）
6	農業集落排水事業（補助）（16 地区）
7	農村総合整備事業（補助）（8 地区）
8	農村振興総合整備事業（補助）（8 地区）
9	田園整備事業（補助）（1 地区）
10	地域用水環境整備事業（補助）（2 地区）
11	中山間総合整備事業（補助）（13 地区）
12	農地防災事業（補助）（9 地区）
13	農地保全事業（補助）（3 地区）
14	農村環境保全対策事業（補助）（2 地区）
15	海岸保全施設整備事業（農地）（補助）（3 地区）
16	海岸環境整備事業（農地）（補助）（2 地区）
17	草地畜産基盤整備事業（補助）（5 地区）
18	畜産環境総合整備事業（補助）（4 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(15)参照。

- (8) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 3 事業（25 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「公共事業の事業評価書（林野公共事業の完了後の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-タ 林野公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	緑資源幹線林道事業（独立行政法人事業）（2 地区）
2	民有林補助治山事業（補助）（14 地区）
3	森林居住環境整備事業（補助）（9 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(16)参照。

- (9) 事業評価方式を用いて、総事業費 10 億円以上の事業完了地区のうち、事業完了後おおむね 5 年を経過した以下の 6 事業（22 地区）を対象として完了後の評価を実施し、その結果を平成 23 年 4 月 1 日に「平成 22 年度水産関係公共事業の事業評価書（完了後の評価）」として公表（平成 23 年 3 月 31 日政務 3 役会議決定）。

表 14-3-チ 水産関係公共事業を対象として事後評価した政策（完了後）

No.	評価対象政策
1	漁港修築事業（補助）（2 地区）
2	水産物供給基盤整備事業（補助）（1 地区）
3	水産資源環境整備事業（補助）（1 地区）
4	漁村総合整備事業（補助）（12 地区）
5	海岸保全施設整備事業（補助）（3 地区）
6	海岸環境整備事業（補助）（3 地区）

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表14-4-(17)参照。

- (10) 事業評価方式を用いて、平成 21 年度末をもって終了した総事業費 10 億円以上のプロジェ

クト研究開発課題2課題を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「研究開発の事業評価書（プロジェクト研究課題の終了時評価）」として公表。

表14-3-ツ 終了したプロジェクト研究課題を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策
1	粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発
2	地球温暖化が農林水産業に及ぼす影響評価と緩和及び適応技術の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(18)参照。

- (11) 「平成22年度農林水産省政策評価実施計画」に基づき、租税特別措置等に係る以下の14政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表14-3-テ 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

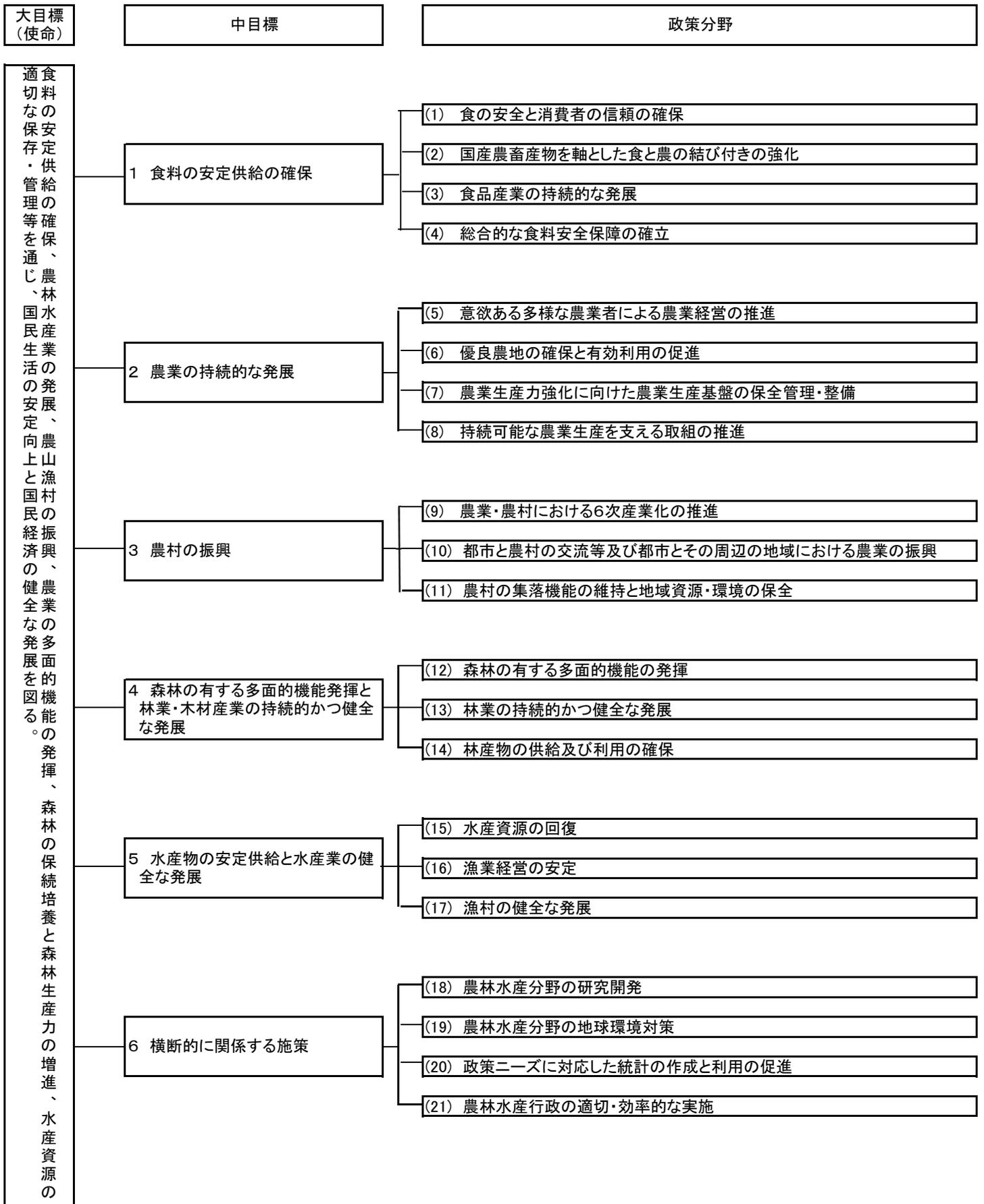
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
2	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
3	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
4	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例	引き続き推進
5	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(土地改良事業)	引き続き推進
6	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
7	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
8	保険会社等の異常危険準備金	引き続き推進
9	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
10	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
11	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
12	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除	引き続き推進
13	収用換地等の場合の所得の特別控除(土地改良事業)	引き続き推進
14	収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除(農振法)	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表14-4-(19)参照。

別表

政策体系(農林水産省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注)1 本政策体系は、平成22年度農林水産省政策評価実施計画(22年8月10日決定)に基づき作成

(注)2 政策ごとの予算との対応については、農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/seisaku.pdf>)参照

經濟産業省

＜経済産業省＞

表 15-1 経済産業省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	経済産業省政策評価基本計画（平成14年3月29日策定） 平成16年4月1日変更 平成17年4月1日改正 平成18年3月31日改正 平成19年3月28日変更 平成19年8月31日変更 平成19年9月26日変更 平成22年6月1日変更	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象。 ○ 施策の主管課の長は、企画・立案をしようとする施策について、施策の目的、必要性、概要、達成すべきアウトカム目標（予測される効果）及び目標達成度を計測する指標、施策あるいは含まれる事業のコスト等を明らかにする。 ○ 規制法令の主管課の長は、当該法令の制定又は改廃時に、(1)規制の目的、内容及び必要性等、(2)規制によりもたらされる便益や費用、(3)代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする。 ○ 租税特別措置等に係る税制改正要望を行う課等の長は、当該措置等に係る政策について、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を踏まえ、事前評価を行う。
	3 事後評価の対象等	○ 原則として、基本計画別紙に掲げた34施策すべてを対象とし、具体的な対象は、毎年度、実施計画において明らかにする。 ○ 事前評価を実施した施策の主管課の長は、施策が、想定した範囲のコストで、十分に所期の効果を生んでいるか否かを判定するとともに、その後の運用や制度設計へ反映すべき知見を得るため、原則として、3年から5年の間に一度事後評価を行う。 ○ 規制法令の主管課の長は、規制の目的に照らして、その達成状況などを評価する実績評価を行う。 ○ 租税特別措置等に係る税制改正要望を行う課等の長は、当該措置等に係る政策について、平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）における「租税特別措置の見直しに関する基本方針」及び「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を踏まえ、事後評価を行う。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果については、新たな政策の企画・立案のみならず、予算編成や人事評価などに適切に反映する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	○ 政策評価広報課が全体の窓口として、外部からの意見・要望を受け付ける。また、経済産業局にも同様の窓口を置く。
実施計画の名称	平成22年度経済産業省事後評価実施計画（平成22年6月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 事後評価の対象：基本計画の別紙に掲げる34施策（経済産業省の所掌に係る租税特別措置等に係る政策のうち評価の必要性の高いものを含む。） ○ 事後評価の方法：評価対象となる施策を主管する課等の長は、当該施策の特性などに応じて適切な手法を用い、適切な観点から合理的に評価を行う。
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 15-2 経済産業省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数		
事前評価		事前評価：23件 (租税特別措置等：40件) [表 15-3-ア]	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	23	
			概算要求に反映	23	
			機構・定員要求に反映	16	
		機構要求に反映	6		
		定員要求に反映	14		
		事前評価：9件（5政策） (規制) [表 15-3-イ]	評価結果を踏まえ、規制の新設又は改廃を行うこととした	9	
		事業評価方式：1件 (公共事業) [表 15-3-ウ]	評価結果を踏まえ、評価対象施策を実施することとした	1	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：35件 (租税特別措置等：11件) [表 15-3-エ] [表 15-3-オ] 《実績評価方式：9件》 [表 15-3-カ]	評価結果を踏まえ、評価対象施策の改善・見直しを行った	35 《9》	
				【改善・見直し】	
				概算要求に反映	35 《9》
				機構・定員要求に反映	25 《6》
				機構要求に反映	9 《4》
		定員要求に反映	23 《5》		
		政策の重点化等	35 《9》		
		事業評価方式：4件 (公共事業) (22年8月公表：4件) [表 15-3-キ]	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた	4	
			【引き続き推進】		
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	
	未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	
	その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	

(注) 《 》は、平成 21 年度に評価結果が公表され、「平成 21 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 15-3 経済産業省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成 23 年度予算概算要求等に当たり、以下の 23 の施策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 31 日に「平成 22 年度政策評価（事前評価・事後評価）」（注 2）として公表。

表 15-3-ア 新規施策を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	産業人材
2	技術革新の促進・環境整備
3	工業標準・知的基盤の整備
4	経営イノベーション・事業化促進
5	ITの利活用の促進
6	流通・物流基盤整備
7	貿易投資促進
8	経済協力の推進
9	ものづくり産業振興
10	サービス産業強化
11	コンテンツ産業強化
12	中小企業事業環境の整備
13	経営革新・創業促進
14	経営安定・取引の適正化
15	地域経済の活性化の推進
16	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
17	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
18	省エネルギーの推進
19	原子力の推進・電力基盤の高度化
20	鉱物資源の安定供給確保
21	温暖化対策
22	環境経営・競争力の強化
23	原子力安全

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(1)参照。

2 経済産業省では、事前評価書と事後評価書を一体的に作成・公表している。

3 表15-3-アに掲げる施策に含まれる租税特別措置等については以下40件。

No.	評価対象政策
	1 産業人材
1	中小企業等基盤強化税制（教育訓練費）
	2 技術革新の促進・環境整備
2	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
3	技術研究組合の所得計算の特例
	5 経営イノベーション・事業化促進
4	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）に基づく有限責任事業組合（LLP）への現物出資に係る譲渡益課税の繰り延べ
5	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（産活法）の改正に伴う登録免許税の所要の措置
6	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置
7	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法等に基づく不動産取得税の軽減措置の延長

8	金融所得課税に係る損益通算の範囲拡大に向けた所要の措置
	6 ITの利活用の促進
9	中小企業等基盤強化税制（中小企業情報基盤強化税制）
	12 貿易投資促進
10	日本のアジア拠点化のための税制措置
	20 中小企業事業環境の整備
11	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減
	21 経営革新・創業促進
12	産業集積の再生に向けた市区町村向けの高度化融資の創設に伴う税制措置
13	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（中小企業高度化事業）
14	中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）
15	中小企業等基盤強化税制（中小卸売、小売及びサービス業）
16	中小企業等の貸倒引当金の特例
17	商工組合等の留保所得の特別控除
18	中小企業の事業再生に伴う不動産取得税の軽減措置
19	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置
	22 経営安定・取引の適正化
20	中小企業者等の法人税率の特例
	24 地域経済の活性化の推進
21	企業立地促進法に基づく同意基本計画で定められた集積区域における集積産業用資産の特別償却
22	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置
	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
23	石油化学製品の製造のため消費される揮発油の免税等
24	移出または引取りに係る揮発油及びみなし揮発油の特定用途免税
25	引取りに係る石油製品等の石油石炭税の免税
26	引取りに係る特定石炭の石油石炭税の免税
27	石油化学製品の原料用特定揮発油等に係る石油石炭税の還付
28	石油アスファルト等に係る石油石炭税の還付
29	特定災害準備金（露天石炭採掘災害防止準備金）
30	農林漁業用輸入A重油の石油石炭税免税措置
31	特定の重油を農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
32	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）
33	バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例
34	再生可能エネルギーに係る課税標準の特例措置の拡充
35	再生可能エネルギーの全量買取制度の導入に伴う特例措置
36	低公害車の燃料供給設備に係る特例措置
	27 省エネルギーの推進
37	既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化
38	電気供給業の課税標準の算定にあたって特定規模需要向けの託送料金を控除する特例措置
	29 鉱物資源の安定供給確保
39	特定災害防止準備金（採石災害防止準備金）
	32 環境経営・競争力の強化
40	排出ガス規制新基準に適合した特定特殊自動車に係る課税標準の特例措置の創設

(2) 規制の新設又は改廃に係る5政策について評価を行い、その結果を平成22年5月17日、7月29日及び23年3月10日に「事前評価書」として公表。

表15-3-イ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	非リスト規制品目に関する輸出規制の対象国の見直し
2	ライターの消費生活用製品安全法における特定製品及び特別特定製品への追加に係る規制

3	我が国のエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図るため、再生可能エネルギーの導入拡大を規制的手法の導入により推進する政策
4	鉱業法による鉱業権の許可及び鉱物の探査に係る規制（3件）
5	供給約款の変更のための新たな手続類型の創設等により、電気事業及びガス事業を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した制度の整備を図る政策（3件）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(2)参照。

- (3) 「経済産業省政策評価基本計画」に基づき、平成23年度予算概算要求等に当たり、以下の工業用水道事業1事業について事前評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事前評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表15-3-ウ 工業用水道事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	工業用水道事業（1事業）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(3)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、以下の34の施策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度政策評価（事前評価・事後評価）」として公表。

表15-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産業人材	改善・見直し
2	技術革新の促進・環境整備	改善・見直し
3	知的財産の適切な保護	改善・見直し
4	工業標準・知的基盤の整備	改善・見直し
5	経営イノベーション・事業化促進	改善・見直し
6	ITの利活用の促進	改善・見直し
7	流通・物流基盤整備	改善・見直し
8	情報セキュリティ対策の推進	改善・見直し
9	消費者行政（製品・取引）の推進	改善・見直し
10	経済産業統計の整備	改善・見直し
11	通商政策	改善・見直し
12	貿易投資促進	改善・見直し
13	経済協力の推進	改善・見直し
14	貿易管理	改善・見直し
15	ものづくり産業振興	改善・見直し
16	情報産業強化	改善・見直し
17	サービス産業強化	改善・見直し
18	コンテンツ産業強化	改善・見直し
19	化学物質管理	改善・見直し
20	中小企業事業環境の整備	改善・見直し
21	経営革新・創業促進	改善・見直し

22	経営安定・取引の適正化	改善・見直し
23	まちづくりの推進	改善・見直し
24	地域経済の活性化の推進	改善・見直し
25	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	改善・見直し
26	エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用	改善・見直し
27	省エネルギーの推進	改善・見直し
28	原子力の推進・電力基盤の高度化	改善・見直し
29	鉱物資源の安定供給確保	改善・見直し
30	温暖化対策	改善・見直し
31	資源循環推進	改善・見直し
32	環境経営・競争力の強化	改善・見直し
33	原子力安全	改善・見直し
34	産業保安	改善・見直し

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(4)参照。
2 経済産業省では、事前評価書と事後評価書を一体的に作成・公表している。
3 表15-3-エに掲げる施策に含まれる租税特別措置等については以下11件であり、評価結果を踏まえ、引き続き継続することが妥当と判断した。

No.	評価対象政策	
	2 技術革新の促進・環境整備	
1	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務用資産に係る特例措置	
	15 ものづくり産業振興	
2	特別修繕準備金（連続式溶解炉（ガラス））	
3	特別修繕準備金（銑鉄製造用の溶鉱炉及び熱風炉）	
	21 経営革新・創業促進	
4	高度化事業の用に供するために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（中小企業高度化事業）	
5	保険会社等の異常危険準備金	
6	中小企業高度化事業①事業所税の非課税②事業協同組合等の取得資産に対する不動産取得税の納税義務の免除③共同利用機械等の固定資産税の軽減④共同施設用建物の不動産取得税の課税標準の特例	
	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	
7	特別修繕準備金（球形ガスホルダー）	
8	特別修繕準備金（石油の貯蔵の用に供する貯油槽）	
9	固定資産税の課税標準等の特例措置（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務用資産に係る特例措置）	
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化	
10	原子力発電施設解体準備金	
11	使用済燃料再処理準備金	

(2) 平成21年度の通商政策の重点目標に対して、実績評価方式を用いて、「平成22年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、事後評価を実施し、その結果を平成22年6月15日に「平成22年度事後評価書（平成21年度の通商政策の重点目標に対する実績評価）」として公表。

表15-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	通商政策	改善・見直し

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(5)参照。

(3) 以下の9施策は、「平成21年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき事後評価を行い、その結果を平成21年度に事後評価書として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及び

これらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果の政策への反映状況として23年度予算要求等に反映したことから、新たに報告すべきものとして、次のとおり掲載。

表 15-3-カ 実績評価方式により平成21年度に事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	産業人材	改善・見直し
2	工業標準・知的基盤の整備	改善・見直し
3	通商政策	改善・見直し
4	経済協力の推進	改善・見直し
5	サービス産業強化	改善・見直し
6	コンテンツ産業強化	改善・見直し
7	経営革新・創業促進	改善・見直し
8	まちづくりの推進	改善・見直し
9	石油・天然ガス・石炭の安定供給確保	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(6)参照。

- (4) 「平成22年度経済産業省事後評価実施計画」に基づき、工業用水道事業4事業について事後評価を実施し、その結果を平成22年8月31日に「平成22年度事後評価書（工業用水道事業の整備）」として公表。

表 15-3-キ 工業用水道事業を対象として事後評価した政策（再評価）〈22年8月公表〉

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	工業用水道事業（4事業）	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表15-4-(7)参照。

政策体系(経済産業省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

使命(ミッション):

競争力強化と市場創造、経済社会基盤整備を通じた、持続的な経済成長の確保と国際経済の安定的発展

政策	施策
1. 経済産業政策	01 産業人材
	02 技術革新の促進・環境整備
	03 知的財産の適切な保護
	04 工業標準・知的基盤の整備
	05 経営イノベーション・事業化促進
	06 ITの利活用の促進
	07 流通・物流基盤整備
	08 情報セキュリティ対策の推進
	09 消費者行政(製品・取引)の推進
	10 経済産業統計の整備
2. 対外経済政策	11 通商政策
	12 貿易投資促進
	13 経済協力の推進
	14 貿易管理
3. ものづくり・情報・サービス産業政策	15 ものづくり産業振興
	16 情報産業強化
	17 サービス産業強化
	18 コンテンツ産業強化
	19 化学物質管理
4. 中小企業・地域経済産業政策	20 中小企業事業環境の整備
	21 経営革新・創業促進
	22 経営安定・取引の適正化
	23 まちづくりの推進
	24 地域経済の活性化の推進
5. エネルギー・環境政策	25 石油・天然ガス・石炭の安定供給確保
	26 エネルギー源の多様化・エネルギーの高度利用
	27 省エネルギーの推進
	28 原子力の推進・電力基盤の高度化
	29 鉱物資源の安定供給確保
	30 温暖化対策
	31 資源循環推進
	32 環境経営・競争力の強化
6. 原子力安全・産業保安政策	33 原子力安全
	34 産業保安

(注) 政策ごとの予算との対応については、経済産業省ホームページ

(http://www.meti.go.jp/main/downloadfiles/23fy_yosangaku.pdf)参照

国土交通省

《国土交通省》

表 16-1 国土交通省の政策評価に関する計画の策定状況

<p>基本計画の名称</p>	<p>国土交通省政策評価基本計画（平成14年3月22日策定） 平成15年3月27日変更 平成15年7月15日変更 平成15年10月10日変更 平成16年7月30日変更 平成17年7月29日変更 平成18年8月4日変更 平成19年3月30日変更 平成19年8月10日変更 平成19年10月1日変更 平成21年3月31日変更 平成22年3月29日変更 平成22年7月23日最終変更</p>	
<p>基本計画の主な規定内容</p>	<p>1 計画期間 2 事前評価の対象等</p>	<p>○ 平成21年度から25年度までの5年間</p> <p>○ 政策アセスメント（事業評価方式） 以下に該当する施策等のうち社会的影響の大きいものは必要に応じ政策アセスメントの対象とする。ただし、個別公共事業の新規事業採択時評価、個別研究開発課題及び規制の事前評価の対象は除く。 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等をいう。） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの</p> <p>○ 個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。以下同じ。） ウ 補助事業等（国庫からの補助（間接補助を含む。）、出資又は貸付に係る事業をいう。ただし、イに該当するものを除く。以下同じ。）</p> <p>○ 個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。</p> <p>○ 規制の事前評価（事業評価方式） 法律又は政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする施策等を対象とする。</p> <p>○ 租税特別措置等に係る事前評価（事業評価方式） 法施行令第3条第7号及び第8号に規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。</p>
	<p>3 事後評価の対象等</p>	<p>○ 政策チェックアップ（実績評価方式） 国土交通省の主要な行政目的に係る政策に関して横断的かつ体系的に整理したアウトカムの政策目標を政策チェックアップの対象とする。その上で、政策を実現するための具体的な施策に関して、施策目標を明らかにし、政策チェックアップを施策の単位で実施する。</p> <p>○ 政策レビュー（総合評価方式） 以下の基準等に基づいて選定するテーマを政策レビューの対象とする。 ア 国土交通省の政策課題として重要なもの イ 国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ウ 他の政策評価の実施結果等を踏まえ、より掘り下げた総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの エ 社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの</p> <p>○ 個別公共事業の再評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業</p>

		<ul style="list-style-type: none"> イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式） 国土交通省が所管する以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除くすべての事業を対象とする。 ア 直轄事業 イ 独立行政法人等施行事業 ウ 補助事業等 ○ 個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式） 研究開発機関等が重点的に推進する個別研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う個別研究開発課題を対象とする。 ○ 租税特別措置等に係る事後評価（事業評価方式） 基本方針 I 5カに規定する租税特別措置等（法人税、法人住民税及び法人事業税に係る特定の行政目的の実現のために税負担の軽減・繰延べを行う措置の新設、拡充及び延長）を対象とする。ただし、これらの税目以外の税目に係る租税特別措置等を対象とすることを妨げない。 ○ 「成果重視事業」の事後評価 「成果重視事業」については、政策チェックアップ又は個別研究開発課題評価の手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。個別研究開発課題評価による場合は、毎年度の中間評価を実施する。 ○ 法律により事後評価の実施が義務付けられた計画等 国土形成計画法（昭和25年法律第205号）第6条第1項の全国計画、社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）第4条第3項第2号の規定によりその概要が同法第2条第1項の社会資本整備重点計画に定められた社会資本整備事業、及び住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項の全国計画については、政策チェックアップ又は政策レビューの手法により政策評価を実施する。 政策チェックアップによる場合は、実施計画において、評価対象に係る具体的な業績指標及び業績目標を設定する。政策レビューによる場合は、実施計画において、評価対象をテーマとして設定する。
	4 政策評価の結果の政策への反映	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各局等は、評価結果を予算要求、税制改正要望、法令等による制度の新設・改廃等の企画立案作業における重要な情報として、適切に活用する。また、基本的方針等の策定に当たっても、評価結果を有用な情報として活用する。
	5 国民の意見・要望を受け取るための窓口の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ インターネットにより政策評価に関する情報を公表する場合は、電子メールによる意見等の受付アドレスを記載するなど、政策評価に関する国民からの意見等の提出の機会を確保するように努める。 ○ 提出された意見等については、国土交通省内における各局等への通知、意見等の概要やそれへの対応状況・考え方等に関する第三者の意見を聴取する場への報告等を行うとともに、可能な限り回答を行うなど適切な対応に努める。 また、政策評価に関する国民からの意見・要望を受け付けるため、政策統括官（政策評価）及び各局等の政策評価担当窓口を公表する。
実施計画の名称	平成 22 年度国土交通省事後評価実施計画（平成 21 年 8 月 31 日策定） 平成 23 年 3 月 31 日最終変更	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	<ul style="list-style-type: none"> ○ 政策チェックアップ：13の政策目標に係る政策 ○ 政策レビュー：19テーマ ○ 個別公共事業の再評価（2に該当するもの以外）：400事業

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別公共事業の完了後の事後評価：61事業 ○ 個別研究開発課題の中間評価：1課題 ○ 個別研究開発課題の終了後の事後評価：41課題 ○ 租税特別措置等の事後評価：2事業
	2 5年未着工・10年継続中（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5年未着工：個別公共事業の3事業 ○ 10年継続中：個別公共事業の34事業

表 16-2 国土交通省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数
事前評価	政策アセスメント（事業評価方式）：34件 〈23年度予算概算要求時：32件〉 〔表16-3-ア〕 〈23年度予算概算要求時実施分修正等：2件〉 〔表16-3-イ〕	新規施策の評価は妥当	34 評価結果を踏まえ、新規施策の導入に係る措置を講じた 概算要求に反映 32 機構・定員要求に反映 4 機構要求に反映 1 定員要求に反映 4
	規制の事前評価（事業評価方式）：11件 〔表16-3-ウ〕	規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の評価は妥当	11 評価結果を踏まえ、規制の新設、改変（緩和を含む）を伴う政策の導入に係る措置を講じた
	個別公共事業の新規事業採択時評価（事業評価方式）：108件 〈23年度予算概算要求時〉：24件 〔表16-3-エ〕 〈23年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉：14件 〔表16-3-オ〕 〈23年度予算に向けた事業（補助事業等）〉：70件 〔表16-3-カ〕	事業の採択は妥当	108 平成23年度予算等に反映した 概算要求に反映 24
	個別研究開発課題の事前評価（事業評価方式）：115件 〈23年度予算概算要求時：25件〉 〔表16-3-キ〕 〈22年度末公表：90件〉 〔表16-3-ク〕	課題の採択は妥当	115 平成23年度予算等に反映した 概算要求に反映 25
	租税特別措置等の事前評価（事業評価方式）：46件 〔表16-3-ケ〕	租税特別措置等によることが妥当	46 平成23年度税制改正要望に反映した
	事後評価	政策チェックアップ（実績評価方式）：48件 （47施策目標） 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）〕 〔表16-3-コ〕 （成果重視事業：1件） 〔表16-3-サ〕	評価の結果、一部改善・見直し・整理・統合を図った上で、引き続き実施することが妥当
16 2 評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った 【改善・見直し】 概算要求に反映 16 機構・定員要求に反映 4 機構要求に反映 0 定員要求に反映 4 政策の重点化等 2			
政策レビュー（総合評価方式）：9テーマ 〔実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）9件〕 〔表16-3-シ〕 {政策レビュー（総合評価方式）：10テーマ} 〔表16-3-ス〕		テーマごとに対象政策について目標の達成状況等について分析を行い、その要因や課題を明らかにした	9 評価結果を踏まえ、今後の予算要求等に適切に反映する 【引き続き推進】

政策評価の対象とした政策の区分	評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
個別公共事業の再評価（事業評価方式）：473件{9件} <22年度河川関係予算配分・執行业務分14件> [表16-3-セ] <23年度予算概算要求時実施等：9件{1件}> [表16-3-ソ] <23年度予算に向けた事業（直轄事業等）：325件> [表16-3-タ] <23年度予算に向けた事業（補助事業等）：125件{8件}> [表16-3-チ、ツ] [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）437件{9件}] [未着手（法第7条第2項第2号イ）3件] [未了（法第7条第2項第2号ロ）33件]	事業の継続が妥当	454	事業を継続 【引き続き推進】	454
	事業を見直した上での継続が妥当	16	概算要求に反映	8
	事業の中止が妥当	3	事業を見直した上で継続 【改善・見直し】	16
			概算要求に反映	1
			事業を中止 【廃止、休止、中止】	3
個別公共事業の完了後の事後評価（事業評価方式）：64件 [表16-3-テ]	再事後評価、改善措置の必要なし	64	再事後評価の実施、改善措置の実施の必要性を判断した	64
個別研究開発課題の中間評価（事業評価方式）：1件 [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）] [表16-3-ト]	研究開発課題の継続は妥当	1	平成23年度予算に反映した 【引き続き推進】	1
個別研究開発課題の終了時評価（事業評価方式）：62件 [実施計画期間内の評価対象政策（法第7条第2項第1号）] [表16-3-ナ]	研究開発課題の最終的な成果を確認し、必要に応じて課題を明らかにした	62	今後の研究開発課題の実施に当たり適切に反映する	62
租税特別措置等の事後評価（事業評価方式）：2件 [表16-3-ニ]	継続が妥当	2	引き続き推進 【引き続き推進】	2

(注) { }は、評価を実施中のもの（外数）である。

表 16-3 国土交通省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に当たり、予算概算要求、税制改正要望等に係るものを中心とする 32 の施策を対象として、政策アセスメント（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 23 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」として公表。

表 16-3-ア 政策アセスメントを実施した施策（23 年度予算概算要求時）

No.	評価対象施策
政策目標 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
1	サービス付き高齢者住宅の供給支援制度等の新設による、高齢者等居住安定化推進事業の拡充
2	マンション再生環境整備事業（仮称）の創設
政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	
3	電気自動車による公共交通のグリーン化促進事業
4	節水促進施策の推進
5	気候変動の影響による大渇水の被害軽減方策となる基本的な水利用調整方法の構築
6	水インフラの国際展開支援と世界的な水問題への対応の推進
7	下水道革新的技術実証事業の創設
政策目標 3 地球環境の保全	
8	モーダルシフト等推進事業の創設
政策目標 4 水害等災害による被害の軽減	
9	津波警報、緊急地震速報等の高度化
政策目標 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	
10	海洋権益を保全するための海洋調査等の推進（海洋調査能力の向上）
政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化	
11	港湾経営の民営化
12	内航海運の競争力強化に向けた安全・環境性能向上対策の創設
13	国際コンテナ戦略港湾における総合的な施策の創設
14	着地型旅行商品流通促進支援事業
15	スポーツ観光支援事業
16	ユニバーサルツーリズムネットワーク構築支援事業
17	バランスシートの改善による関西国際空港の積極的強化
政策目標 7 都市再生・地域再生等の推進	
18	交通・まちづくりの一体的、総合的な推進
19	環境共生型都市開発プロジェクトの国際展開支援の推進
20	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援
政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	
21	地域公共交通確保維持改善事業（仮称）の創設
政策目標 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
22	社会資本の施設横断的な予防保全マネジメントの確立
23	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進
24	マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築
25	官民連携による海外プロジェクトの推進
26	成長戦略の担い手たる建設産業の育成支援策の創設
27	建設工事に係る新たな下請債権保全策の導入
28	既存測量成果活用モデル事業（仮称）の創設
29	即戦力を備えた船員の養成に向けた内航用練習船の整備
政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	
30	大都市圏戦略推進事業の創設
31	「新しい公共」育成支援事業の創設 ① 地方公共団体が「新しい公共」活動主体の認定を行うための法律の整備 ② 「新しい公共」分野への投融資を行うファンド造成支援制度の創設

	③「新しい公共」活動主体に対して経営支援を行う中間支援組織の育成支援制度の創設
32	地域の民間団体と地方公共団体の協働による広域的地域戦略の推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(1)参照。

- (2) 「平成23年度予算概算要求等に係る事前評価書」(平成22年8月27日公表)に、必要な修正及び追加を行い、23年3月31日に「平成22年度政策アセスメント結果(評価書)」として公表。

表16-3-イ 政策アセスメントを実施した施策(23年度予算概算要求時実施分の追加修正等)

No.	評価対象施策
政策目標7 都市再生・地域再生等の推進	
1	大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトへの支援
政策目標9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	
2	既存測量成果の活用方策検討調査の創設

(注) 1 当該公表は、「国土交通省政策評価実施要領～政策アセスメント・政策チェックアップ・政策レビューの実施について～」(平成22年8月)II3(3)に基づくものである。

2 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(2)参照。

- (3) 規制の新設又は改廃(11件)に係る政策を対象として評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成22年12月10日、23年2月3日、2月7日、2月15日及び3月8日に「規制の事前評価書」として公表。

表16-3-ウ 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	河川法施行令の一部を改正する政令案について
2	港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律案(2件)
3	都市再生特別措置法の一部を改正する法律案
4	高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律案
5	建築基準法施行令の一部を改正する政令案(3件)
6	航空法の一部を改正する法律案(3件)

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(3)参照。

2 表中の()は、評価対象とした規制の新設又は改廃に係る政策において、発生する効果と負担の関係を分析するのに適した評価の単位を計上。

- (4) 平成23年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業に係る24事業を対象として新規事業採択時評価(事業評価方式)を実施し、その結果を平成22年8月27日に「平成23年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-エ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業(23年度予算概算要求時)

No.	事業区分		件数
1	海岸事業	直轄事業	2
2	道路・街路事業	直轄事業等	4
		補助事業等	4
3	港湾整備事業	直轄事業	8
4	官庁営繕事業		2

5	船舶建造事業	3
6	海上保安官署施設整備事業	1
計		24

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(4)参照。

2 No.1～3は公共事業関係費、No.4～6はその他施設費に係るものである。

(5) 平成23年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、14事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された16事業を含め、その結果を平成23年2月1日に「個別公共事業の評価書－平成22年度－」として公表。

表16-3-オ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈23年度予算に向けた事業（直轄事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	河川事業	直轄事業	4	—
2	道路・街路事業	直轄事業等	10	—
3	海岸事業	直轄事業	—	1
4	道路・街路事業	直轄事業等	—	4
5	港湾整備事業	直轄事業	—	7
6	官庁営繕事業		—	2
7	船舶建造事業		—	1
8	海上保安官署施設整備事業		—	1
計			14	16

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(5)参照。

2 No.1～5は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

3 No.3～8は政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業（平成23年度予算概算要求時に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

(6) 平成23年度予算に向けた評価として、補助事業等について、70事業を対象として新規事業採択時評価（事業評価方式）を平成22年度内に実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された4事業を含め、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書（その2）－平成22年度－」として公表。

表16-3-カ 新規事業採択時評価を実施した個別公共事業〈23年度予算に向けた事業（補助事業等）〉

No.	事業区分		件数	公表済分
1	道路・街路事業	補助事業等	5	—
2	港湾整備事業	補助事業	1	—
3	都市・幹線鉄道整備事業		49	—
4	住宅市街地総合整備事業		5	—
5	都市公園事業	補助事業等	3	—
6	離島振興特別事業		1	—
7	奄美群島振興開発事業		3	—
8	小笠原諸島振興開発事業		3	—
9	道路・街路事業	補助事業等	—	4
計			70	4

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(6)参照。

2 No.1～5、9は公共事業関係費、No.6～8はその他施設費に係るものである。

3 No.9は政府予算案の閣議決定時に個別箇所で予算決定された事業（平成23年度予算概算要求時に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

(7) 新規課題として開始しようとする 25 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 23 年度予算概算要求等に係る個別研究開発課題評価書」として公表。

表 16-3-キ 事前評価を実施した個別研究開発課題〈23 年度予算概算要求時〉

No.	評価対象研究開発課題
1	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム（マルチGNSS）による高精度測位技術の開発
2	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発
3	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発
4	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究
5	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究
6	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究
7	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究
8	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究
9	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究
10	港湾地帯における高潮被害評価と対策に関する研究
11	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発に関する研究－超大型バルクキャリアに対応した合理的な計画基準の検討－
12	測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究
13	プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究
14	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発
15	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究
16	道路空間上の移動体に対する局所的大雨情報の伝達システムの開発
17	山間遊水池としての洪水調節専用（流水型）ダムの高機能化に関する研究
18	フェイルセーフ機構付き積層ゴム免震装置の開発
19	全層梁降伏型メカニズムを形成する中低層鉄骨ラーメン構造の開発
20	アジア諸国を対象とした社会資本アセットマネジメントのデファクト標準化戦略
21	大面積非構造材落下被害を有効に防ぐためのネット構造施工方法の開発
22	無線センサネットワークによる多点型土砂災害予測システム
23	非線形疲労応答解析に基づくコンクリート系橋梁床版の余寿命推定システム
24	X線ライナックを搭載した量子ビームロボットを用いた橋梁部材の計測システムの開発
25	実在文教施設の加力実験に基づく低コスト耐震補強法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 16-4-(7) 参照。

また、平成 23 年度概算要求に当たり内容が明らかになった課題を含めた 90 の個別研究開発課題を対象として事前評価（事業評価方式）を実施し、平成 23 年 3 月 31 日に「個別研究開発課題評価書－平成 22 年度－」として公表。

表 16-3-ク 事前評価を実施した個別研究開発課題〈22 年度末実施〉

No.	評価対象研究開発課題
1	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム（マルチGNSS）による高精度測位技術の開発
2	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発
3	フロンを使用しない鉄道車両用空気サイクル空調機の開発
4	無線技術と既存設備の活用による地方交通線向け省力化列車制御システムの開発
5	乗降位置可変型ホーム柵の開発
6	光三次元測定技術を応用した線路外からの建築限界測定装置の開発
7	ロングレール軸力測定装置の機能向上に関する開発
8	地盤振動の予測シミュレーション手法の開発
9	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発

10	社会資本LCAの実用化研究
11	道路交通の常時観測データの収集、分析及び利活用の高度化に関する研究
12	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究
13	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究
14	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究
15	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究
16	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究
17	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究
18	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発に関する研究ー超大型バルクキャリアに対応した合理的な計画基準の検討ー
19	沿岸域の統合的管理による港湾環境の保全・再生に関する研究
20	測地観測に基づく地殻活動イベントの検知能力に関する研究
21	プレート境界の固着状態及びその変化の推定に関する研究
22	公共的屋内空間における三次元GISデータの基本的仕様と効率的整備方法の開発
23	航空レーザーデータを用いた土地の脆弱性に関する新たな土地被覆分類の研究
24	道路空間上の移動体に対する局所的大雨情報の伝達システムの開発
25	山間遊水池としての洪水調節専用（流水型）ダムの高機能化に関する研究
26	フェイルセーフ機構付き積層ゴム免震装置の開発
27	全層梁降伏型メカニズムを形成する中低層鉄骨ラーメン構造の開発
28	アジア諸国を対象とした社会資本アセットマネジメントのデファクト標準化戦略
29	大面積非構造材落下被害を有効に防ぐためのネット構造施工方法の開発
30	無線センサネットワークによる多点型土砂災害予測システム
31	非線形疲労応答解析に基づくコンクリート系橋梁床版の余寿命推定システム
32	X線ライナックを搭載した量子ビームロボットを用いた橋梁部材の計測システムの開発
33	実在文教施設の加力実験に基づく低コスト耐震補強法の開発
34	太陽エネルギー利用と蓄電・蓄熱技術を融合した高自立循環型エネルギー供給システムに関する技術開発
35	居住者満足感に基づく省エネ性と快適性の最適環境制御技術の開発
36	超省エネ平面型LED照明灯に関する技術開発
37	靱性が高く、軽量で施工がしやすい断熱コンクリートの開発による基礎又は躯体断熱工法の検証と確立
38	住宅・オフィス空間における自然エネルギー利用技術の開発
39	枠組壁工法におけるSMART-WINDOWシステムに関する技術開発
40	近未来のライフスタイル変化を考慮したトータル・デマンドの予測手法の技術開発
41	蒸暑期にも有効な超高断熱・高気密住宅（パッシブハウス）に関する技術開発
42	オフィスの知的創造性を高める省エネルギーサーカディアン照明・温熱環境制御手法の開発
43	戸建住宅における領域統合システム開発
44	ヒートポンプと日射利用による快適性の高い省エネ型蓄熱式床暖房の研究開発
45	住宅の環境負荷削減要素技術の導入を促進する先導的普及推進技術の開発
46	パッシブ手法を応用したトータル空調(暖冷房・調湿・換気)対応の省エネ型住宅用デシカントシステムの技術開発
47	潜熱蓄熱材と高熱効率床材を用いたヒートポンプ式床冷暖房システムに関する技術開発
48	雨水利用壁面緑化による暑熱環境の改善および省エネルギーの効果を定量化する熱・水収支的評価技術の開発
49	個別送風ファンを用いた次世代省エネ型建築・全館空調システムに関する技術開発
50	廃コンクリート・石系廃棄物の低炭素・完全循環利用技術の開発
51	二酸化炭素を利用したコンクリートスラッジの再資源化に関する技術開発
52	空気清浄装置に利用される吸着材の再生利用に関する技術開発
53	住宅の床下環境モニタリングと生物劣化予測システムに関する技術開発
54	薄型ALCパネルのプレカットシステムに関する技術開発
55	改修工事におけるエコ生産のための3次元レーザースキャナーを用いた計測技術の開発
56	砕石による地盤改良工法に関する技術開発
57	国産材（主に間伐材や端材）を利用した断熱性と透湿性を併せ持つ木質系耐力面材の開発と省力化工法の構築
58	建設廃棄物の削減及び再資源化に関する技術開発
59	建築現場の残土を活用した無焼成レンガの現場製造に関する技術開発
60	鉄骨ユニットを使用した中高層建物向け建築工法の開発

61	超高強度RC柱の高耐久化に関する技術開発
62	建築分野における土の高度利用と新構法の研究・開発
63	湿式外断熱工法外壁に係る火災安全性能評価基準、及び、燃え広がりを抑制する施工技術の開発
64	建築基礎のための地盤改良体の品質調査における比抵抗技術の確立
65	ビル建築の耐震性と施工性の向上に資する鋼・ALC複合型軽量床版の開発
66	戸建住宅下に設置する地震計の開発及び評価・運用方法に関する研究開発
67	回転貫入鋼管杭斜杭工法による既存杭基礎の耐震補強に関する技術開発
68	安全安心な建物建設に資する配筋検査システムに関する技術開発
69	開き戸の開放軽減に関する技術開発
70	高性能・高耐久袖壁付き鉄筋コンクリート柱部材の研究開発
71	樹脂含浸繊維シートを用いた住宅の基礎及び柱脚補強工法の開発
72	木質系住宅における狭小間口の耐震補強壁に関する技術開発
73	国産低密度木材を用いた木質ラーメンフレーム構法の開発
74	可搬式レーザによる既設床の無振動・無騒音防滑工法に関する技術開発
75	次世代型ダンパーを用いた長周期地震動対応戸建て免震システムに関する技術開発
76	指挟み事故防止のための中心吊ピポットヒンジに関する技術開発
77	都市集合住宅の安全安心『21世紀型コミュニティ』構築支援システムの技術開発
78	ケミレスタウンを活用したシックハウス対策型住宅（居住ユニット）の開発
79	デザイン性を重視した見せる（露出型）耐震補強工法の開発
80	中高層建築物の大幅な重量軽減を目的としたプレストレスト集成材床スラブシステムの技術開発
81	既存RCフレームに合成接合される枠付き鉄骨ブレースを用いた耐震補強法に関する技術開発
82	新型ボルトにより補強した木造軸組工法の開発
83	入浴行為に着目した浴室等の安全性評価手法の開発
84	空気清浄機能付き換気システムに関する技術開発
85	鉄骨造建築物の安全性向上に資する新自動溶接技術の開発
86	小さい変形領域で高い最大耐力を発揮する高性能接合部材を用いた間接接合機構の開発
87	アレルゲン低減空間に関する技術開発
88	既存小規模木造住宅の基礎の耐震補強工法の開発
89	木造住宅の快適空間を実現する高機能格子状吹き抜け水平構面の技術開発
90	塑性論アナロジーモデルを適用した新スウェーデン式サウンディング試験法の開発

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(8)参照。

(8) 租税特別措置等に係る46政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策評価」として公表。

表16-3-ケ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
2	海外インフラプロジェクト準備金の創設
3	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の償却可能化）
4	中小企業等基盤強化税制（経営革新計画）
5	中小企業等の貸倒引当金の特例（法人税）
6	商工組合等の留保所得の特別控除（法人税）
7	投資法人の導管性要件である投資口国内50%超募集要件の見直し
8	戦略核都市圏広域連携推進機構（仮称）に係る特例措置の創設
9	「新しい公共」によるコミュニティ活動支援ファンドへの投資に対する特例措置の創設
10	大都市圏の新たな政策区域に係る事業用資産の買換特例措置
11	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度
12	半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度
13	過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置
14	振興山村における工業用機械等の特別償却
15	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却

16	特定都市再生緊急整備地域（仮称）に係る課税の特例措置
17	都市再生促進税制
18	まち再生促進税制
19	都市の再生を図るための新たな金融支援に関連する特例措置
20	認定事業用地適正化計画に基づく土地等の交換等に係る特例措置
21	まちづくりを担う法人に対する支援税制
22	エネルギーの共同利用のための設備等を取得した場合の特別償却又は税額の特例控除
23	市街地再開発事業における特定の事業用資産の買換え等の特例措置
24	特定民間再開発事業の建築物等における特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
25	市街地再開発事業により建築された施設建築物の取得者に対する割増償却制度
26	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る特別償却制度
27	奄美群島における工業用機械等に係る特別償却制度
28	小笠原諸島における旅館業建物等に係る特別償却制度
29	下水道資源の利活用のための設備等を取得した場合の税制上の特例措置
30	雨水貯留浸透施設に係る割増償却制度の延長
31	サービス付き高齢者住宅（仮称）供給促進税制
32	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）
33	バリアフリー法に基づく認定特定建築物に係る特例措置
34	認定建替計画（特定防災機能向上型）に係る事業用資産の買換特例の延長
35	防災街区整備事業に係る事業用資産の買換特例等の延長
36	事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は税額控除の延長
37	特定の事業用資産の買換等の場合の課税の特例措置の延長及び拡充
38	内航環境低負荷船の特別償却制度の延長及び拡充
39	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（トン数標準税制）の拡充
40	国際競争力を有する国際運輸基盤整備のための特別償却制度の創設
41	国際船舶の所有権保存登記等に係る登録免許税の軽減措置の拡充
42	持株会社の設立による関西国際空港及び大阪国際空港の経営統合に係る特例措置の創設
43	特定の事業用資産の買換え等の特例措置の延長
44	国際競争力強化及び環境負荷低減に資する物流効率化施設に係る割増償却制度
45	特定の事業用資産の買換え等の特例措置
46	地震防災対策用資産の取得に関する特例措置

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表16-4-(9)参照。

2 事後評価

（1）所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

47の施策目標に係る政策を対象に政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成22年7月23日に「平成21年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-3 政策チェックアップを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	引き続き推進
2	住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	改善・見直し
3	総合的なバリアフリー化を推進する	改善・見直し
4	海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	引き続き推進
5	快適な道路環境等を創造する	引き続き推進
6	水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	引き続き推進
7	良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する	引き続き推進
8	良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正	改善・見直し

	な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する	
9	地球温暖化防止等の環境の保全を行う	改善・見直し
10	自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する	改善・見直し
11	住宅・市街地の防災性を向上する	改善・見直し
12	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	改善・見直し
13	津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する	引き続き推進
14	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する	改善・見直し
15	道路交通の安全性を確保・向上する	改善・見直し
16	住宅・建築物の安全性の確保を図る	引き続き推進
17	自動車事故の被害者の救済を図る	引き続き推進
18	自動車の安全性を高める	引き続き推進
19	船舶交通の安全と海上の治安を確保する	改善・見直し
20	海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する	改善・見直し
21	観光立国を推進する	改善・見直し
22	景観に優れた国土・観光地づくりを推進する	引き続き推進
23	国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する	引き続き推進
24	整備新幹線の整備を推進する	引き続き推進
25	航空交通ネットワークを強化する	引き続き推進
26	都市再生・地域再生を推進する	改善・見直し
27	流通業務立地等の円滑化を図る	引き続き推進
28	集約型都市構造を実現する	引き続き推進
29	鉄道網を充実・活性化させる	引き続き推進
30	地域公共交通の維持・活性化を推進する	改善・見直し
31	都市・地域における総合交通戦略を推進する	引き続き推進
32	道路交通の円滑化を推進する	引き続き推進
33	社会資本整備・管理等を効果的に推進する	引き続き推進
34	不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する	引き続き推進
35	建設市場の整備を推進する	引き続き推進
36	市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る	引き続き推進
37	地籍の整備等の国土調査を推進する	改善・見直し
38	自動車運送業の市場環境整備を推進する。	引き続き推進
39	海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る	引き続き推進
40	総合的な国土形成を推進する	引き続き推進
41	国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する	引き続き推進
42	離島等の振興を図る	改善・見直し
43	北海道総合開発を推進する	引き続き推進
44	技術研究開発を推進する	引き続き推進
45	情報化を推進する	引き続き推進
46	国際協力、連携等を推進する	引き続き推進
47	環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(10)参照。

また、以下の1事業（成果重視事業）を対象として政策チェックアップ（実績評価方式）を実施し、その結果を平成22年7月23日に「平成21年度政策チェックアップ評価書」として公表。

表16-3-3 政策チェックアップを実施した政策（成果重視事業）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
-----	--------	-----------

1	宅地建物取引業免許等電子申請システム構築事業（①宅地建物取引業の免許等電子申請率、②システムの満足度）	引き続き推進
---	---	--------

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表16-4-(11)参照。

（2）以下の9のテーマを対象として政策レビュー（総合評価方式）を実施し、その結果を平成23年3月31日に「平成22年度政策レビュー結果（評価書）」として公表。

表 16-3-シ 政策レビューを実施した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	運輸安全マネジメント評価	引き続き推進
2	道路交通の安全施策	引き続き推進
3	観光立国の実現	引き続き推進
4	申請・届出等手続きのオンライン利用の促進	引き続き推進
5	首都圏整備法等に基づく大都市圏政策の見直しについて	引き続き推進
6	LRT等の都市交通整備のまちづくりへの効果	引き続き推進
7	都市再生の推進	引き続き推進
8	住生活基本計画（全国計画）	引き続き推進
9	鉄道の安全施策	引き続き推進

（注） 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html）の表16-4-(12)参照。

また、以下の10のテーマについては、政策レビュー（総合評価方式）を実施中であり、平成23年度以降に評価結果を取りまとめる予定。

表 16-3-ス 政策レビューを実施中の政策

No.	評価対象政策
1	住宅・建築物の耐震化の促進
2	港湾の大規模地震対策
3	緊急地震速報の利用の拡大
4	行政行動の改革
5	美しい国づくり政策大綱
6	バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律）
7	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
8	土砂災害防止法
9	スーパー中核港湾プロジェクト
10	市町村の防災判断を支援する警報の充実

（注） No. 1～3は、当初、平成22年度内に評価結果を取りまとめるとされていたが、別に定める日までに評価結果を取りまとめると変更されたものであり、No. 4～10は、平成23年度内に評価結果を取りまとめるとされているものである。

（3）平成22年度予算に係る評価として、河川関係予算を配分・執行する事業を対象に再評価（事業評価方式）を実施し、13事業について「個別公共事業の評価書（その3）」として平成22年8月27日に、「個別公共事業の評価書（その3）」において評価手続中となった1事業について「個別公共事業の評価書（その4）」として22年11月17日にそれぞれその結果を公表。

表 16-3-セ 再評価を実施した個別公共事業（22年度予算（河川関係予算を配分・執行する事業）に係る評価）

No.	事業区分	件数	評価結果の反映状況
-----	------	----	-----------

1	河川事業（直轄事業等）	13	引き続き推進
		[評価手続中：1]	
		1	引き続き推進
計		14	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(13)参照。

- (4) 平成23年度予算概算要求に当たって、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算措置を公表する事業に係る9事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成22年8月27日に「平成23年度予算概算要求に係る個別公共事業評価書」として公表。

表16-3-3 再評価を実施した個別公共事業（23年度予算概算要求時実施）

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	直轄事業等	9	引き続き推進（8件） 改善・見直し（1件）
2	空港整備事業	直轄事業等	0 [評価手続中：1]	—
計			9 [評価手続中：1]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(14)参照。

- (5) 平成23年度予算に向けた評価として、直轄事業等について、325事業を対象として再評価（事業評価方式）を実施し、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された9事業を含め、その結果を平成23年2月1日に「個別公共事業の評価書—平成22年度—」として公表。

表16-3-4 再評価を実施した個別公共事業（23年度予算に向けた事業（直轄事業等））

No.	事業区分		件数	公表済分	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	63	—	引き続き推進
2	ダム事業	直轄事業等	1	—	引き続き推進
3	砂防事業等	直轄事業	23	—	引き続き推進
4	海岸事業	直轄事業	4	—	引き続き推進
5	道路・街路事業	直轄事業等	180 [評価手続中：3]	—	引き続き推進
6	港湾整備事業	直轄事業	51	—	引き続き推進
7	都市公園事業	直轄事業	3	—	引き続き推進
8	ダム事業	直轄事業等	—	9	引き続き推進（8件） 改善・見直し（1件）
9	空港整備事業	直轄事業等	— [評価手続中：1]	0	—
計			325 [評価手続中：3]	9 [評価手続中：1]	—

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(15)参照。

2 No. 8～9は、政府予算案の閣議決定時に個別箇所です予算決定された事業（平成23年度予算概算要求時に評価結果を公表済）であり、評価実施件数に含めない。

3 No. 5の評価手続中3件については、「個別公共事業の評価書（その2）—平成22年度—」において再評価を実施したため、表16-2（総括表）には記載していない。

- (6) 平成23年度予算に向けた評価として、補助事業等について、122事業を対象として再評価

(事業評価方式)を平成22年度内に実施し、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書(その2)－平成22年度－」として公表。

表16-3-チ 再評価を実施した個別公共事業(23年度予算に向けた事業(補助事業等))

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	河川事業	直轄事業	6	引き続き推進
2	ダム事業	補助事業	8	引き続き推進
3	道路・街路事業	直轄事業等	55	引き続き推進(44件) 改善・見直し(11件)
		補助事業等	15	引き続き推進
4	土地区画整理事業		2	引き続き推進
5	港湾整備事業	直轄事業	1	改善・見直し
		補助事業	18	引き続き推進
6	都市・幹線鉄道整備事業		4	引き続き推進
7	住宅市街地基盤整備事業		9	引き続き推進(7件) 改善・見直し(2件)
8	下水道事業		4	引き続き推進(3件) 改善・見直し(1件)
計			122	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表16-4-(16)参照。

(7) 平成21年度国土交通省事後評価実施計画に基づき、評価手続中となっていた個別公共事業3事業を対象として再評価(事業評価方式)を平成22年度内に実施し、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書(その2)－平成22年度－」として公表。

表16-3-ツ 評価手続中となっていた個別公共事業について再評価を実施したもの

No.	事業区分		件数	評価結果の反映状況
1	ダム事業	補助事業	[評価手続中: 15年度評価2 20年度評価3 21年度評価2]	—
2	住宅市街地基盤整備事業		21年度評価:3	廃止、休止、中止
3	港湾整備事業	補助事業等	[評価手続中: 20年度評価1]	—
計			3 [評価手続中:8]	—

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表16-4-(17)参照。

(8) 事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した64事業を対象として完了後の事後評価(事業評価方式)を平成22年度内に実施し、その結果を平成23年4月1日に「個別公共事業の評価書(その2)－平成22年度－」として公表。

表16-3-テ 完了後の事後評価を実施した個別公共事業

No.	事業区分		件数
1	河川事業	直轄事業	16
2	ダム事業	直轄事業等	1
3	砂防事業等	補助事業	1
4	海岸事業	直轄事業	2
5	道路・街路事業	直轄事業等	24

		補助事業等	2
6	港湾整備事業	直轄事業	10
7	空港整備事業	直轄事業	1
8	都市・幹線鉄道整備事業		4
9	官庁営繕事業		3
計			64

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 16-4-(18) 参照。

2 No.1～8は公共事業関係費、No.9はその他施設費に係るものである。

- (9) 研究期間が5年以上の個別研究開発課題1課題を対象として中間評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年3月31日に「個別研究開発課題の評価書－平成22年度－」として公表。

表 16-3-ト 中間評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題	評価結果の反映状況
1	船舶からの環境負荷低減のための総合対策	引き続き推進

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 16-4-(19) 参照。

- (10) 研究期間が終了した個別研究開発課題62課題を対象として終了時評価（事業評価方式）を実施し、その結果を平成23年3月31日に「個別研究開発課題評価書－平成22年度－」として公表。

表 16-3-ナ 終了時評価を実施した個別研究開発課題

No.	評価対象研究開発課題
1	高度な画像処理による減災を目指した国土の監視技術の開発
2	建築設備等の安全性能確保のための制御システム等の設計・維持保全技術の開発
3	電力・バイオプラスチック生産型下水汚泥処理システムの開発
4	日本周辺で発生する津波を対象とした環太平洋情報ネットワークの開発
5	都市域に分布する宅地谷埋め盛土地盤の耐震性評価法の高度化
6	嫌気性下水処理における溶存メタン温室効果ガスの放散防止とエネルギー回収
7	東京ベイエリアにおける水と緑のネットワーク形成に関する研究
8	鉄筋コンクリート造建築物の補修後の性能解析技術の開発と最適補修戦略の策定
9	ゼロエミッション・高資源回収型下水汚泥処理プロセスの開発
10	都市分散型水活用システムの地域住民の選好に基づく環境パフォーマンス評価
11	新しい形態を有する超々高層建築物の耐風設計手法に関する研究
12	被災した建造物の安全・簡易・迅速復旧工法の開発
13	ASRの迅速判定およびハイブリッド陽極システムによるコンクリート膨張抑制手法の開発
14	コンクリート建造物長寿命化に資する品質保証／性能照査統合システムの開発
15	汎用3次元CAD エンジンの調査と設計に関する技術開発
16	塩分の飛来・付着特性と塗装の劣化を考慮した鋼桁洗浄システムの開発
17	道路舗装工事の施工の効率化と品質確保に関する技術開発
18	図面データを直接利用したICT監督業務支援ツールの開発
19	SAAMジャッキを用いた効果的なアンカーのり面の保全手法の開発
20	表面改質材による既設コンクリート建造物の延命補修システムの構築
21	既存構造体の撤去・補強を核としたWPC 構造住宅ストック高度利用促進技術の開発
22	光学的非接触全視野計測法によるコンクリート建造物のマルチスケール診断法の開発
23	都市空間における雪氷災害に伴う費用軽減を目指したリスクマネジメントシステムの構築
24	中小建築物の良質ストック化と環境負荷低減を目指す建築・外皮システムの開発
25	太陽エネルギーを有効利用できる新規オゾン・光触媒水処理システムの開発

26	雨天時における衛生学的安全性と水環境保全を目指した新しい都市排水処理技術の開発
27	新築および既築改修を対象とした低コスト普及型断熱工法の開発
28	屋上・壁面緑化によるヒートアイランド緩和効果に関する評価技術の開発
29	次世代型ソーラー給湯システムに関する技術開発
30	快適性評価を取り入れた伝統的木造住宅の省エネルギー化に関する技術開発
31	新エネルギー技術と蓄電技術を組み合わせた住宅・建築用エネルギーシステムの開発
32	既存住宅の断熱性能と各周辺性能の診断に関する技術開発
33	ハウスメーカーの新築現場における I C タグを活用した「次世代型ゼロエミッションシステム」に関する技術開発
34	飛散性アスベスト等のクローズ型連続除去・減容固化工法の開発
35	木質系建築部材の再資源化率向上を目指した高性能木質接合具の開発
36	超高耐久コンクリート用セメントの高度な評価手法に関する技術開発
37	高品質再生細骨材Hの製造をコアとしたコンクリートリサイクル技術の開発
38	外装サイディング材による耐震補強工法の開発
39	既設住宅棟の増築・減築並びに耐震補強方法に関する技術開発
40	先進複合材料による在宅施工可能な超薄型システム耐震壁の開発
41	長寿命型超耐震建築システムの開発
42	ハニカムチューブ構造による高耐久、高強度高層建築システムの開発
43	不等沈下家屋の復旧・補強用屋内施工杭に関する技術開発
44	ラビッドプロトタイプ台車の開発
45	電池駆動L R Vの環境適合性の発展
46	海の10モードプロジェクト
47	外洋上プラットフォームの研究開発
48	気候変動等に対応した河川・海岸管理に関する研究
49	大規模災害時の交通ネットワーク機能の維持と産業界の事業継続計画との連携に関する研究
50	建築物の構造安全性能検証法の適用の最適化に関する研究
51	建築空間におけるユーザー生活行動の安全確保のための評価・対策技術に関する研究
52	建物用途規制の性能基準に関する研究
53	都市整備事業に対するベンチマーク手法適用方策に関する研究
54	低頻度メガリスク型の沿岸域災害に対する多様な効用を持つ対策の評価に関する研究
55	国際交通基盤の統合的リスクマネジメントに関する研究
56	セカンドステージ I T Sによるスマートなモビリティの形成に関する研究
57	測地基準系精密保持手法に関する研究
58	日本列島の地殻活動メカニズム解明の高度化に関する研究
59	正確・迅速な地盤変動把握のための合成開口レーダー干渉画像の高度利用に関する研究
60	地理空間情報の時空間化とその応用に関する研究
61	合成開口レーダーによる地すべりの監視に関する研究
62	温暖化による日本付近の詳細な気候変化予測に関する研究

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(20)参照。

(11) 租税特別措置等に係る2政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策評価」として公表。

表16-3-2 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

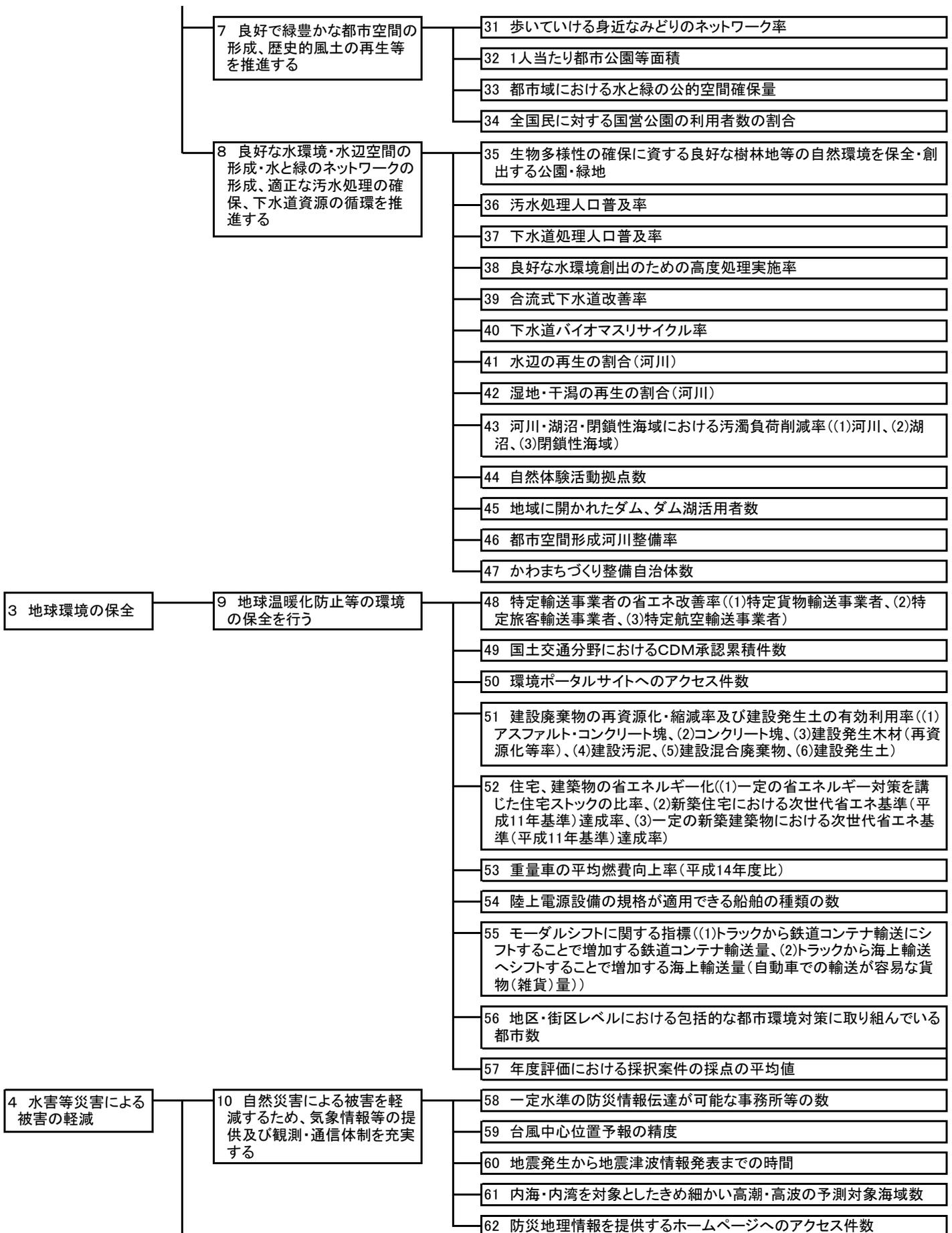
No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	新幹線鉄道大規模改修準備金	引き続き推進
2	船舶の定期検査に係る特別修繕準備金	引き続き推進

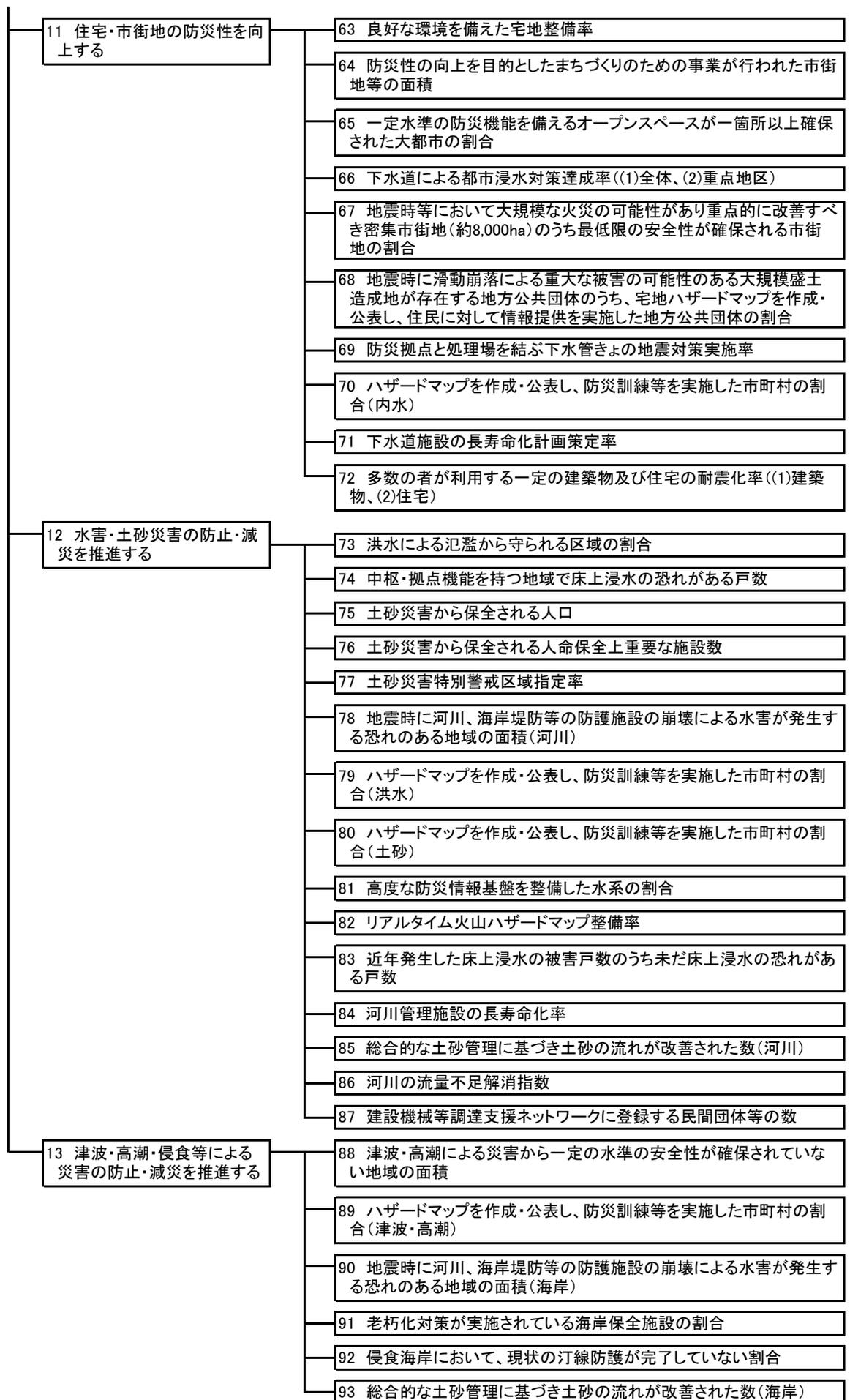
(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表16-4-(21)参照。

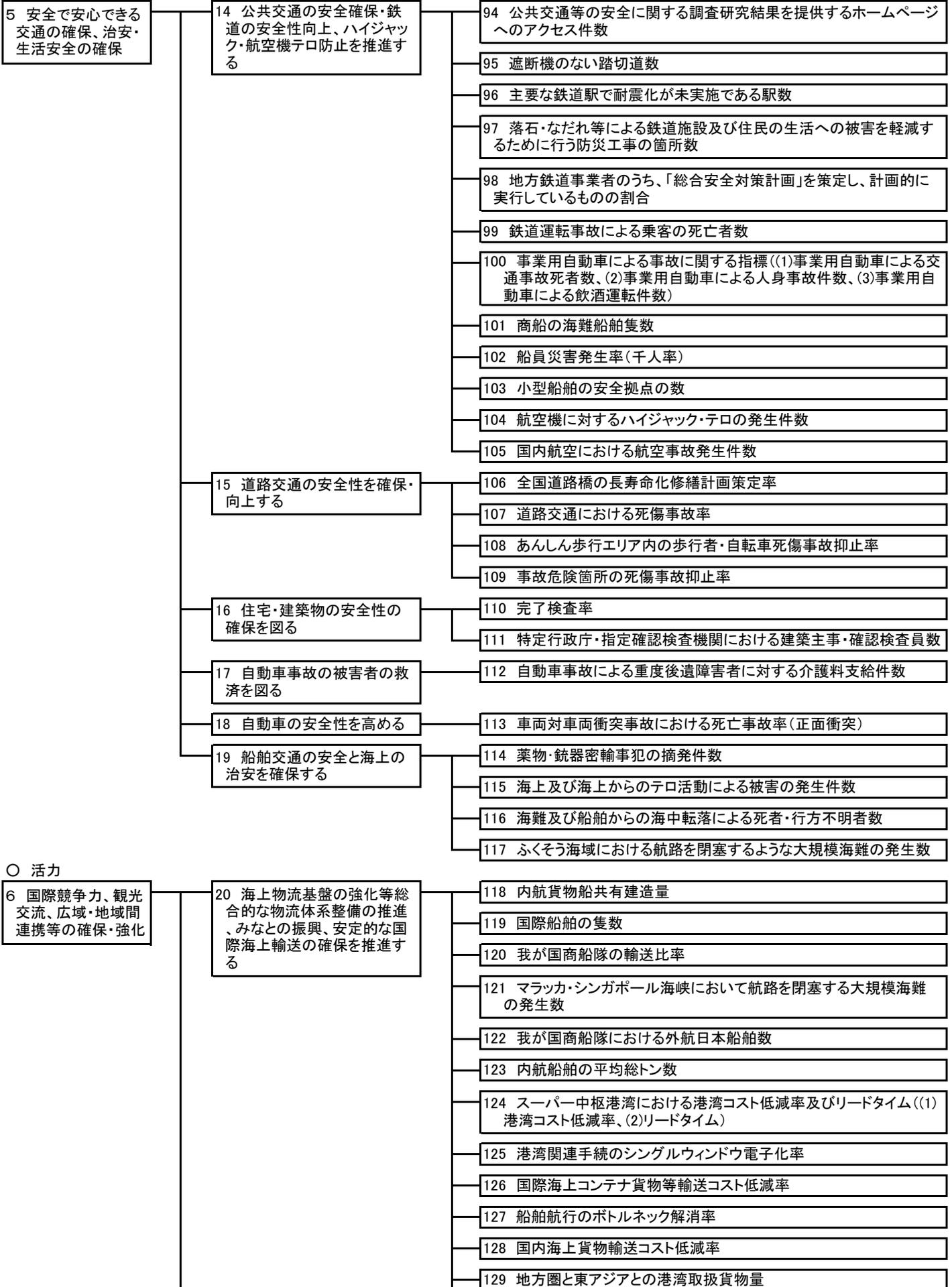
政策体系(国土交通省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの
業績指標

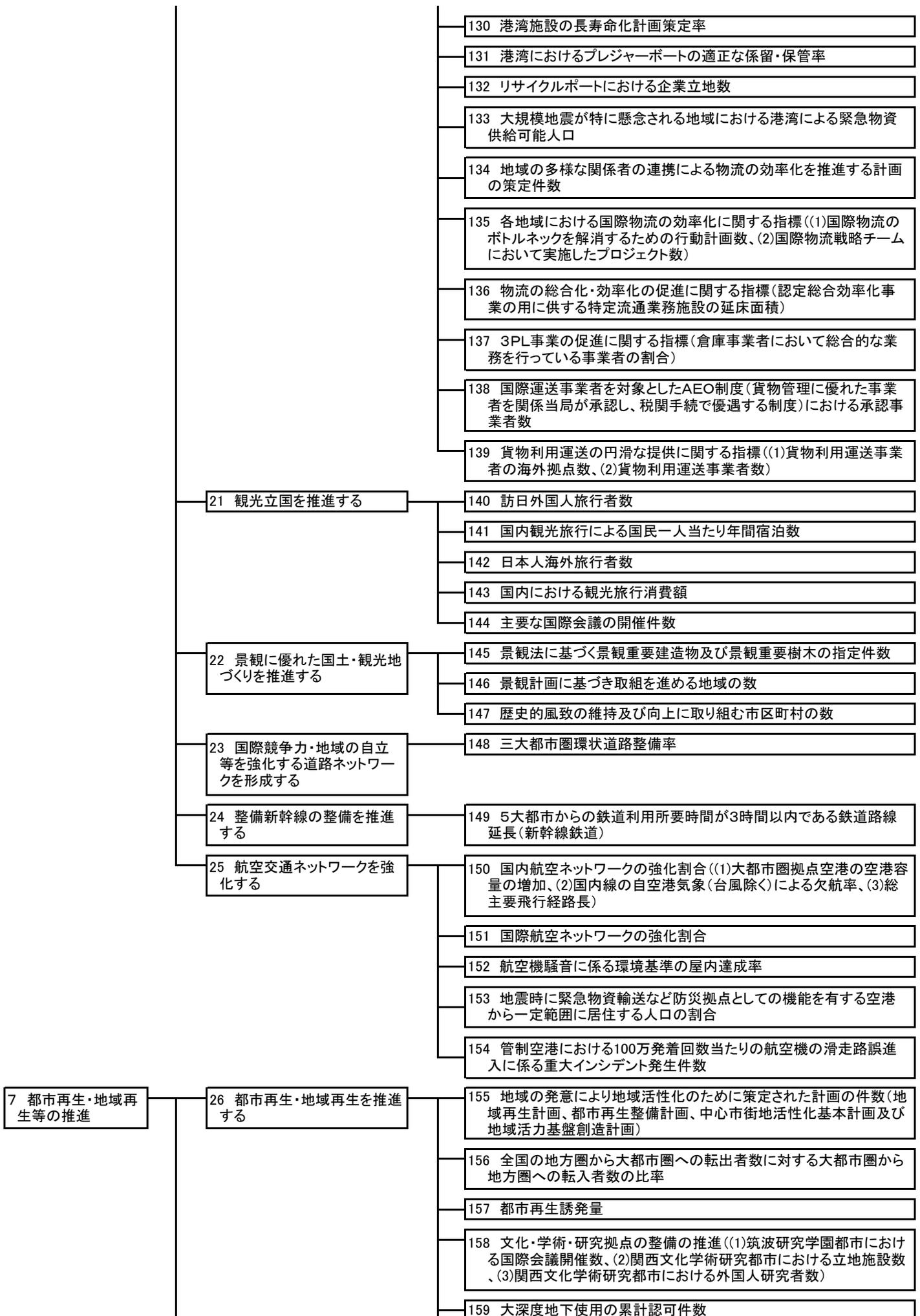
政策目標	施策目標	業績指標	
○ 暮らし・環境 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る	1 最低居住面積水準未満率 2 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率((1)全国、(2)大都市圏)	
	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	3 住宅の利活用期間((1)減失住宅の平均築後年数、(2)住宅の減失率) 4 リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 5 既存住宅の流通シェア 6 25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合 7 新築住宅における住宅性能表示の実施率	
2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現	3 総合的なバリアフリー化を推進する	8 主要な駅などを中心に連続したバリアフリー化を行う重点整備地区の総面積	
		9 公共施設等のバリアフリー化率((1)特定道路におけるバリアフリー化率、(2)段差解消をした旅客施設の割合、(3)視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、(4)不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率)	
		10 低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数((1)低床バス車両、(2)ノンステップバス車両、(3)福祉タクシー)	
		11 バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合((1)鉄軌道車両、(2)旅客船、(3)航空機)	
		12 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数	
		13 園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((1)園路及び広場、(2)駐車場、(3)便所)	
		14 バリアフリー化された路外駐車場の割合	
		15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率((1)一定のバリアフリー化、(2)高度のバリアフリー化)	
		16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	
		17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合	
		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する	18 我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数
			19 水辺の再生の割合(海岸)
			20 油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数
			21 湿地・干潟の再生の割合(港湾)
			22 廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数
			23 三大湾において底質改善が必要な区域のうち改善した割合
		5 快適な道路環境等を創造する	24 建設機械から排出されるNox・PMの削減量
25 市街地の幹線道路の無電柱化率			
26 クリーンエネルギー自動車の普及台数			
6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する	27 渇水影響度		
	28 世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数		
	29 地下水採取目標量の達成率		
	30 水源地域整備計画の完了の割合		

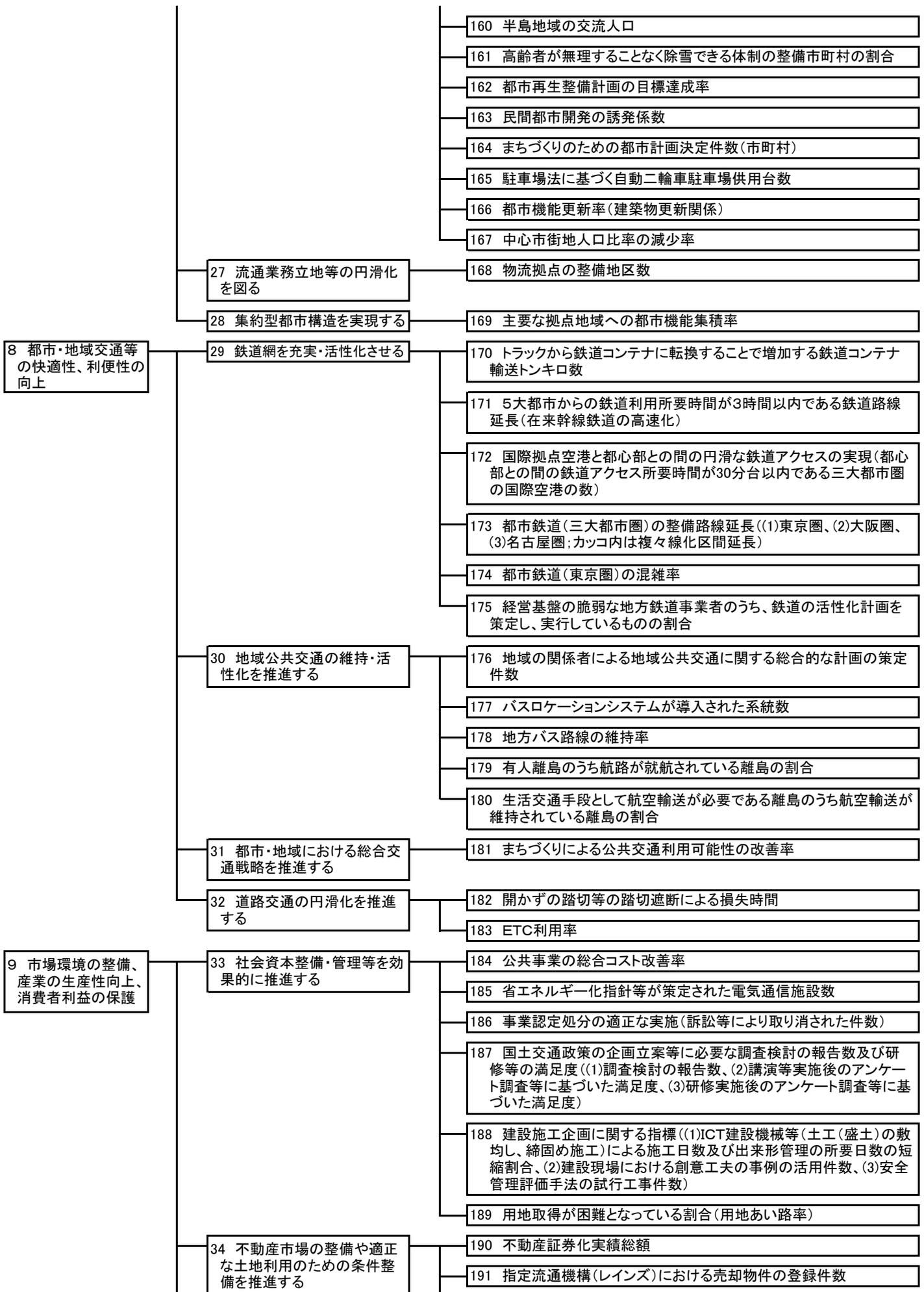






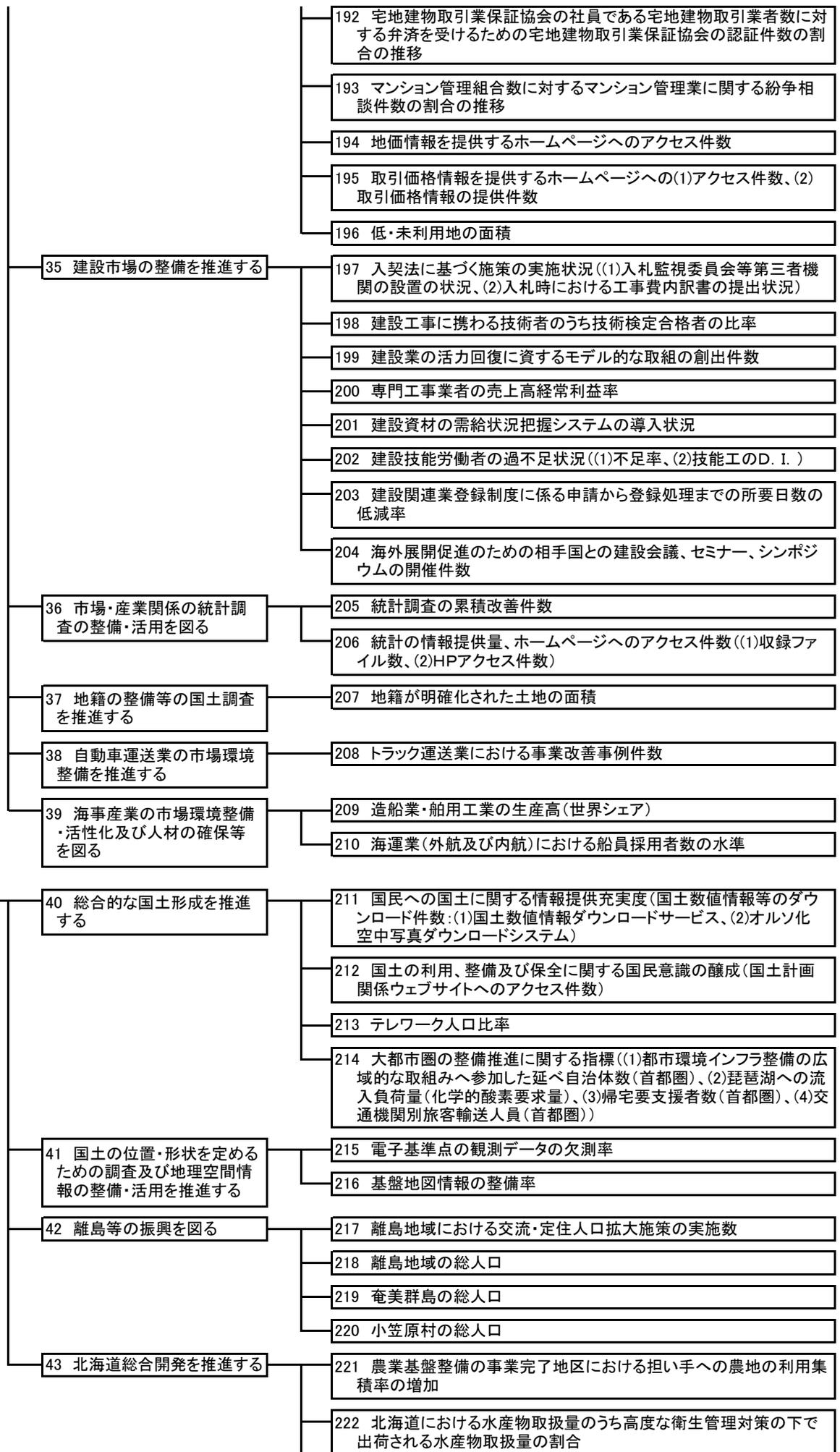
○ 活力

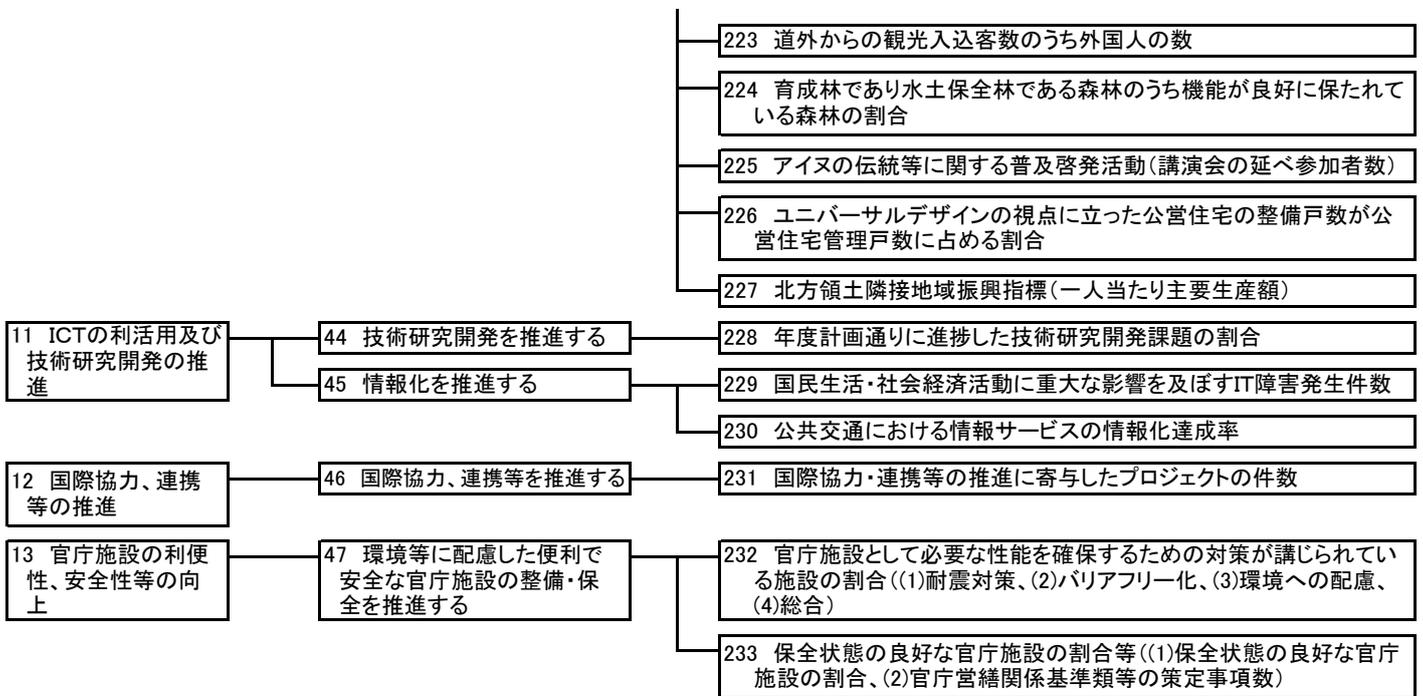




○ 横断的な政策課題

10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備





(注) 政策ごとの予算との対応については、国土交通省ホームページ(<http://www.mlit.go.jp/common/000057907.pdf>)参照

環境省

《環境省》

表 17-1 環境省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	環境省政策評価基本計画（平成14年4月1日決定） 平成18年4月1日改定 平成20年4月1日改定	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成18年4月1日から23年3月31日までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 法施行令第3条第1項各号に規定する、個々の研究開発、個々の公共的な建設の事業及び個々の政府開発援助の実施又は補助を目的とする政策及び規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象。
	3 事後評価の対象等	○ 環境省の政策のすべてを対象。
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 評価結果は、環境省の翌年度重点施策の策定、当該年度の事業決定、予算・機構定員の要求、法令等による制度の新設・改廃、各種長期計画の策定といった企画立案作業において、重要な情報として活用し、反映させる。 ○ 政策評価広報課は、評価結果の翌年度の政策への反映について、必要に応じて関係課室に意見を述べる。 ○ 政策所管部局はその所管する政策に関し、政策評価広報課の示す意見等を参考にしつつ、政策の見直し、検討を行う。 ○ 会計課、秘書課及び環境経済課等の取りまとめ部局は、予算要求、機構定員要求、税制改正要望等の審査等において、政策評価広報課の意見を参考にしつつ、政策評価の結果を的確に活用する。 ○ なお、政策評価と予算・決算の連携を強化するため、関連する閣議決定等の趣旨を踏まえ、必要な取組を推進する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 政策評価結果等に関する外部からの意見・要望等の受け付け窓口は、大臣官房政策評価広報課とする。
実施計画の名称	平成22年度環境省政策評価実施計画（平成22年4月1日策定）	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 実績評価：9施策
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	該当する政策なし

表 17-2 環境省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳別件数		政策評価の結果の政策への反映状況の内訳別件数	
事前評価	事業評価方式：5件 (新設規制) 〔表 17-3-ア〕 《20件》 〔表 17-3-イ〕	規制の新設は有効	5	評価結果を踏まえ、新規規制を実施すること等とした	5 《20》	
	事業評価方式：5件 (租税特別措置等) 〔表 17-3-ウ〕	平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望として妥当	5	平成23年度税制改正（租税特別措置）要望を行うこととした 概算要求に反映	5 1	
	事業評価方式：24件 (個別公共事業) 〔表 17-3-エ〕	事業の実施は有効	24	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	24	
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 (法第7条第2項第1号)	実績評価方式：9件 〔表 17-3-オ〕	施策の改善・見直し	9	評価結果を踏まえ、評価対象政策の改善・見直しを行った（することとした又はする予定） 【改善・見直し】	9
					概算要求に反映	9
					機構・定員要求に反映	8
					機構要求に反映	3
					定員要求に反映	8
					政策の重点化等	9
	未着手 (法第7条第2項第2号イ)	該当する政策なし	—	—	—	—
未了 (法第7条第2項第2号ロ)	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 (法第7条第2項第3号)	該当する政策なし	—	—	—	—	

(注) 《 》は、平成 21 年度に評価結果が公表され、「平成 21 年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、反映状況として新たに報告すべきものがあることから掲載したものである。

表 17-3 環境省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

- (1) 規制の新設又は改廃に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成23年3月9日及び3月11日に「規制に係る事前評価書」として公表。

表 17-3-ア 規制を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案	
1	有害物質使用特定施設等に係る定期点検義務の創設
2	有害物質使用特定施設等に係る改善命令等の創設
3	有害物質使用特定施設等に係る構造等の基準遵守義務の創設
4	有害物質使用特定施設等の届出規定の創設
水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令案	
5	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加（指定物質の規定）

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(1)参照。

- (2) 以下の20政策は、その結果を平成21年度に事前評価書として公表し、「平成21年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」に掲載したものであるが、今回、当該評価結果を政策に反映したことから、新たに報告すべきものとして掲載。

表 17-3-イ 規制を対象として平成21年度に事前評価した政策

No.	評価対象政策
大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律	
1	ばい煙量等の測定結果の未記録等に対する罰則の創設
2	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設に係る改善命令等の発動要件の見直し
3	水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の対象の追加
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律	
4	排出事業者が産業廃棄物を保管する場合の事前届出
5	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度の強化
6	産業廃棄物処理業者等による委託者への通知義務付け
7	廃棄物処理施設の維持管理に関する情報公開の義務付け
8	報告徴収及び立入検査の対象拡充
9	措置命令の対象拡充
10	廃棄物処理施設に関する定期検査制の新設
11	設置許可が取り消された場合等における最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置
12	維持管理積立金の積立義務違反に対する担保措置の強化
13	廃棄物の再生利用、広域的処理等の特例に係る環境大臣の指導監督の強化
14	熱回収の機能を有する廃棄物処理施設設置者の認定制度の創設
15	多量排出事業者の処理計画作成・提出義務に係る担保措置の創設
環境影響評価法の一部を改正する法律	
16	法的関与要件に交付金事業を追加
17	方法書手続の実施前の段階で、環境保全上配慮すべき事項についての検討を行う手続を創設
18	環境影響評価図書インターネットによる公表を義務付け
19	方法書段階における説明会の義務付け
20	評価書に記載した環境保全措置等について、事業着手後における実施状況の公表等を義務付け

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(2)参照。

- (3) 租税特別措置等に係る以下の5政策を対象として評価を実施し、その結果を平成22年9月7日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表17-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	P C B汚染物等無害化処理用設備、石綿含有廃棄物等無害化処理用設備に係る特別償却措置の延長
2	グリーン投資減税（旧エネルギー需給構造改革推進投資促進税制）
3	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置
4	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除
5	環境未来都市整備地域における税制上の特例措置

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(3)参照。

- (4) 事業評価方式を用いて、以下の平成21年度に新規採択を要求している公共事業24事業を対象として事前評価を実施し、その結果を平成22年4月26日に「平成21年度廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業に関する事業評価結果（一般廃棄物整備事業）」として公表。

表17-3-エ 個別公共事業を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	一般廃棄物処理施設整備事業（24事業）

(注) 評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(4)参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、毎年度評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度環境省政策評価実施計画」等に基づき、平成21年度に行った以下の9施策を対象として事後評価を実施し、平成22年9月10日に「平成21年度環境省政策評価書（事後評価）」として公表。

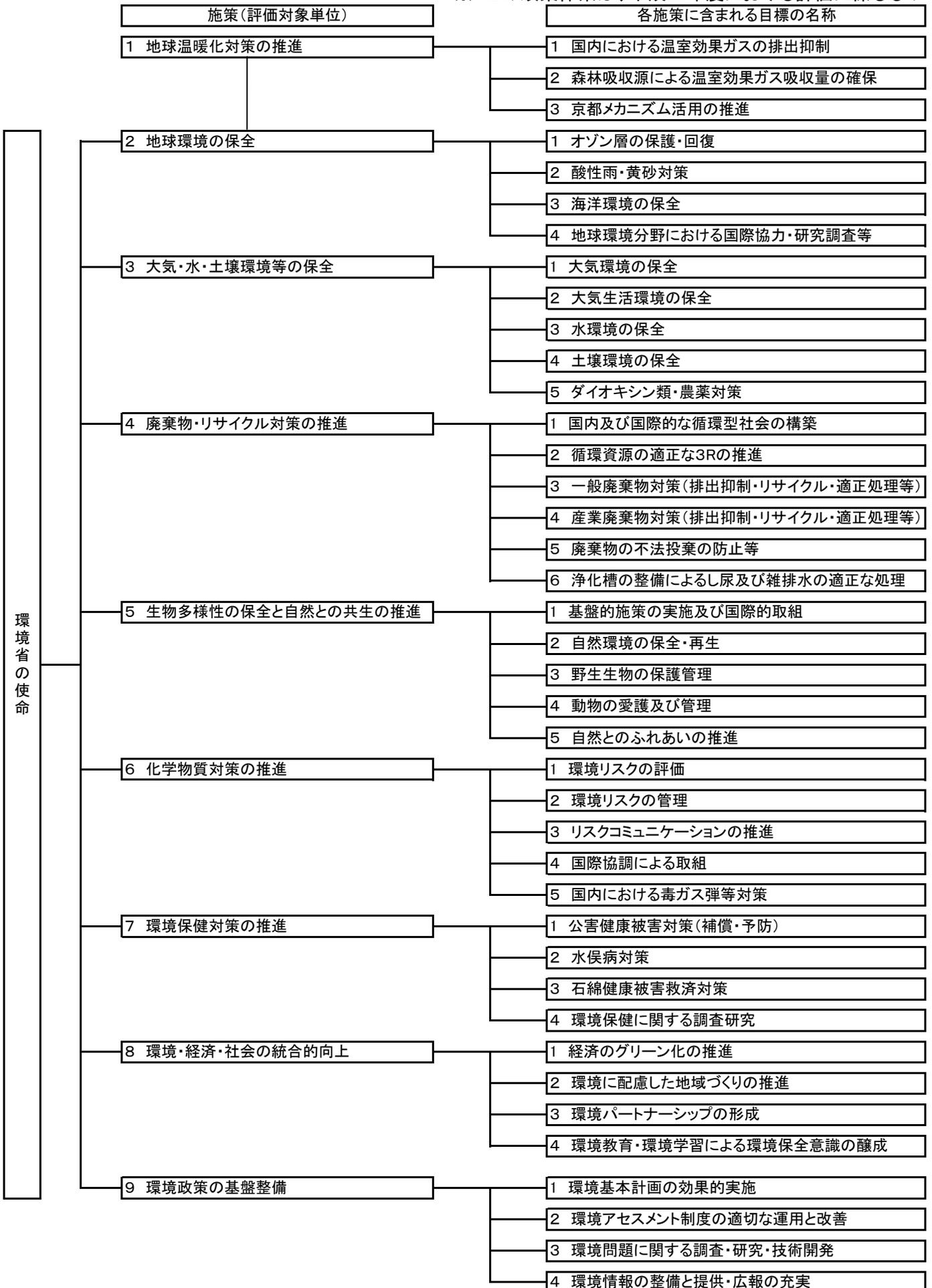
表17-3-オ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	地球温暖化対策の推進	改善・見直し
2	地球環境の保全	改善・見直し
3	大気・水・土壌環境等の保全	改善・見直し
4	廃棄物・リサイクル対策の推進	改善・見直し
5	生物多様性の保全と自然との共生の推進	改善・見直し
6	化学物質対策の推進	改善・見直し
7	環境保健対策の推進	改善・見直し
8	環境・経済・社会の統合的向上	改善・見直し
9	環境政策の基盤整備	改善・見直し

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表17-4-(5)参照。

政策体系(環境省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの



(注) 政策ごとの予算との対応については、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/guide/budget/h22/seisaku-taiou.pdf>)参照

防衛省

《防衛省》

表 18-1 防衛省の政策評価に関する計画の策定状況

基本計画の名称	防衛省における政策評価に関する基本計画（平成18年3月30日策定） 平成18年7月24日改正 平成18年12月26日改正 平成19年8月30日改正	
基本計画の主な規定内容	1 計画期間	○ 平成18年度から22年度までの5年間
	2 事前評価の対象等	○ 事前評価は、事業評価を基本として実施する。 ○ 翌年度から新規に実施しようとする事業について、事業の必要性、事業の実施により期待される効果等を評価する。 ○ 事前の事業評価については、新規主要装備品等の整備（総事業費10億円以上のもの）、新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費10億円以上の技術研究）、その他の新規事業（総事業費10億円以上のもの）を特段の事情がない限り対象とする。 ○ 研究開発の事前評価は、国の研究開発に関する大綱的指針及び防衛省研究開発評価指針を踏まえて行う。
	3 事後評価の対象等	○ 事後評価は、中間段階の事業評価、事後の事業評価、実績評価及び総合評価として実施する。 ○ 計画期間内において事後評価の対象としようとする政策は、次のとおり（平成19年8月30日改正）。 1 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施 2 防衛装備品等の整備及び維持 3 自衛隊の人的資源の効果的な活用 4 防衛装備品の研究・開発の推進 5 防衛施設の安定的な運用の確保 6 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進 7 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進
	4 政策評価の結果の政策への反映	○ 政策評価の結果は、予算要求（組織及び定員要求を含む。）、法令等による制度の新設・改廃、各種中長期計画の策定等の企画立案作業に資するため、大臣官房企画評価課（以下「企画評価課」という。）から防衛省内部部局の各課に適時に通知する。 ○ 政策所管課は、政策評価の結果を当該政策に反映させるとともに、反映状況を適切に把握する観点から、企画評価課に政策評価の結果を政策へ反映させた都度通知するものとする。その際、企画評価課は、政策への反映が不十分であると判断した場合は、適切な反映を図る旨当該政策所管課に通知する。
	5 国民の意見・要望を受けるための窓口の整備	○ 企画評価課は、政策評価書、評価結果の政策への反映状況等の公表に当たり、国民が容易にその内容を把握できるよう、防衛省ホームページへの掲載、広報窓口への備え付け等を行う。 ○ 部外からの意見・要望等は、企画評価課又は防衛省ホームページ上で受け付け、必要な措置を講ずる。
実施計画の名称	平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画（平成22年7月15日策定） 平成23年3月31日改正	
実施計画の主な規定内容	1 基本計画に掲げた政策のうち、実施計画の計画期間内に対象としようとする政策（法第7条第2項第1号に区分されるもの）及び評価の方式	○ 中間段階の事業評価：8項目 ○ 事後の事業評価：17項目 ○ 実績評価：2項目 ○ 総合評価：3項目
	2 未着手・未了（法第7条第2項第2号イ及びロに該当するもの）	該当する政策なし
	3 その他の政策（法第7条第2項第3号に区分されるもの）	○ 租税特別措置等に係る政策の事後評価：1項目

表 18-2 防衛省における政策評価の実施状況等の概要（総括表）

政策評価の対象としようとした政策の区分		評価実施件数	政策評価の結果の内訳件数	政策評価の結果の政策への反映状況の内訳件数		
事前評価	事業評価方式（新規事業）：15件 〔表18-3-ア〕	事業を実施することが妥当	15	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	15	
			11			複数の代替案の中から適切な事業を選択したもの
		概算要求に反映	15			
			機構・定員要求に反映			1
	機構要求に反映	0				
		定員要求に反映	1			
事業評価方式（新規研究開発）：6件 〔表18-3-イ〕	事業を実施することが妥当	6	評価結果を踏まえ、評価対象事業（施策）を実施することとした（実施することを予定）	6		
					概算要求に反映	6
	機構・定員要求に反映	3				
	機構要求に反映	0				
定員要求に反映	3					
事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表18-3-ウ〕	事業を実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、税制改正要望を行うこととした	1		
事後評価	実施計画期間内の評価対象政策 （法第7条第2項第1号）	実績評価方式：2件 〔表18-3-エ〕	今後も引き続き実施することが妥当	2	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	
						概算要求に反映
		事業評価方式（中間段階）：8件 〔表18-3-オ〕	今後も引き続き実施することが妥当	8	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	8
	事業評価方式（事後）：17件 〔表18-3-カ〕	実施した事業は妥当	9	評価結果を踏まえ、今後も同種の施策に反映させるもの	9	
		研究開発課題は達成された	8	評価結果を踏まえ、今後の研究開発又は装備化に反映させるもの	8	
総合評価方式：3件 〔表18-3-キ〕	今後も引き続き実施することが妥当	3	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	3		
未着手 （法第7条第2項第2号イ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
未了 （法第7条第2項第2号ロ）	該当する政策なし	—	—	—	—	
その他の政策 （法第7条第2項第3号）	事業評価方式（租税特別措置等）：1件 〔表18-3-ク〕	今後も引き続き実施することが妥当	1	評価結果を踏まえ、これまでの取組を引き続き進めた（進める予定） 【引き続き推進】	1	

表 18-3 防衛省における評価対象政策の一覧

1 事前評価

(1) 平成 23 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 15 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 22 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-ア 事業評価方式により事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[1-1-(2) 安全保障対話・防衛交流]
1	キャパシティ・ビルディング支援(新たな支援の実施及びキャパシティ・ビルディング支援室の新設)
	[1-2-(1) 防衛装備品整備]
2	火力戦闘指揮統制システム
3	次期輸送機(C-2(仮称))
4	次期救難救助機(UH-X)
	[1-2-(2) 施設整備]
5	札幌病院建替整備事業
6	近文台燃料貯蔵施設整備事業
7	早来燃料貯蔵施設整備事業
8	多賀城庁舎建替整備事業
9	高田倉庫建替整備事業
10	高知射撃場整備事業
11	前川原講堂建替整備事業
12	下総管制塔建替整備事業
13	大村海面埋立整備事業
	[5-6-(2) 在日米軍施設整備等]
14	岩国飛行場における管理棟(施設)(改築)整備事業
15	横田飛行場における工場(機器)(改築)整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 18-4-(1)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(2) 平成 23 年度予算概算要求に当たり、事業評価方式を用いて、以下の 6 項目を対象として評価を実施し、その結果を平成 22 年 8 月 27 日に「平成 22 年度政策評価書(事前の事業評価)」として公表。

表 18-3-イ 研究開発を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
	[3-4-(1) 研究・開発]
1	04式空対空誘導弾(改)
2	新多用途ヘリコプター
3	次世代護衛艦(1)統合空中線システム
4	将来のレーダ方式に関する研究
5	RCS評価方式の研究(1)屋外計測評価技術の研究
6	次世代護衛艦(3)ソーナーシステム

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html)の表 18-4-(2)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (3) 租税特別措置等に係る1政策を対象として事前評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策の事前評価書」として公表。

表 18-3-ウ 租税特別措置等を対象として事前評価した政策

No.	評価対象政策
1	特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例

(注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(3) 参照。

2 事後評価

- (1) 所掌する全ての政策について、別表のとおり体系化した上で、そのうち一部について、特定年度に評価を実施。

実績評価方式を用いて、「平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」等に基づき、以下の2項目について評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「平成22年度政策評価書（実績評価）」として公表。

表 18-3-エ 実績評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(7) 調達・補給・管理]	
1	施設整備におけるコスト縮減の推進	引き続き推進
	[1-2-(3) 装備品等維持]	
2	補給システムの基盤部分の整備（成果重視事業）	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(4) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

- (2) 事業評価方式を用いて、「平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の8項目について評価を実施し、その結果を平成22年8月27日及び23年3月31日に「平成22年度政策評価書（中間段階の事業評価）」として公表。

なお、平成22年度から、従来総合評価により政策評価を行ってきた事業のうち、事業の継続、変更等の検討や今後の施策の企画立案に資するため、効果の検証を行うことが望ましい事業を対象として評価を実施している。

表 18-3-オ 事業評価方式により事後評価した政策（中間段階）

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(1) 防衛政策]	
1	防衛力に関する検討プロセス	引き続き推進
	[1-1-(4) 情報収集・情報保全]	
2	各国防衛駐在官の配置について	引き続き推進
	[1-2-(1) 防衛装備品整備]	
3	軽装甲機動車	引き続き推進
	[2-3-(1) 教育・訓練]	
4	看護師養成課程の4年制化	引き続き推進
	[4-5-(2) 補償等]	

5	駐留軍の使用に供する用地の購入 〔6-7-(6) 広報〕	引き続き推進
6	より効果的な広報誌の在り方について 〔6-7-(9) 給与制度〕	引き続き推進
7	近年の諸手当の改善及び見直しの状況 〔6-7-(11) 会計制度〕	引き続き推進
8	支出負担行為認証官制度	引き続き推進

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(5) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(3) 事業評価方式を用いて、「平成 22 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 17 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 31 日に「平成 22 年度政策評価書（事後の事業評価）」として公表。

表 18-3-カ 事業評価方式により事後評価した政策（事後）

No.	評価対象政策
〔1-2-(2) 施設整備〕	
1	仙台庁舎整備事業
2	豊川庁舎建替整備事業
3	那覇庁舎整備事業
4	小牧空中給油・輸送機関連施設整備事業
5	浜松補給倉庫建替整備事業
〔3-4-(1) 研究・開発〕	
6	短SAM(改Ⅱ) / 基地防空用地対空誘導弾
7	火力戦闘指揮統制システム
8	艦艇残存性向上の研究
9	パッシブ型電波誘導方式に関する研究
10	近接戦闘車用機関砲システムの研究
11	魚雷用誘導制御装置の研究
12	次世代潜水艦システムの研究
13	次世代潜水艦用ソーナーの研究
〔4-5-(1) 基地周辺対策〕	
14	横田飛行場周辺公立福生病院防音補助事業（一般防音）
〔5-6-(2) 在日米軍施設整備等〕	
15	佐世保海軍施設における岸壁整備事業
16	嘉手納飛行場における管理棟（車両）整備事業
17	岩国飛行場における倉庫（一般）整備事業

(注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表 18-4-(6) 参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(4) 総合評価方式を用いて、「平成 22 年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、以下の 3 項目について評価を実施し、その結果を平成 23 年 3 月 31 日に「平成 22 年度政策評価書（総合評価）」として公表。

なお、平成 22 年度から、対象を主要な施策テーマ又は事務事業の分野横断的なテーマに限定し、各種情報及びデータに基づく政策効果を把握し、様々な角度から深く掘り下げた調査・分析を行い、総合的な評価を実施している。

表 18-3-キ 総合評価方式により事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
	[1-1-(2) 安全保障対話・防衛交流]	
1	キャパシティ・ビルディング支援	引き続き推進
	[1-1-(7) 調達・補給・管理]	
2	装備品等の取得改革	引き続き推進
	[2-3-(1) 教育・訓練]	
3	多国間共同訓練について	引き続き推進

- (注) 1 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表18-4-(7)参照。
2 評価対象政策名の上の〔 〕内の番号等は、関連する別表政策体系の番号等を表す。

(5) 「平成22年度の防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、租税特別措置等に係る1政策を対象として事後評価を実施し、その結果を平成22年8月27日に「租税特別措置等に係る政策の事後評価書」として公表。

表18-3-ク 租税特別措置等を対象として事後評価した政策

No.	評価対象政策	評価結果の反映状況
1	特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除	引き続き推進

- (注) 各評価対象政策の評価の結果及びその結果の政策への反映状況については、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/43624_2.html) の表18-4-(8)参照。

政策体系(防衛省)

※ この政策体系は、平成22年度における評価に係るもの

政策	政策目標	施策(広義)	施策(狭義)
<p>統率的に組むこと、率、この目標の達成を図る。我が国が国際的な防衛力の達成を図る。我が国が自衛隊の運用を改善し、自衛隊の安全と安心を確保し、我が国が国際的な防衛力の達成を図る。我が国が自衛隊の運用を改善し、自衛隊の安全と安心を確保し、我が国が国際的な防衛力の達成を図る。</p>	<p>1. 「平成17年度以降にかかる防衛計画の大綱について(平成16年12月10日安全保障会議決定・閣議決定)で定められた「防衛力の役割」並びに「防衛力の基本的事項」に基づき、多機能で弾力的な実効性のある防衛力を整備し、運用する。 (2) 日米安保体制を基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。</p>	<p>1. 防衛政策・自衛隊運用についての企画、立案及び実施</p>	<p>(1) 防衛政策 (2) 安全保障対話・防衛交流 (3) 軍備管理・軍縮・不拡散 (4) 情報収集・情報保全 (5) 運用 (6) 情報通信 (7) 調達・補給・管理</p>
	<p>2. 防衛装備品等の整備及び維持</p>	<p>(1) 防衛装備品整備 (2) 施設整備 (3) 装備品等維持</p>	
	<p>2. 質の高い人材の確保・育成を図り、教育訓練を充実する。</p>	<p>3. 自衛隊の人的資源の効果的な活用</p>	<p>(1) 教育・訓練 (2) 募集・就職援護 (3) 予備自衛官・即応予備自衛官 (4) 衛生</p>
	<p>3. 質の高い装備品の研究・開発を推進する。</p>	<p>4. 防衛装備品の研究・開発の推進</p>	<p>(1) 研究・開発</p>
	<p>4. 防衛施設と周辺地域との調和を図り、防衛施設の安定的な運用の確保を図るための施策を推進する。</p>	<p>5. 防衛施設の安定的な運用の確保</p>	<p>(1) 基地周辺対策 (2) 補償等</p>
	<p>5. 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。</p>	<p>6. 在日米軍の円滑な駐留のための施策の推進</p>	<p>(1) 在日米軍従業員労務管理 (2) 在日米軍施設整備等</p>
	<p>6. 効率的・効果的かつ透明性の高い防衛行政を推進するため、高度の専門性に裏打ちされた組織を維持・整備する。</p>	<p>7. 効果的かつ効率的な防衛省自衛隊の運営の推進</p>	<p>(1) 事務官等採用 (2) 情報公開 (3) 個人情報保護 (4) 組織・定員 (5) 環境保全 (6) 広報 (7) 政策評価 (8) 任用 (9) 給与制度 (10) 福利厚生 (11) 会計制度 (12) 監査・監察</p>

(注) 政策ごとの予算との対応については、防衛省ホームページ(<http://www.mod.go.jp/j/yosan/2010/taiou.pdf>)参照

